

議長／皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の34件を議題といたします。

これより、24日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用につきまして、三宅君、西本恵一君、北川君、山岸みつる君、中村君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

三田村君。

三田村議員／皆さん、おはようございます。

民主・みらいの三田村輝士です。

今回は、障がい者福祉と農業について質問しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速お聞きいたします。

強度行動障がいの方及び重症心身障がい児・者と家族への支援からお尋ねいたします。

まず、強度行動障がいの方の施設整備についてお尋ねいたします。

今年の春、越前市内で強度行動障がいのある方が深夜に自宅を出て交通事故に遭い、大けがを負うという痛ましい事故が発生いたしました。

本人は自閉スペクトラム症の診断を受けており、17歳の頃より、他者への攻撃的な行動が目立ち始め、強度行動障がいとされるようになりました。

強度行動障がいのある方は、噛み付き、頭突き、物を投げるなどの行動が見られ、家庭での養育には限界があるケースも少なくありません。

背景には重度の知的障がいや自閉症など強いコミュニケーションの困難さがあり、本人の意思が適切に伝えられないことが要因の一つとされ、周囲を困らせる行動ではなく、本人が困っていることのサインでもあります。

こうした方にとって、特別支援学校を卒業した後の進路は深刻であります。

軽度・中度の障がいのある方は在学中に就労や進路が決まるケースが多い一方で、重度の障がいのある方は受入れ先そのものが限られていて、家族自らが探さざるを得ないのが現状があります。

18歳の壁は大きく、御家族にとって大きな不安の一つにもなっています。

特別支援学校を卒業した後、我が子の介護のために仕事を辞めたという話もよく耳にいたします。

事故に遭った方の御家族も、特別支援学校を卒業後に通える事業所を探すのに大変苦労され、週に数日しか使えず、在宅での介護が中心となり、御家族の負担は極めて大きいものでありました。

そんな折に強度行動障がいのスペシャリストである馬田先生から事業者の支援員や家族などが研修や指導を受け、接し方を学び、事業所に個室を、そして、自宅にも専用の部屋を作るなど、リラックスできる場所を用意することで、少しずつ落ち着くようになっていっ

たということであります。

事業所で穏やかに過ごせた日は自宅に帰っても落ち着きがあり、家族の負担は少なく、とても助かると言っておりました。

しかし、体が成長し、行動範囲が広がる中で、家庭での支援に限界を感じた御家族は、数年前から施設への入所を希望されておりましたが、入所先が見つからず、今日に至っております。

こうした背景には、強度行動障がいがあることで入所可能な施設が限られている現状があります。

交通事故に遭った日は、夜中に自宅の鍵を開けて裸足で外に出てしまい事故に遭っております。

御家族は、今回のような重大な事故が起きてしまったことで、家庭で支援を続けていくことは難しいと大変大きな不安と限界を感じておられます。

強度行動障がいのある方やその家族は、日常生活に大きな困難を抱えており、重い障がいを抱える方が安心して暮らせる環境を早期に整えていくことは、本人の尊厳ある生活を保障するだけではなく、御家族の老障介護への不安を和らげることにもなり、喫緊の課題となっております。

そこで、お尋ねいたします。

県は、強度行動障がいのある方の入所施設に関する待機状況をどの程度把握しているのでしょうか。

また、入所を希望しても施設の空きがなく、長期間にわたって待機せざるを得ない方が多いという現状について、どのように認識されているのかお伺いしますとともに、今後、強度行動障害のある方の受入れ先が可能な入所施設の整備について、どのような方針を考えているのか、知事の所見をお尋ねいたします。

強度行動障がいのある方が支えていくためには、本人が安心して過ごせる自室や専用スペースを確保することが大変重要であります。

また、夜間に外出してしまうリスクがある方に対しては、施錠できるドアの改修やセンサーの設置など安全対策も不可欠となっております。

強度行動障がいのある方が家庭で安全・安心に暮らせるように、鍵つきドアや専用の部屋の整備など、住宅改修やセンサー、おむつなどの生活用品への支援制度を整備すべきではないかと考えますが、県の所見をお尋ねいたします。

次に、通所サービスの生活介護に対する県の補助制度についてお尋ねいたします。

強度行動障がいや重症心身障害のある方を育て、介護しておられる御家族の生活は、毎日が心身ともに大きな負担を抱えながらの暮らしとなっております。

それでも、御家族は、我が子にも健常のことと同じようにできる限り自宅や自宅の近くで自分らしく生活してほしいと強く願っておられます。

そのためには、医療的ケアや日常の生活支援など、専門的で安心できる支援体制が必要です。

支援が不十分なままだと、家族の負担が限界を超え、地域で暮らし続けることすら困難になってまいります。

令和6年度に生活介護の報酬改定がありましたが、依然として、放課後等デイサービスよりも報酬単価が低いという課題があります。

また、県の事業に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者が安心して在宅生活を続けられるように、家族の負担軽減を目的として医療的ケア児・者などと家族のための在宅生活サポート事業があります。

この事業に、近年、生活介護における入浴や送迎に対する補助が新設され、支援が手厚くなったことで、利用者や事業所は随分と助かっております。

しかし、生活介護での受入れに対する補助制度はありません。

以前から重症心身障がい児・者を受け入れている事業所では、国の基準以上に支援員を配置し、専門的な支援を行わないことには自立に向けた十分な支援ができないといった課題がありました。

現行の報酬では人材が集まらない、将来に向けて投資ができないなどの不安の声が聞かれます。

賃金が安くても、重い障がいのある方を支える仕事をしたいとする思いのある人だけで支えていくサービスでは持続可能なサービスとは言えません。

また、支援が非常に大変な強度行動障がいのある方や重症心身障がいのある方は、通所事業所において受入れ自体が敬遠されがちであります。

仮に、受け入れられたとしても、重症の方は寝たきりの状態で過ごす時間が多く、一人一人の自立に向けた支援が十分に行われていないケースも少なくありません。

その中でも、本人の状態に応じて積極的に自立支援に取り組んでいる事業所もあります。

こうした事業所では、国の基準を上回る人員の配置を行い、支援を行っておられますが、その分、運営の継続には大きな困難が伴っています。

だからこそ、重度の障がいのある方を受け入れ、個別性の高い支援に積極的に取り組んでいる事業所に対して、県独自の補助制度を設ける必要があると考えます。

まず、生活介護でも、医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者受入れに対する補助制度を設けるべきではないでしょうか。

また、重度の障がいのある方を受け入れ、自立に向けて積極的に取り組んでいる事業所には、さらに県の補助額を上げることはできないでしょうか。

この補助制度ができれば支援の質が向上し、支援スタッフの人材確保、事業所の意欲や体制整備の後押しにもつながり、結果として、障がいのある方の生活の質を大きく向上させることができると考えます。

知事の所見をお尋ねいたします。

入浴支援加算と対象者の拡大についてお尋ねをいたします。

令和6年度の報酬改定で生活介護や放課後等デイサービスに入浴支援加算が設定をされました。

誰もが、入浴をすることで心も体もリフレッシュします。

特に、夏などは、多くの方は毎日入浴されると思います。

しかし、この加算の対象は医療的ケア児・者や心身障がい児・者に限られていて、国の制度における放課後等デイサービスでは1人当たり月8回が利用限度となっていますが、県

の事業では、生活介護や放課後等デイサービスにおける入浴支援の補助は月４回が限度となっています。

事業所での入浴支援は２名体制で行うため、人手がかかり、負担の大きな支援だけに、一定の制限は必要と考えますが、補助上限の回数を増やすべきではないでしょうか、県の所見をお尋ねいたします。

入浴支援の県補助制度は、重度の身体障がい者は対象外となっております。

体重が重く、介助が困難な重度の身体障がい者の入浴支援は特に大きな負担となっております。

家庭の風呂での入浴は家族にとって大きな負担になっていますので、事業所の入浴支援は家族にとって随分と助かっております。

重度の身体障がい者の入浴支援についても補助の対象に含めるべきではないでしょうか、所見をお尋ねいたします。

強度行動障がいや重症心身障がいのある方の、日・祝日のサービス提供体制の強化についてお尋ねいたします。

平日は何とか通所できたとしても、日・祝日に利用できる事業所が少なく、家族の大きな負担となっております。

御家庭では、全ての日・祝日を家族だけで支えることになり、この状況が長く続くと、家族は心身ともに疲弊し、継続した在宅支援が困難になってしまいます。

事業所で働く方の休日も考慮しつつ、環境改善を図りながら、日・祝日にも利用できる通所サービスの整備や補助制度のか拡充について検討できないでしょうか、県としてどのように取り組むのかお考えがありましたら、御所見をお尋ねいたします。

特殊浴設備の共同利用についてお尋ねいたします。

小規模事業者にとって、車椅子対応や機械浴など特殊浴設備を整えることは大きな負担となります。

特殊浴の設備を整えていない小規模な事業所に対して、車椅子対応や機械浴などの特殊浴の設備を整えている事業所の浴室の空き時間を共同利用できる仕組みを検討できないでしょうか。

また、地域の住民に開放する仕組みがあれば、在宅で重い障がいのある方を介護している家族への支援にもつながります。

法人の垣根を越えた設備の共有や一般への開放を可能とする柔軟な制度設計について、県の所見をお尋ねいたします。

最後に、夜間の新体制への強化についてお尋ねをいたします。

現在、グループホームでは、夜間は支援スタッフ１人で対応しております。

１人で男女のケアが必要となり、大きな負担となっております。

しかし、夜間の支援に対する国の加算はあるものの、県の補助制度がありません。

また、夜間は家庭で家族が支援することが多く、夜間も家族が休めない状況が続いております。

夜間支援の必要性を県としてどのように認識しているのでしょうか。

また、今後どのような支援体制を検討されているのか、所見をお尋ねいたします。

強度行動障がいや重症心身障がいのある方とその家族が、自分らしく地域で安心して暮らし続けられるようにすることは社会全体の責任であり、福祉政策の中心的課題でもあります。

しかし、子育てや高齢者など様々な福祉サービスの中で、障がい児・者の福祉サービスは最も遅れております。

福祉サービスの制度の狭間に取り残されることなく、本人の尊厳と家族の生活が守られる支援制度の充実を強く求めてお尋ねをいたしますので、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／三田村議員の一般質問にお答え申し上げます。

私から、強度行動障がい児・者の施設の入所の待機状況の現状及び入所施設の施設の整備についてまずお答えを申し上げます。

今年の5月に、市町や事業所から今の状況の調査を行わせていただいております。

これによりますと、県内には、強度行動障がいのある方が1141人いらっしゃいまして、うち489人が県内の23の事業所に入所されている状況でございまして、早期入所を希望していて待機をいらっしゃりの方が16人、これは大人の方ですけれども、16人いらっしゃるという状況でございます。

定員的には、県下全体で見ると、若干空きがあるという状況でもございます。

そういうことも踏まえますと、専門的人材であるとか、個室、そういったものがしっかり整っているような一部の施設にも集中しているというところも一つの原因なのかなと考えているところございます。

こうしたものを解消していくためには、やはり研修を受けた専門的人材を育成していく、それから、個室の整備、こういったものを行っていく、財政的支援も必要だというふうにも認識いたしているところでございます。

こうした支援を継続いたしまして、待機者の解消に努めていくと。

また、御家族の皆さんの負担を少しでも和らげていく、そういった観点から、国の動向もしっかりと見ながら、施設整備の在り方を検討していきたいと思っております。

もう一つはやはり、その強度行動障がいの方の状況を踏まえますと、自宅で見られるということも大事な要素であるかと思っております。

そのためには、おっしゃっていただきましたけれども、やはり専門的な方からしっかりと指導を受けて、心落ち着かせると家でも暮らせるような時間が増えてくると伺っていますので、そういった在宅生活も継続できるような専門的支援、これを充実していく、こういうことで強度行動障がいの皆さんが安心して地域において生活ができるような環境をつかっていきたい、そういうふう考えているところでございます。

続きまして、生活介護事業所に対する補助制度の創設、重度障がい者受入れ事業所への補助増額についてお答え申し上げます。

医療的ケア児・者、これを受け入れる事業所、これにつきましては、まず数を増やす、そ

れから、受入れ人数を、定員を増やしていただくということの、全体の量的拡大という部分が一つと、それから、受入れのサービスの質の向上を図っていくといった、その両面が必要であるというふうに考えているところでございます。

身近な地域の受入れにつきましては、例えば受入れ事業所の中でも、放課後等デイサービス、こういったところにはもともと看護師さんの配置がなかったという状況もございましたので、平成27年度から、この配置を県の独自に始めさせていただいているところでございます。

また、一方で、御指摘もありましたが、生活介護の事業所、ここはもともとが看護師の配置が義務づけられているということもございました。

そういうこともありまして、その部分の人件費については国の報酬制度で措置がされているということで、県の独自の支援を行っていないところでございます。

ただ、送迎であるとか、入浴の部分に対する県の事業の補助金を行うことで、事業所の負担の軽減も図ってきたということでございます。

結果といたしまして、こうした県の独自の施策を始めたときに、こうした事業所の数は県内で12でございましたが、これが56に増えているということで、県がいろんな独自制度を始めた結果も表れてきていると認識をいたしております。

医療的ケア児・者への支援をこれからも安定的にしっかりと担っていかなければいけないと考えております。

そのためには、最初にも申し上げましたが、専門的な人材、こうしたものを育てていく、確保していく、さらに、事業所の方に話を伺いますと、やっぱり経営が厳しいということもあって、これから継続できるか不安だというような声も伺っているところでございます。まずは、国に対して、基本報酬を引き上げるとか、また、いろんな加算制度を充実する、こういったことを引き続き求めていきたいと思っておりますし、また、面的拡大、質的な拡大、こういったものを図るためにも、事業所の実態や利用者のニーズ、こういったものを把握させていただいて、必要な支援の在り方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、6点。

まず、強度行動障がい者の住宅改修や生活用具の支援についてお答えいたします。

強度行動障がいのある方が、家庭で安全、安心に生活するためには、特性に応じた住環境の整備が不可欠であります。

御指摘のとおり、ドアや窓の強化、センサーの設置、鍵つき窓などの対策が求められていると認識しているところでございます。

現在県では、市町が必要と認める重度身体障がい者に対し、住宅改造費の支援を行っているほか、市町において日常生活用具の給付に関する支援を行っているところでありますが、行動障がい起因する住環境整備については、現行制度の対象外となっております。

今後は、強度行動障がいのある方の家庭における実態や生活課題を把握するとともに、市

町の意向や関係部会からの専門的知見を踏まえ、住宅改修や生活用具支援の在り方について具体的な検討を進めるとともに、国への要望も視野に入れながら、地域で安心して暮らせる環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

続きまして、入浴の補助上限の回数を増やすことについてお答えいたします。

在宅で医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の入浴介助を行う家族の精神的、身体的負担の軽減を図ることは、地域で暮らし続けるために非常に重要であると認識しております。そこで、入浴介助サービス実践事業所を増やすため、令和4年度に県の補助制度を設け、サービスを提供する事業所は、制度開始時の13事業所から18事業所に拡大しております。さらに、入浴介助にかかる補助単価を実際に配置されている看護職員の人件費に見合う水準とするために、今年度から単価を1.3倍に増額し、入浴介護実践事業所のさらなる拡大を図っているところでございます。

しかし、事業所からは、補助回数が少ないとお声もいただいています。毎日でも入浴したいということは誰もが望むところであり、今後、人員の配置や採算性の実態調査を行ってまいりますとともに、事業者への聞き取りを進め、上限の見直しを視野に検討してまいります。

続きまして、重度身体障がい者の入浴支援についてお答えいたします。

重症心身障がい児・者の入浴支援については、令和6年の国の報酬改定において、入浴時に負担がかかることから、医療的ケアの有無を問わず、重症心身障がい児・者への入浴支援加算が新たに創設されたところであります。

しかしながら、国の加算があっても実際の職員配置に報酬が見合わないとの事業者の声も踏まえて、県独自の補助において重症心身障がい者については、令和7年度から新たに対象とし、制度の拡充を図ったところでございます。

現在、国の加算や県の対象となっていない重度の身体障がい者の入浴支援については、事業所での支援や家族の負担感などの実態を丁寧に把握するとともに、国の報酬改定の動向も注視しながら、負担に見合った効果的な支援について検討を進めてまいります。

続きまして、日・祝日に利用できる通所サービスについてお答えいたします。

日曜や祝日のサービスを提供する通所事業所は270事業所のうち約30事業所と、少数ではございますが、事業所のほうで工夫をいただきながら、日曜日、祝日の通所の支援に取り組んで、在宅生活を支える重要な役割を担っておられます。

一方で、事業所の職員も、自身の育児や介護の家庭事情を抱える方が多く、働き方改革が進む中、勤務する職員の確保には事業所も苦慮しており、勤務態勢の維持が課題とお聞きしております。

御家族の状況や、事業所の職員確保、運営などの実態も丁寧に聞きながら、他自治体での対応なども含めて検討を進めてまいります。

続きまして、特殊浴設備の共用利用についてお答えいたします。

障がい者による、自力での入浴が困難な方が、座った状態や寝た状態のまま入浴ができる浴槽等の設備は高価であり、小規模な事業所では導入が難しいとの声があったところでございます。

これを受け、県では、重度障がい者の受入れに必要な施設改修や設備の導入を支援する事

業を令和6年度から開始し、2事業所で特殊浴設備が導入されたところであります。重度の障がいがある方の入浴介助には3名から4名の職員が必要なため、人員確保が難しい事業所においては、必ずしも毎日、設備が利用できていないお話もお聞きしております。事業所間での設備の共用や一般家庭への解放については、入浴介助する職員の確保や事故が発生したときの責任の所在、光熱水費をはじめとした費用の分担方法、様々な施設との利用の調整など検討課題も多いところであります。

このため、他県の実践事例なども含め、事業所間の設備共用等の可能性については調査、研究してまいります。

最後になりますが、夜間の支援の必要性についてお答えいたします。

グループホームにおける夜間支援については、見守りやトイレの介助、緊急時の対応等、夜間の職員配置は大変重要であると認識しております。

障がい者のグループホームは自立支援を目的とする一方で、親が高齢になった重度の障がいを持つ方にとっては、親亡き後を見据えた、住まいとしてのニーズが高まっていることから、利用者が安心して過ごせる環境にするため、夜間支援がますます重要なこととなってきております。

障害福祉サービス等、報酬制度においては、夜間の支援サ体制を確保した場合には加算が設けられているところでございますが、平成30年度以降、この報酬は改定されておらず、事業所からは十分ではないとの声を伺っているところでございます。

そのため、今後、国に対して、報酬制度の見直しや、財政的支援の拡充を要望してまいりますとともに、事業所や利用者、家族の実情を丁寧に把握しながら、夜間を含めた持続可能な支援体制の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

議長／三田村君。

三田村議員／何点か、検討いただける内容について御答弁いただきました。

時間が後に残りましたら、再質問をちょっとだけさせていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目は、本県の有機農業の推進についてお尋ねいたします。

有機農業は、自然の循環機能を生かし、環境への負荷を低減するとともに、農産物の付加価値を高めることができる大変重要な取組であります。

本県では、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、農業を取り巻く新たな課題や状況の変化に対応しながら、食・農・農村政策を推進するため、「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」を策定されております。

その中で、有機農業の目指す姿として、経営として成り立つ有機農業を確立、農業者は環境に配慮して作った農産物を消費者に届け、県民は環境に配慮して作られた農産物を選び、自然豊かなふるさと環境を守ると記載されております。

そこで、有機農業の推進に当たって、何点かお尋ねをいたします。

まず、有機農業の生産拡大に向けて、県としてどのような具体的な取組を行い、どのような目標を定めているのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目ですが、官民連携のプラットフォーム、農林水産地方創生センターについてお尋ねいたします。

6月定例会の知事の提案理由の説明において、有機農業の生産から流通、販売、消費までを一体的に進めるため、官民連携によるプラットフォーム、農林水産地方創生センターの立ち上げを表明されました。

また、一昨日、越前市のサンドームで開催されましたオーガニック・グリーン農業推進大会では、鷺頭副知事から有機農業の取組について、食育や地産地消、農泊とともに連携をしながら、農業の能力向上と関係人口の増加につなげるために、このセンターにおいて具体的な取組の方向性について議論を進めていきたいとお話がありました。

さらに、令和8年度には有機農業を体系的に学べる福井オーガニックグリーンアカデミーを開校し、担い手の育成に取り組むことも発表されており、特に人材育成を先行して進めるとの力強い発言がありました。

滝波農林副大臣からも、全国初となるセンターの設置を福井県でとの発言があり、国からの強い後押しも感じたところであります。

このセンターは、どのような仕組みで、何を目的としているのでしょうか。

また、どこに設置し、どのような効果を期待されているのか具体的にお尋ねいたします。

3点目、人材育成と拠点整備についてお尋ねいたします。

有機農業の担い手を増やすためには、技術習得や経営ノウハウが学べる実践的な研究拠点の整備が不可欠であります。

国においても、指導者育成や拠点産地づくりの支援が進められております。

福井県でも、初心者でも安心して学べ、就農や独立につながる人材育成、実践、研究、交流の複合的な拠点を整備する必要があると考えます。

全国から人材を受け入れ、学び、交流できる場とすることで、福井県の有機農業のモデルをつくっていきけるはずと思っております。

また、令和5年3月には、越前市を環境負荷低減の特定区域に設定され、越前市は令和6年5月にオーガニック都市宣言を行っております。

まさに、越前市は県内のモデル地域ではないかと考えるところでございます。

今後、県は越前市とどのように連携し、人材の確保育成も含めて、有機農業の生産拡大を進めていくのでしょうか。

越前市への支援も含めて県の方針を伺うとともに、特定区域に設定された越前市と連携し、拠点を整備していくお考えはないのか、県の所見をお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／有機農業につきまして、3点お答えいたします。

初めに、有機農業の生産拡大に向けた具体的な取組と目標でございます。

有機農業や特別栽培といった環境保全型農業の生産拡大に向けましては、高度な栽培技術の習得や、除草作業の負担軽減が課題となっております。

県では、普及指導員による指導体制の強化を図っており、昨年度からは水田除草機の購入補助も行っております。

加えまして、今週22日に開催しましたオーガニック・グリーン農業推進大会におきまして、有機農業に先進的に取り組む農業者7名を、オーガニックアドバイザーに始めて委嘱しまして、生産者からの相談に全県的に対応できる体制を整えたところでございます。

さらに今年度から、農業試験場におきまして、両正条田植えと自動操舵除草機による除草機能の向上と作業効率化、施肥量の診断による収量向上に関する研究もスタートさせたところでございます。

県のみどり基本計画におきましては、有機農業、特別栽培の取組面積を2030年に、基準年であります2020年の3割増となる2200ヘクタールとするなど、高い目標を掲げておりますので、これらの取組を通じまして、達成していきたいと考えております。

続きまして、農林水産地方創生センターの仕組みと目的、効果についてでございます。

有機農業につきましては、環境負荷の低減のみならず、農業の付加価値の向上につながる重要な取組と考えております。

その一方で、有機農業の意味や安心して食べられる、生態系の保全につながるといった素晴らしさが消費者に十分には浸透しておらず、需要開拓の面で課題があると思っております。

今後、有機農業の取組を面的に拡大していくためには、生産者との交流などを通じまして、消費者理解の醸成を図りつつ、職員、事業者などと連携しまして需要開拓に取り組むことが大事でございまして、そのためにも、官民連携の推進体制の構築が必要と考えております。

このため、国の支援を受けながら、例えば観光や教育といった異分野、異業種も含めまして、民間企業や団体などが幅広く参画した協議体であります農林水産地方創生センターを早期に立ち上げまして、場所も含め、今後の有機農業やそれに関連する取組の方向性について精力的に議論を進めまして、参加者による取組の実践を通じまして、有機農業の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、越前市と連携した人材育成支援、越前市への支援、越前市と連携した拠点整備についてでございます。

越前市における有機農業の推進に対しまして、県では、令和5年度から国の交付金を活用した支援を行っておりまして、有識者を招きました研修会による技術力の向上や消費者(?)の販路拡大など、生産から流通、消費までの一貫した取組が進められております。

県としましては、越前市のモデル的な取組の成果を広く県内に共有しまして普及につなげていきたいと考えております。

また、来年度には、水稻における有機農業特別栽培を体系的に学べる福井オーガニックグリーンアカデミーを開校し、有機農業の人材育成を強化してまいります。

なお、アカデミーにつきましては、県内外から意欲ある農業者を広く受け入れまして、座学や現地研修によるカリキュラムとすることを想定しております。

こういったことが実現できるよう、拠点につきましては今後、関係者と協議を進めていきたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／強度行動障がい児のサービス、あるいは重症心身障がい児のサービスについて、それと、有機農業を丁寧に説明いただきました。

ありがとうございます。

この重症心身障がい児・者のこういうサービス、それから、強度行動障害の皆さん方のサービス、これは先ほどもちょっと触れましたけれども、様々なサービスの中で、特に遅れているのは福祉、障がいのある方の福祉サービスで、その中でも、強度行動障がいの方、そして、重症の心身の方の福祉サービスが遅れているという、制度のサービスのなかなか手が行き届いていないということが言えると思いますので、この件については国にも強く要望いただきたいと思いますし、また、今日、何点か御検討いただける課題もありますので、ぜひ目に見える形でその検討の形を期待いたしております。

それから、知事からは専門的な人材育成のお話をお聞きしました。

まさにそのとおりだと思います。

ここが非常に大切なところなんです、これまでも福井県は、その面については積極的に取り組んでいただいていると思いますが、なかなか進まないといえますか、広がらない。なので、ここは、今までの取組をさらに加速するというか、さらに力強く徹底して進めていただきたいと、このことを期待しております。

それから、有機農業ですね。

実は私も、5反ほどコシヒカリの有機農業を栽培しておりまして、今日も朝、ちょっと田んぼを通ってきたんですが、除草剤をまかないので草は大変なものです。

草を作っているのか、米を作っているのか、分からないぐらい***が元気に育ってしまっていて、これはどうしたものかなと思うんですが。

なぜ私、その有機農業を始めたかと言いますと、後押ししてくれる人がいるんですよ、何かあったら言えよと。

だから始めたので、ぜひ、具体的な形で、目に見える形で、今のアカデミーとかセンターの取組を進めていただいて、やろうという人を引きつけて、人材育成に積極的に取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

藤本君。

藤本議員／越前若狭の会の藤本一希でございます。

また質問項目が多くなってしまうので、少し早口になってしまうかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

まずは、あわら市の洋上風力についてお尋ねいたします。

県による経済波及効果の調査結果が取りまとめられました。

県も、報道機関も、総事業費は最大で4836億円、経済波及効果は1674億円、これは30年間で延べ9330人というふうに誇張いたしますが、これらの数字はあくまで、もし地元自給率が上げていければという仮定に基づいた試算であり、今時点での受注能力を反映したものではありません。

現状の地元の受注能力は、風車本体について言えば、僅か0.4%、全体の0.4%、そして、周辺設備についても全体の1.8%にとどまり、2%未満ということで、それぞれ上昇の見込みもないという現状です。

事業全体について、地元の受注率から換算する経済波及効果は、実際は417億円という結果でございます。

雇用に至っては建設時、撤退時の特殊的な、例えばケーブルの敷設とかは確かにあるんですけれども、いわゆる安定的な雇用、すなわち維持管理等による地元の雇用ですね、これを20年間で割り戻すと、地元で創出できる雇用は、年間平均は8人程度というのが実際の現状ということが分かりました。

事業費のほとんどは、実際には地元では還元されずに、ほとんど県外の企業、さらに言えば、外資に頼らざるを得ないということで、地元に戻元されるどころか、事業費のほとんどで、ただただ外資を利する事業であるということが定量的に明らかになったのは今回の結果だと思います。

また、国内に目を向ければ、洋上風力事業所による撤退、それによつてはしごを外される自治体というのも散見されます。

例えば三菱商事、2025年2月に銚子市で大規模に洋上風力発電事業をゼロベースでの見直しということを発言されました。

はしごを外されてしまった地元の建設業者、新卒で就職を予定していた方々、そして、行政は混乱を極めております。

銚子市や千葉県は、48億円の予算を組み、既に6億円など支出済みということで、メンテナンスの拠点となる名洗港の改修事業などを進めてしまっていたという状況です。

昨日、港湾の整備の話もありましたが、こういった事実もあるということを土木(?)におかれても受け止めていただいて、洋上風力に係る今後の動向というのは慎重に注視いただきたいと思います。

さて、前途多難ではあるのですが、まず我々が目の前で今見極めなければならないのは、利害関係者の理解を今時点で得られていないという課題だと思います。

この点について、重要な理解関係者である加賀市との協議について質問いたします。

まず、加賀市からどのような意見や要望等をこれまでいただいていたのでしょうか。

そして、それらに対し具体的にどのような対応を取ってきたのでしょうか。

そして最後、今後、加賀市とどのような姿勢で協議に臨まれるか。

自治体をまたぐ外交にもなりますので、最後の点は知事にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。

私から、あわら市沖洋上風力に係る加賀市との協議の姿勢についてお答え申し上げます。
今、御指摘いただきましたけれども、あわら市沖の洋上風力発電は、これは県境部分に設置されるという特性もあるわけございまして、自然環境等への影響が、石川県側、特に加賀市の側に影響が及ぶという可能性もあるわけございまして。
そういうことから、石川県側の理解を得ながら進めていかなければいけない案件であると認識をいたしております。

これまでも、加賀市に対しましては、このあわら市沖の洋上風力発電についての情報提供、こういったものも行わせていただいているところでございます。
今後につきましても、引き続き、加賀市も含めて周辺の関係者の皆様に御理解いただけるように、必要な情報提供を行っていきますし、また、御懸念の声には一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、加賀市からの意見や要望と、これらの対応についてお答えいたします。
福井県としましては、これまでに石川県や加賀市の担当課を訪問し、事業計画の概要などについて説明を行うなど、適宜、適切に情報共有に努めております。
そうした中で、石川県側としましては、漁業や景観への影響、観光、経済面での地域へのメリットが見えないことなどを課題として認識していると承知しておりまして、経済波及効果の調査結果など、関連した情報については説明を行ってきております。
今後も引き続き、加賀市を含めた関係者に対しまして丁寧にコミュニケーションを図り、頂戴する意見や要望などに真摯に対応してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

今回、経済波及効果について調査をされたということだと思いますが、景観ですか漁業、特に定置網のことなども言われたと思いますが、こういったところに対する影響というところは、まだ影響調査もできておりませんし、お示しする資料などもないと思いますので、まずこういったことをしっかりお伝えできるように、引き続き働きかけをお願いいたします。

また、真摯にそれらの懸念については向き合っていて、払拭できない場合には再検討いただきたいと思います。

続きまして、太陽光発電について伺います。

ロイター通信は先月、米国内に設置された中国製の太陽光発電用インバーターや蓄電池に、仕様書に記載されていないセルラー無線を含む不審な機器が内蔵されていたことを報道しました。

当該通信機器は、通常のサイバーセキュリティ対策を回避し、遠隔アクセスが可能な構造であり、悪用された場合は、太陽光発電用インバーターの出力制御やスイッチの強制操作等を通じて送電に障害を与え、電力供給の不安定化や広範な停電を引き起こす恐れがあると指摘されています。

一部製品には、軍需産業に関わりの深い中国企業で製造されたと考えられる製品も含まれておりまして、これらの設備がサイバー攻撃や情報収集、妨害工作等の手段として悪用される可能性を排除できません。

そこで伺いますが、報道及び米国エネルギー省の見解等について、政府として行った事実確認や調査結果等について、福井県として政府に共有を求めるとともに、経済産業省との連携を含めて、県内の太陽光パネルに関する調査を行う方法はないでしょうか、検討お願いします。

また、米国エネルギー省は報道に関連し、製品機能の透明化を確保するためS B O M、いわゆるソフトウェア部品表だと思いますが、この導入を含む対策の重要性を認識している旨を表明しています。

そのほかにも、米国連邦議会では、中国製の太陽光発電用インバーターや蓄電池など、インフラ機器に対する制限を目的とした複数の法案が下院を通過して、対応が進んでおります。

また、欧州諸国の一部でも、再生可能エネルギー関連施設に対する同様のリスクに着目し、安全保障上の規制導入を進めています。

例えばリトアニア議会では、100キロワットを超える太陽光発電設備や発電設備について、国家安全保障上の脅威とされる外国からの遠隔アクセスを制限する法律を可決している状態に至っています。

政府としての対応ももちろんですが、福井県としても現状の把握、リスク評価、管理体制の強化、こういったことを導入すべきだと考えています。

そこで伺いますが、県内に設置している、あるいは既に設置された太陽光パネルに対しS B O M開示を事実上必須としていく方法はないでしょうか、御所見を伺います。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私から、太陽光発電につきまして、2点お答えいたします。

まず、太陽光発電設備に内蔵されていた通信機器に対する政府の調査結果の共有と県内調査についてお答えいたします。

太陽光発電設備のセキュリティに関する今回の報道を受けまして、政府が米国に行った事実確認や調査結果の内容について、政府は、相手国との関係等から、公表することを差し控えるとしておりまして、県といたしましても、そうした対応に理解を示したいと考えております。

また、国内におきましては、経済産業省が関係団体等から情報収集を行いながら事実関係の確認を進めており、今月13日には、現時点で問題となる事例は報告されていないことを明らかにしております。

こうした調査は、電気事業法に基づく事業者の届け出義務等を通じ、発電設備に関する関係情報を有する国におきまして、電力の安定供給やセキュリティ確保の観点から一元的に進められるものと考えております。

続きまして、太陽光パネルを設置する場合に、SBOM開示を必須とする方法についてお答えいたします。

ソフトウェアの構成情報を示す、いわゆるSBOMにつきましては、現在、国においてソフトウェアの開発、調達等を行う事業者向けにSBOMの導入方に関する手引きを作成するなど、ソフトウェアの透明性や追跡可能性を確保するための取組が進められております。また、先ほど申し上げましたとおり、太陽光発電設備において不審な通信機器が内蔵された事案については、国内では報告されておられません。

このような状況の下、県といたしましては、独自に太陽光発電設備へのSBOMを必須化するのではなく、まずは国の対応を注視してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

まず、調査結果の公表を差し控えているのは私も承知した上で、だからこそ、行政間での、いわゆる公表ではない共有というものを要望していただけないかという趣旨での質問でございました。

また、政府が調査をしているのですけれども、どれだけの割合が調査できているかも定かではありませんし、福井県下がそれに該当する設備、調査対象になったかも定かではないという状況の中で危機感を感じております。

もちろん国の動向を注視していただきたいのですけれども、対応としてまだ不十分だという懸念から質疑をさせていただいていますので、また今後とも御検討いただきたいと思います。

続きまして、特定再生資源屋外保管業について質問させていただきます。

なじみのない言葉かもしれませんが、いわゆる金属スクラップ等を有償で売買する目的で屋外に保管する事業、これらを営む場合、廃棄物処理法の有害使用済機器に該当するもの以外、これに該当しないものについては規制ができないというのが今の日本の現状であります。

それらが、環境であるとか、県民の安心・安全な生活環境の確保を脅かす可能性があるという事案が複数発生しているので、国内で様々な問題になっているということであります。これらについて実態を調査いただいて、規制等も検討いただきたいという趣旨で質問します。

この問題が取り沙汰されるようになったのは2010年頃ですが、2010年6月、警察が全国一斉に捜査を行いました。

その当時は外国人33人を逮捕するに至ったのですけれども、その後、これは対策が必要だということで、最初に対策をつくったのは千葉県であります。

2015年4月1日にヤードを規制する、この保管業を以降ヤードと呼びますが、ヤードを規

制する条例を全国で初めて施行しました。

その後、茨城県、三重県、山梨県、埼玉県と続き、これらの条例が評価されていったということでもあります。

千葉市が調査した結果では、金属スクラップヤードでは騒音、振動の苦情が多数を占めていまして、ヤード事業者のうち4割から5割が中国系の事業者であるということも分かりました。

また、朝日新聞の報道によれば、千葉県内にあるヤードの調査をしたところ、その3分の1が近隣住民とのトラブルを抱えているということも当時明らかになりました。

県内に目を向けますと、2023年の鯖江市の事例を取り上げます。

この事例は、騒音レベル、時に70デシベルということがありまして、とても生活できないレベルだと思います。

また、住宅とヤードの敷地の距離が僅か1.5メートルしかなく、油の臭いも漂ってきて、洗濯物を外で干すことすらできない状態だということでした。

住民は取材に対して、この状態がいつまでも続くと思うとノイローゼになりそうだと語っていたということです。

まさにそのとおりだと思います。

住民が鯖江市に相談をしたら、鯖江市ないし福井県には、このヤードを規制する条例がないということで、手を打つことができませんでした。

業者と直接接触して打開を模索しましたが、業者の代表の方も中国籍の方で、なかなか取り合ってくれなかったということでもありました。

当時、鯖江市は他の市町と連携して、これらのヤードを規制していく条例の制定を県に働きかけていきたいと当時語ったようではありますが、現在、制定には至っておりません。

国会でもこの問題に対する答弁がさきの国会でもありましたが、これから議論を本格化したいということにとどまっております、まだまだ時間を要しそうです。

その間、福井県内でこれら一切規制が行われないという状況は看過できないので、以下2点伺います。

県内における特定再生資源屋外保管業の行うものの実態について、詳細を把握することはできないでしょうか。

また、これらの特定再生資源屋外保管業を規制する条例または許可制とするようなことを検討した場合、どのような課題が考えられるか、御所見をお聞かせください。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／特定再生資源の屋外保管業につきまして、2点お答えいたします。

まず、特定再生資源屋外保管業の実態を把握する方法についてお答えします。

有償で売買される金属スクラップを屋外ヤードで保管する事業者については、廃棄物処理法の規制対象外となっておりまして、許可や届出の義務がないことから、全てを把握することは困難であります。

埼玉県におきましては、金属スクラップヤードにおける騒音、振動などが周辺住民とのトラブルになるケースが多発している状況を踏まえまして、一定の事業者を特定再生資源屋外保管業と規制していると承知をしております。

本県でも、騒音、振動などが問題になれば健康福祉センターに住民などから通報、相談があるため、こうしたヤードについては把握が可能であります。

健康福祉センターにおいては、通報、相談があった場合、当該事業者に立ち入り、必要に応じ、行政指導を行っているところでありまして、引き続き、住民からの通報、相談に丁寧に対応するとともに、地元市町とも連携し、生活環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、特定再生資源屋外保管業を許可制にする場合の課題についてお答えいたします。

廃棄物処理法では、有価物であっても、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど、32品目を保管、処分する事業者については、有害使用済機器保管等業者として届出を義務づけておりまして、保管、処分に違反した場合には、措置命令、改善命令、罰則の対象としております。

許可制を導入する場合には、こういった届出制度とのバランスの整理が必要なことや、本県では、埼玉県のようにトラブルが多発していない状況の中で、事業者に新たな負担を強いることが課題であると考えております。

国は、昨年10月から、環境対策が不十分な金属スクラップヤード等の規制に向けた検討を進めておりまして、今後の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

実際に苦情があればということで、鯖江市には実際苦情があったと思いますし、そのときはしかるべき対応ができたのかもしれないですが、やはり、国道沿いなどを車で走っていても、こういったヤードが散見されるようになったのと、そして、徐々に増えてきているなという実感があります。

また、多発した地域で規制条例ができると、こういった業者は規制条例のない県へと流れていきます。

今は名古屋のほうに流れていくともよく聞きますが、つまり規制のないところを求めて移動していくということも考えられますし、特に港に近いと輸出に適しているので、例えば敦賀港ですとか、その周辺は要注意だなと感じていまして、予防策的に条例を先につくっておくことが大事だと思いますし、数が増えてから条例をつくると、その管理、あるいは違反に対する対応等、莫大なコストがかかるので、今、少数でも違反事例というか、規制すべき事例がある時点において、条例を予防的に制定することが有効であると考えておりますので、どうか御検討をお願いいたします。

次に、外国人の現状と対応について伺います。

県は、外国人労働者を向こう5年間で1万人増やすという目標を前回の議会でも可決して

おりまして、そこに向かって今、事業を推進されていることかと思えます。

外国人の数というのはどんどん増えていく、これは不可避の現状にあると認識をした上で、まず、これらの県内に居住している外国人の実態把握を進めるべきだと思いますし、それぞれに対して必要な対応というのを十分に取っていくべきだと思いますので、まずは県内の状況把握のために先に質問させてください。

県内に居住している外国人の自治会加入率、そして、国保収納率、そして、技能実習及び特定技能を除く外国人の生活保護受給率について教えてください。

また、それぞれの率が日本人の同指標と比較してどのような差があるか教えてください。

また、上記それぞれの指標の改善、改善といいますのは、自治体加入率は上げるべきだと思っておりますし、国保収納率も上げるべきだと思います。

そして、生活保護を受給する割合については下げるべきだという前提で、それらの改善に対してどのような取組を行っているのかお聞かせください。

そして、最後に、県外において在留資格が切れてしまった外国人を把握するというのは極めて困難なのですが、ただ、いわゆる不法滞在ですので、しっかり対応していただきたいということで、県内における在留資格の期限が切れた外国の把握をどのように現在行っているのか教えてください。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県内に居住の外国人の自治会の加入率についてお答え申し上げます。

自治会の加入率につきましては、調査を実施していない市町もあり、県全体の率を把握できてはいないのですが、調査結果を公表しています福井市ですと、71.3%、坂井市では85.3%、これは令和7年4月1日の率でございます。

このうち、外国人世帯の自治会の加入率につきましては、調査を実施している市町がなく、詳細は把握できていないという状況でございます。

市町からは自治会の役員や勤務先企業からの加入に向けたサポートなどによりまして、自治会への加入はもとより、地域の清掃、防災活動などのイベントへ積極的に参加されている外国人の方もおられるとお聞きしているところでございます。

県では、自治会の持続的な担い手の確保と自治会活動の活性化を図るため、市町や自治会が行う外国人や若者、子供、女性をターゲットにしたイベントなどへの支援を行っておりまして、今後もこうした施策を通しまして外国人の方の自治会加入を促してまいりたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、在留資格期限が切れた外国人の把握についてお答え申し上げます。

令和3年3月の福井県多文化共生推進プラン策定から4年が経過しておりまして、外国人

住民数は約3400人増の1万9122人と過去最高となったほか、出身国でありますとか、地域、滞在目的もますます多様化してきております。

このような状況を踏まえまして、外国人住民と地域住民との交流が進み、外国人住民も地域で活躍するような社会を目指しまして、今年度、多文化共生推進プランの改定作業を行ってまいります。

在留資格につきましては、出入国在留管理庁の所管でございまして、県では期限切れについて把握することはできません。

このため、多文化共生施策の実施に当たりましては、例年、市町に聞き取り調査を行いまして、市町別、国籍、地域別、在留資格別の住民数を把握しているところであります。

今後のプラン改定におきましても、こうしたデータを利用してまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、外国人の国保収納率、生活保護率、その改善に向けた取組についてお答えいたします。

国民健康保険については、今年の3月、国のほうで行われた調査に回答した県内の4市町の結果でございしますが、外国人の収納率は88%と、日本人を含む全体の97%をやや下回る結果でございました。

この国保につきましては、日本人同様、滞納者には窓口での医療費の全額の立て替え払いを求めるほか、また、周知が不足して滞納を行っている方がいらっしゃる場合がありますので、外国語のパンフレットによる周知に努めているところでございます。

また、国の骨太の方針では、外国人の保険適用の在り方の検討を行うとしております。

生活保護につきましては、人道上の配慮から、永住者、定住者など、外国人も制度の対象でありまして、全国の外国人の保護率は4%であるのに対し、県内の保護率は2%と、約半分程度となっております。

また、県全体の保護率は0.6%でございます。

外国人の生活保護の運用においては、通常審査に加えて、入国時に提出した財産や雇用に関する資料の確認を行っており、認定後も就労支援を行うなどして、自立の促進に努めているところでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まず、自治会加入率については一切把握ができていないという状況は改善していただきたいと思ひますし、答弁の中で努力と言っているのも全て企業任せに聞こえました。

我々、技能実習生を受け入れるということで補助金も出していると、県費で負担している分もあると思うので、せめてそれらを受給している企業に対しては、こういったことの努力も求めていくという姿勢はあってもいいのかと思ひました。

そして、国保の収納率は約9ポイントほど外国人のほうが高いということですか、あと

は、生活保護の割合も日本人と比べると3倍以上の受給率、受給した人の割合が多いという状況などもあるということは理解できました。

1点、ここは再質問させていただきたいのですが、今の全てに言及しますが、把握できていない数字があったり、あるいは例えば期限切れの外国人が県内に居住していても対応できないですとか、あるいは各率がそれぞれ日本人と同程度ではない、それ以下であるという状況ですとか、そういう状況の中で、さらに外国人を受け入れようとしている本県なのですから、まず十分な体制、体制というのは人員だったり、予算だと思うのですけれども、外国人をこれ以上受け入れていくために、人員だったり、予算だったり、そんな体制は十分だと感じていらっしゃるのでしょうか。

あるいは、もし不十分だと認識されているのであれば、どの程度の強化が、現時点で鑑みて適当だと考えているのか、御答弁をお願いいたします。

議長／ただいまの質問は、再質問ということでの答弁を求めるということで。
総務部長服部君。

服部総務部長／済みません、ちょっと御質問の趣旨をもしかしたら勘違いしているかもしれませんが、受入れの十分な体制とか人員というところでございますけれども、県では、各部局におきまして、外国人の受入れを担当しているセクションがございますし、それに伴います必要な予算というのも措置しております。

いろんな現場の声も聞きながら、また、必要な課題には対応してまいりたいと考えております。

議長／藤本君に申し上げます。

再質問の場合は、冒頭にその旨をお話ししてから質問していただきたいと思います。

藤本議員／再質問させていただきたいと申し上げたつもりでした。

失礼しました。

私は不十分だと思っていることをお伝えさせていただきたいですし、各部局ももちろん対応いただいているのは分かるのですが、数が増えていく以上、さらなる体制の強化をお願いいたします。

次に、県土の保全について伺います。

外資による土地の買収というのは全国で散見されておりまして、水源涵養地や農地、安全保障上の要所など後を絶ちません。

また、先日も、倶知安町の無許可開発が話題となって、やはり土地の購入、利用に対する管理体制強化というのは喫緊の課題であるということが露呈しました。

これらを未然に防止するために、県条例等で抑止力を構築する必要があると思っております。

例えば、水源涵養地保全条例のように、県が指定した区域の所有者の移転または開発行為について事前届出を必要とする趣旨の条例制定を県内で行うことはできないのでしょうか。

その場合、どのようなことが課題として考えられますか。

そして2点目が、条例制定に限らず、外資による土地の買収に対して抑止力を構築する手立てはないでしょうか、御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、県土保全のための条例制定の課題と外資による県土買収の抑止力について重要土地等調査法に関しましてお答えいたします。

重要土地等調査法につきましては、防衛や原子力関係の重要施設の機能を阻害する土地等の利用を目的とし、国が注視区域内の土地、建物の所有者や利用状況を調査し、調査結果を踏まえて、必要があれば利用規制や土地等の買取りを行うこととなっております。

本県におきましては、陸上自衛隊鯖江駐屯地、敦賀、美浜、高浜、おおいの各発電所の周辺区域が、令和6年4月に注視区域として指定され、国の調査対象となっており、外資を含め、機能を阻害する買収に対して一定の抑止力があるものと考えております。

県としましては、新たな外資参入の規制強化など、国の動向を注視していくとともに、必要があれば、国に対し適切な対応を求めていきたいと考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私からは、農林業の分野における抑止力についてお答えさせていただきます。

農業におきましては、農地法上、農地を取得する上で、日本国籍の有無は要件となっておりますが、今年4月から新たに、残りの在留期間の申告が義務づけられるなど、取得要件が強化されております。

また、農地収用が認められる法人は、農地収用適格法人のみとなっておりますけれども、農業関係者が、総議決権の過半を占めるといった農地法上の要件を満たす必要がございます。また、農地の取得もこうした要件を満たしているかということを農業委員会が毎年確認することとなっております。外資による法人買収や農地所有の抑制が図られているところでございます。

林業に関しましては、森林法や水源涵養地保存条例に加えまして、区長など約1200名を森林監視モニターとしてお願いしておりまして、そこからの情報提供なども含めまして、不適切な伐採や土地利用に対する規制と監視を強化しているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、埋蔵文化財の保護についてお答えをいたします。

埋蔵文化財につきましては、文化財保護法によりまして、その保護について定められております。

具体的には、埋蔵文化財包蔵地において開発行為をする場合には、事業者から市町へ、そ

の着手の60日前までの届出が義務づけられておりまして、事業内容に応じて市町が試掘調査を行い、その結果を踏まえて発掘調査を行うと、そして、埋蔵文化財を保護するとされております。

発掘調査によって出土した遺物につきましては、国民共有の財産として位置づけられまして、所有者が自治体となるということで文化財を保護しているという立て付けでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

重要土地法のことはもちろんそうなのですが、これも本当に範囲が1キロですとか、これで抑止力になるのかというぐらい狭いエリアしか指定されておらず、それ以外の区域を指定していく必要性を感じて、しかし、それは法律ができないので、条例が必要だということをお願いしました。

また、文化財保護に関しても、当然、発掘に関して届出が必要だということは理解していますが、所有者の移転、繰り返しになりますけど、所有者の移転の時点で感知することが必要だと思いますし、それを届出させることで抑止力になるということで、予防策にならないかという視点から質問をしております。

まさに答弁いただいたとおり、水源涵養地保全条例で、林業などにおいては先進的な取組がなされていて、このノウハウを持っているのは我が福井県だと思います。

これをしっかり転用して、所有者の移転等を管理する仕組みを県土全体に広げられれば、それらを、国を待たずして抑止できる県をつくれると思っていますので、どうか御検討いただきたいと思います。

こちら、藤丸教育長への再質問になりますが、文化財保護法によって指定されていて、開発等が届出というか、許可が必要になっている区域を所有者の移転に関して届出を求めるというようなお考えはないでしょうか、お願いいたします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／今ほど申し上げましたとおり、開発行為に対しての届出を規制するというのが法律の立て付けでございますので、現時点ではそのような考え方は持っておりません。

議長／藤本君。

藤本議員／法律がそうなので、それを行うための条例制定ということを訴えているわけがあります。

また、これら一連の議論で、外国人の状況、外資を抑止する状況は諸々、本当に抜け穴だらけだと思いますし、規制する方法はいかようにもあると思います。

莫大な事業予算がかかるという話ではなく、整理をするのみだと思うので、検討いただき

いただきたいと思いますし、県警におかれても、各部署それぞれ対応されていると思うのですが、必要に応じて、これら実態の把握や捜査等を検討いただきたいと思います。

最後に、県民憲章について伺います。

憲章というのは、例えば福井市であれば福井市の市民憲章、不死鳥の願いというようなものがありまして、県民の生活の基本となる価値観ですとか、行動規範、こういったものを定め、自分たちが所属している地域の発展に向けて貢献していこうと、その指針となり得るものであります。

福井県のことを自分事だと捉えて、福井県の繁栄を追求していくということに対して主体性を引き出すために、憲章の制定を県民自ら行う過程も含めて必要だと思っております。福井県民の自由意志と闊達な議論による県民憲章を制定したいと思ったときに、2点お伺いをさせていただきます。

これまでに福井県民の意思によって県民憲章の制定を検討したことは過去にあったのでしょうか。

そしてもう一点、県民憲章の制定を目指し、県民に対する呼びかけや議論の場を設けるということはできないでしょうか、御所見を伺います。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、県民憲章の検討の有無、それから、制定に向けた議論の場の設置についてお答えいたします。

福井県におきましては、一巡目国体後の昭和44年になりますが、知事から委嘱された実行委員会により県民の生活指標として県民指標が作成されました。

現在でもなお、青少年育成などの場で活用している状況でございます。

県民が地域の将来でありますとか方向性を共有し、主体的に活動することは、地域社会の発展にとって重要と考えております。

そこで、県では、令和2年に新幹線開業など、百年に一度のチャンスを抑えて、5000人を超える県民参加、それから、専門家や議会での熱心な御議論を経て、2040年の将来像を描いた県長期ビジョンを作り上げたところでございます。

安心の福井をみらいにつなぎ、もっと挑戦、もっとおもしろくを基本理念に、県民とともに目指す姿として、自信と誇りのふくい、誰もが主役のふくい、それから、飛躍するふくい、この3つの方向性を示してございます。

今年3月になりますけれども、人口減少や新幹線開業後の変化に対応しまして、ビジョンを延べ2万7000人の県民参加の下で改定をしたところでございまして、引き続き、県内各会による懇話会でありますとか、出前講座などを通じまして、県民、企業、市町等を含め、チームふくいで一丸となってビジョンの実現につなげて行きたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

県民指標があるというのは、私も不勉強でしたので、ぜひこれも広報していただきたいですし、いわゆる長期ビジョン、改定された長期ビジョンは、今私が申し上げた県民憲章に相当するということだと思いますので、これを福井県民全員が共有する福井県のビジョンだということの意味だと思うので、ぜひ福井県民全員とこれを共有するということに対しての働きかけというところをお願いしたいと思います。

質問は以上となります。

様々、再質問等も失礼いたしました。

ただ、やはり福井の治安であるとか、自然であるとか、か土地であるとか、こういったものを次世代のためにしっかりと守っていくということの意識、そこに臨む姿勢、危機感というのには私は若干差を感じるんですね。

それは私がずれているという意見もあるでしょうし、私が危機感を強く覚え過ぎているということで嘲笑いただくのは、私自身は全く構わないんですけども、やはり万が一にでも、県益を損なうとか、福祉が崩れるとか、そういったことがあって県民に被害が出る、あるいは県益を損なう、こういったことが万が一にでもあってはいけないということで、それは事例が1つでも、やはり防げるものは防ぎたいという思いからお願いを申し上げておりますので、今回、様々申し上げてしまいましたけれども、どうか1つでも御検討を賜れば幸いですのでよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上になります。

ありがとうございました。

議長／以上で藤本君の質問は終了いたしました。

三宅君。

三宅議員／ふくいのか、三宅わたるです。

現場主義、そして、等身大で取り組みます。

よろしくお願いいたします。

テーマ1は、卒業式等の学校行事の見直し、簡素化や前向きな改善に向けてです。

現場の声として注目すべきは、県教育委員会が令和6年8月に実施した県内公立学校の教職員を対象とする働き方に関するアンケート結果です。

回答者の7割余りが仕事に喜びや楽しさを感じ、子どもの成長を実感できることなどをやりがいに上げています。

その一方、補助資料1にあるように、見直してほしい業務の第1位に学校行事の精選や削減が挙げられました。

小・中・高校、特別支援学校、いずれの段階でも、実に6割以上の教職員がこれを選んでおり、学校行事の見直しが現場における最重要課題であることが明らかとなっています。

今回は、学校行事の中でも卒業式や入学式から深掘りします。

もちろん、卒業式や入学式は生徒にとって人生の節目となる大切な行事です。

厳粛な雰囲気の中で礼儀や所作を身につけるという点でも、儀式的行事の教育的な意義は確かにありますし。

しかし、式の準備や練習、運営に関する教職員、生徒の負担は非常に大きく、入退場や礼の練習などに多くの時間が割かれ、通常の授業時数への読み替えなども含めて本来必要な学びの時間が削られているという指摘もあります。

制度面を確認すると、卒業式について法的に定められているのは学校教育法施行規則第58条にある校長は卒業証書を授与しなければならないという点のみです。

つまり、その構成や形式は学校ごとに判断されるべきものであり、あくまで校長に裁量があるという点を改めてここで強調し、皆さんに知っていただきたいと思っております。

そして、学校単位での柔軟な対応を後押しするには、市町や県からの方針提示や支援も鍵を握ってくると思います。

コロナ禍では、卒業式の簡素化が半ば強制的に行われました。

その際、式が短くアットホームでよかったとか、練習1日、本番1時間の短縮版でも十分とか、来賓やPTA挨拶がなく、卒業生を真ん中に置いた式典のよさを実感したといった好意的な声が上がったといいます。

コロナ後もこうした前向きな改善が定着し、常に改善の姿勢が続くよう、県が積極的に支援をしてほしいと思います。

社会全体を見ても、結婚式や葬儀といった儀式的行事は、本人や家族の価値観を反映しながら、簡素化、多様化が進んでいます。

そうであるならば、学校の儀式的行事もまた、教育的意義を保持しつつ、多様で柔軟な形を模索する時代に来ていると考えます。

こうした観点から、以下3点について質問いたします。

学校現場において、卒業式などの学校行事の運営が教職員や生徒にとってどの程度の負担となっているか、また、負担が生じる要因についての県教委としての認識を伺うとともに、式の所要時間や準備にかかる時数など、実態把握のための調査、ヒアリングの実施状況について併せてお伺いします。

他地域の取組例としては、千葉市では、令和4年度の学校における働き方改革プランにおいて、卒業式や入学式についても考え方の方針や具体例を示しながら、行政が具体的な指針づくりに取り組んでいます。

また、松本市では、来賓を呼ばない方針を学校が打ち出しやすくするために、教育委員会が通知文のひな形を作成するなど、実務的な支援を行っています。

一方、福井県の第四期教育振興計画や教員業務改善方針では、学校行事の精選や削減に関する記述は限定的なものにとどまっています。

こうした、ほかの自治体の先進的な取組は参考にしながら、福井県も卒業式等の見直しについて、教員業務改善方針の改定などで、より踏み込んだ具体的な指針や具体例を示すなど、県教委として校長や学校の判断をこれまで以上に後押しする体制づくりを求めますが、いかがでしょうか。

また、生徒主体で卒業式を作り変える実践も生まれていると聞きます。

生徒の主体性を育みながら、卒業式の構成や演出を生徒が企画運営する実践を後押しする仕組みも、単なる行事の精選や削減ではない行事の前向きな改善として有効ではないでしょうか。

例えば、優れた卒業式の企画を募集、審査し、実施にかかる経費を支援する制度を県が創設することを御提案しますが、御所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／三宅議員の一般質問にお答えいたします。

まず、卒業式などの学校行事の負担感と実態把握についてお答えいたします。

卒業式は、小・中・高、それぞれの教育課程の修了を祝い、新たなスタートに向けて気持ちを一つにする学校においては最も重要な行事でございます。

学校全体の一体感や連帯感を高め、厳粛な場にふさわしい行動やマナーを身につける場でもありまして、また、参加される保護者にとりましても、子どもの成長を実感できるまたとない機会だと思います。

卒業式の実施に当たりましては、御指摘もありましたけれども、各学校におきまして、練習時間、そして、練習回数の回数ですとか、来賓の数の削減、祝辞の数の削減など、式典時間の短縮などに既に取り組んでいるところでございます。

引き続き、教員の働き方改革は大切でございますので、その中で、卒業式などの学校行事の精選、効率化についても求めてまいります。

次に、卒業式等の見直しを後押しする体制づくりについてお答えいたします。

御紹介いただきましたのが、昨年８月に全ての教職員を対象としたウェブアンケートを実施いたしました。

また、若手教員との意見交換会も各地で開催をしたところです。

こうした意見を踏まえまして、学校の業務改善を進める方針と、そして具体策を福井の教育みらいレポートとして取りまとめまして、昨年の９月に全ての小・中学校に配付したところでございます。

あわせて、解説の動画も作りまして、視聴もしていただきました。

そのレポートを受けまして、学校行事の見直しについて進捗状況をその後確認しましたところ、卒業式については、半数の学校で練習回数の削減、式典内容の簡素化などの見直しを行うということございました。

残りの半数の中に、既に行っているというところも含まれますので、かなりの数が見直しを行ったと認識しております。

認識しております。

さらに、具体的な各校の取組については再度まとめまして、今年の１月に次のみらいレポートとして、学校現場の取組編を改めて各学校に配付、周知したところでございます。

次に、生徒が企画、運営するような卒業式の前向きな改善についての御提案でございます。

県内の学校の多くでは、卒業式に先立ちまして児童生徒が企画、運営を行う卒業式を送る会というのを実施しております。

在校生がメッセージ動画を流したり、合奏や演奏を送ったりするなど、児童生徒主体の活動が既に活発に行われているところでございます。

また、一部の学校の卒業式においては式歌斉唱の際に、スライドショーを流して演出を図

るなど、児童生徒主体の企画を取り入れているところもございます。

卒業式は、学校行事の中でも節目に当たる最も重要な式典の一つでありまして、各学校において、その関係者間で十分に協議検討し、納得感を得ながら実施をするというものでございます。

したがって、その在り方について、県として企画を募集、審査をするような性質のものではないかなと考えてございます。

今後も引き続き、児童生徒の主体的な関わりを尊重しつつ、児童生徒、保護者、教職員、そして、地域にとってより一層有意義なものとなることを期待しております。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

続きまして、教育関係のテーマに入っていきます。

テーマ2は、入学時の保護者負担軽減～奨学給付金制度と学校指定の学用品について～です。

今年、長女が小学校に入学いたしました。

初めての入学準備を通じて、制服、体操服、上履き、運動靴、ランドセルなど、多くの学用品をそろえる中で、想像以上に大きな費用的・心理的負担を感じました。

近所の制服取扱店に伺った際には、中学校の制服を購入できずに困っている家庭の子がいるという相談も受けました。

市の所得割非課税世帯等向けの入学準備金制度のことと、制服のリユース店を御紹介し、微力ながら支援したところですが、就学のスタートラインに立つために、これほどまでに負担が重いのかと改めて実感した次第です。

令和6年の（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査では、高校入学時の就学準備にかかる保護者の私費負担は、公立で平均約18万円、私立では約24万円にも上るとされております。

高校の授業料は実質無償化されたとはいえ、就学のために必要な教育費が高額である実態は見過ごせません。

いわゆる隠れ教育費問題です。

補助資料2を御覧ください。

特に、制服や体操服などの学用品に関する負担感は大きく、同調査によれば、制服代の負担が大きいと回答した新高校1年生の保護者は77%、運動着代が54%、学校用靴代が44%など、学用品がほかの費用よりも重く受け止められていることが分かります。

現在の県によるタブレット貸与も有効な支援策であり、十分これを評価していますが、タブレット以上に重く、負担感を示されている制服や運動着、靴などの学用品をめぐる支援の在り方が、なおより一層求められると思います。

しかも、これは生活困窮世帯に限らず、全世帯にとって大きな家計負担となっています。

ここで質問です。

入学時に集中する学用品にかかる保護者負担の軽減に対して、さらなる検討も必要ではな

いかと考えますが、ふく育県を掲げ、日本一子育てしやすい県を目指している福井県にとって、さらなる子育て支援の充実に向けて今後どのような支援が必要と考えているか、知事の所見をお伺いします。

次に、高校生等奨学給付金について申し上げます。

これは生活保護世帯や住民税非課税世帯を対象に、教科書や教材など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付制度で、大変意義ある制度です。

ただし、現行制度では、新入生に対しての前倒し支給の措置は、前倒しと言いつつも、支給されるのは年額の4分の1相当額で、時期も4月以降となっているようです。

しかし、実際には、合格後すぐに制服や学用品の購入が必要であり、支給が間に合っていない可能性があります。

必要な給付が入学準備に使えないとすれば、本当の意味での前倒し支給とは言えません。

そこで、福井県における高校生と奨学給付金の運用についてお伺いします。

入学後の4月以降という支給時期は実態に即したものとなっているのか、現場からもっと早期、例えば3月中の支給を求める声は上がっていないのか、実効性ある前倒し支給の実現に向けて見解を伺います。

次に、学校指定の学用品について考えます。

制服や体操服、運動靴などが学校を指定品となっていることは一定の合理性があります。指定されていることでかえって価格が抑えられる場合や、学校の魅力化、統一感を保つ意義も理解できます。

しかし一方で、学校や学年ごとに異なる細かな仕様や購入先の限定により価格比較ができず、保護者にとって実質的な選択肢のない、買わざるを得ない負担となっている実態も見過ごせません。

特に、少子化により製造コストが上がる中、非効率的で過剰な指定が無用な負担を生んでいるケースもあります。

他地域では、例えば市内統一デザインの体操服を導入して価格低減を目指したり、帯広市では、上履きを市販品での対応とする自由化を進める動きもあります。

この問題については、最終的には学校長の裁量とされがちですが、文科省によれば、教育委員会は所管学校に対して制服等の選定や見直しが適切に行われるよう指導することを求めています。

補助資料3のように、松本市教育委員会では、制服、学用品等の購入に関する提言書が示されたという事例もあります。

つまり、県教委としても一定の方針提示や助言、価格低減や効率性を促す地域内標準化の推進といった役割を果たすべきではないでしょうか。

そこでお伺いします。

保護者負担の低減に向け、学用指定品に関するガイドラインや指針を策定するなどして、指定品とすることでより価格が抑えられるものは標準化・共通化を進めるとともに、必ずしも指定品である必要がないものについては自由化を推進することについて検討をお願いしたいと思いますが、県の所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、入学時の学用品に係る保護者負担へのさらなる支援の必要性和今後の子育て支援についてお答え申し上げます。

今、御指摘もいただきましたけれども、令和4年度から、福井県はゆりかごから巣立ちまで、切れ目のない子育て支援を行うということで、ふく育県をうたわせていただいているというところでございまして、そういう意味では、第二子から保育料の無償化を実現しておりますし、また、国に先駆けまして、高校の授業料の無償化、複数の高校さんがいらっしゃる世帯ですけども、これも取り組んできたというところでございます。

そういう中で、これまでもそうしたお子さんのいらっしゃる世帯に対していろんな調査等も行っておりまして、最近の県の調査、昨年の調査によりますと、子育てにお金がかかるという、これに対してそうだという方の率が、前回は平成30年の調査でございましたけれども、そのときよりも減っているということでございまして、そういう意味では、経済的支援の効果が一定程度出ているのかなと考えているところでございます。

一方で、子育ての心身の負担が大きいというお答えが前回よりも増えているということの一つでございますし、また、ひとり親家庭とか、それからまた、生活が困窮している、所得の低い御家庭、こういったところでは引き続き、今御指摘いただきましたような、学費以外の経費、こういったものの負担が重いというような御指摘もいただいているところでございます。

現在、ふく育推進チーム、部局横断のチームが次の子育て支援、どういう形にしていこうかということの検討を行っているところでございまして、経済的支援の拡充ということも一つの方向性だと認識いたしております。

そういう意味で、財政的な制約もございますので、なかなかあれもこれもというわけにはいかないと思いますけれども、こうした充実すべきところをしていくという点も含めて、引き続き、ふく育県をさらに充実、拡充していけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、2点お答えいたします。

まず、高校生等奨学給付金の前倒し支給についてお答えをいたします。

高校生等への奨学給付金ですけども、これは国の3分の1の補助を受けまして、全国一律の基準で支給をしております。

県でも例年、1000名程度に支給させていただいております。

給付金の給付の対象者ですけども、高等学校等に在学する高校生の保護者でありまして、また、国の交付決定が4月でございます。

予算の確定と配分が新年度の開始に併せて行われるということでございまして、4月1日より前に支給することができないという状況でございます。

一方で、経済的に困っている御家庭に対しましては、母子父子寡婦福祉資金貸付金ですと

か、生活福祉資金貸付制度など、健康福祉部が所管する貸付制度が利用できるということでございます。

御指摘もございましたので、入学前の経済的負担を軽減することができるように、これらの制度について、必要な家庭に情報が提供できるよう、市町を通じて保護者に周知してまいりたいと考えております。

次に、学校指定の学用品に関するガイドラインについてお答えをいたします。

県立学校におきます制服、体操服等の購入に際しましては、学校指定物品に係る事務処理ガイドラインを既に定めておりまして、契約に際しましては、単価を抑えるため、なるべく多くの事業者から見積を徴収すること、また、複数年で契約を行うことなど、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

学校での教育活動を円滑に行うため、原則として、制服や体操服等は学校指定としておりますけれども、指定の必要のない物品については自由としておりまして、学校によっては屋外用のシューズ等を学校指定としていないような場合もございます。

制服等は、一方で、学校の魅力化にもつながるという点もございます。

基本的には、学校の自主性を尊重すべきと考えていますけれども、引き続き、ガイドラインに基づく対応を求めてまいります。

小中学校につきましては、設置者である市町の教育委員会において、これは国の通知で学用品の適正な取扱いに関する通知が出ております。

これに基づいて適切に御対応いただきたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／御答弁ありがとうございます。

思いとしましては、より踏み込んで本当に推進していただきたいなというふうに思っておりますので、どうかまた御検討をお願いします。

続いてのテーマです。

テーマ3は、県職員や県民を守るためのカスハラ対策についてです。

6月11日、国においてカスタマーハラスメント対策を雇用主に義務づける改正労働施策総合推進法が公布されました。

この法律により、企業はもちろん、自治体を含めた雇用主にカスハラ対策が義務づけられます。

施行は令和8年中の予定ですが、準備のためには今からの対応が必要です。

今後、国が詳細な指針を示す予定ですが、福井県は既に県ホームページでカスハラに対する取組方針を整えて公開しており、先行自治体であると一定の評価ができます。

また、悪質事例への対応は、県警や関係機関と連携して対処する方針を県行政対象暴力対応マニュアルにて示すことができます。

一方で、特にカスハラ対策において重要とされているのが証拠の保全です。

防犯カメラ、録音データ、通話記録、SNSのメッセージなどが有効な証拠となり、対応の根拠や再発防止の要になります。

補助資料4を御覧ください。

民間調査では、電話対応時に通話前の録音告知メッセージや自動通話録音機能が非常に効果的であると報告されています。

よく品質向上のため録音させていただきますみたいなアナウンスがそれにあたると思います。

これらは抑止効果もあり、現場の職員が求める安心につながる対策です。

また、カスハラは実態把握が難しく、報告されないケースが多いのが実情です。

継続的かつ悪質な場合は報告されますが、一度きりとか自分で何とか対処できたなどと処理され、記録に残らないことが多いのです。

報告が手間であったり、公務員であれば公共の奉仕者という意識から、言挙げしづらい背景があるとも言われます。

ですが、たとえ軽度であっても、不快な対応の積み重ねは職員のモチベーション低下や離職につながりかねません。

近年、公務員のなり手不足が深刻な課題となっており、働きやすい職場の環境の整備は重要な施策です。

福井県では、男性育休推進や選択的週休3日制、フリーアドレスの導入など、大変柔軟で先進的な働き方改革を積極的に進められています。

こうした取組と同様に、カスハラ対策においても県庁が率先してモデルとなり、県内の民間企業や市町自治体へと好事例を広げていくことを期待しています。

以上を踏まえ、以下の3点について伺います。

県庁及び出先期間における現在のカスハラの実態と、これまでの対策の取組状況についてお聞かせください。

現時点での発生件数でも構いません。

そして、県が先進的に取り組んでいらっしゃるとお見受けしますので、ぜひ具体例も交えて御紹介ください。

県庁では、職員向けに貸出しできる電話録音機があるようですが、まだ録音告知及び録音機能つき電話の導入までは至っていないとお聞きしました。

カスハラ対策の実効性を高める上で、証拠の記録や抑止策として有効なツールに、通話前の録音告知メッセージ、録音機能つき電話機、最近大変便利なんですけれども、AIの音声認識の自動文字起こし録音機などもありますので、県庁や出先機関での導入、活用の可能性について伺いするとともに、カスハラ対策法の施行を見据え、職員が安心して働ける職場づくりに向けた今後のカスハラ対策の方針について伺います。

また、産業労働部にも伺います。

現在、県では、社員ファースト企業推進事業の中で、カスハラに関する研修費用等の助成が行われていますが、法律施行による対策の義務化を前に、より実効性のある支援を早期に実施すべきと考えます。

特に、県内企業に対して、録音機能つき電話機などのカスハラ抑止効果のある機器の設備導入支援を行えないでしょうか。

実際、東京都とかはこういう助成金があります。

また、厚労省の業務改善助成金などの活用方法を周知することで、県として積極的にカスハラ対策の普及促進を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県庁の取組に関しまして、2点お答えを申し上げます。

最初に、県庁及び出先機関におけるカスハラの実態と、これまでの対策の取組状況についてお答えいたします。

本県では、平成16年度に福井県行政対象暴力防止対策要綱を策定いたしまして、令和4年6月には、福井県行政対策暴力対応マニュアルの対象にカスタマーハラスメントを追加しておりまして、この要綱に基づく報告の件数は、令和5年度は3件、令和6年度は6件となっております。

カスタマーハラスメントにつきましては、職員が一人で抱え込まないよう、組織的に対応することが何より重要でございまして、マニュアルや対応研修において、所属や職員の具体的な対応方法、心得などを周知していますほか、警察官OBの行政相談員や顧問弁護士とも連携を図りながら対策を行っているところでございます。

これらに加えまして、今年3月にはカスタマーハラスメント防止の啓発用のチラシとポップを作成いたしまして、各所属に周知しましたほか、4月には、職員の名札の表記を名字のみといたしまして、また、職員録のホームページでの掲載も全職員を掲載していたものから、一定以上の役職のみに変更するなど、こういった対策を強化しているところでございます。

続きまして、県庁におけるカスタマーハラスメント対策のツールの導入、活用の可能性や今後の方針についてお答えをいたします。

ただいま御紹介いただきました、通話前の録音告知メッセージ、あるいは自動通話録音機能、自動文字起こしツールなどにつきまして、これにつきましては、カスタマーハラスメント対策の実効性を高める有意義な手法の一つであると認識しております。

本県では警察本部や恐竜博物館などにおきまして、既に通話前の録音告知メッセージを導入している所属もございます。

ただ、全庁一斉での導入につきましては、電話を掛けてこられる方に心理的な負担が生じるなどの課題もあるとお聞きしているため、導入済みの自治体の状況も確認しながら検討していきたいと考えています。

また、今回成立しました改正労働施策総合推進法によりまして、事業主は防止のための措置など、カスタマーハラスメント対策を義務づけられますことから、今後は国が定めるガイドラインなどを注視しながら、必要な対策を実施してまいりたいと考えています。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは事業者のカスハラ対策について申し上げます。

県内では現在のところ、カスハラに関する労働相談はほとんどなく、また増加傾向にもな

いと認識をいたしております。

このため、現時点では、費用対効果等の観点から、企業に対します機器導入への支援よりも、企業の対策等に関するセミナーですとか、労働相談の充実、社内教育への支援など、ソフト的な対策を優先させたいと考えております。

一方で、業務の支障となる重大なカスハラ事案が生じた場合には、国の業務改善助成金と県の上乗せ制度を活用することによりまして、４％程度の軽い負担で抑止効果のある機器が導入できますことから、引き続き、セミナーや講演会の場を通じまして、こうした施策も周知していきたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／総務部長が御紹介のとおり、本当に先進的な取組が進んでいると思いますので、それを企業等も、ほかの自治体も真似しながら進歩させていきたいなというふうに思います。

また、抑止というところが本当に大切だと思っておりますので、なるべく接客頻度の高い部署からでも、導入をぜひ御検討いただきたいと思っております。

テーマ４についてです。

インバウンド増を目指す福井県の公共交通の多言語対応についてです。

私は、福井県が今後インバウンド観光を拡大していく上で、基本的な受入れ環境整備としての多言語対応を改めて足元から取り組むべきと感じています。

福井ネクスト観光ビジョンでは、令和11年度に外国人宿泊者数を、現在のおよそ10万人から40万人へと４倍にする、極めて意欲的な目標を掲げています。

その実現に向けては、特に個人旅行者が安心できる環境設備が欠かせません。

外国人旅行者にとって公共交通、とりわけ路線バスや鉄道の利便性は、観光地選びにおける重要な要素です。

車内アナウンス、バス停の表記、案内表示、ウェブサイトなどが、例えば英語、中国語などに対応しているかどうかで、県内を移動するハードルは大きく変わります。

このテーマは新幹線・交通まちづくり局とインバウンド交流課などにまたがるものだと認識していますが、今回はあえて公共交通の視点からお聞きします。

現在の県内バス交通における多言語対応の実態、そしてそれをどのように改善、整備していくのか、お考えをお聞かせください。

次に、デマンド交通についてです。

人口減少や運転手不足の影響により、県内各地で路線バスの減便や路線廃止が相次いでいます。

私の住む地区でも10月に主要路線が廃止予定であり、その沿線には観光施設もあり、外国人観光客の来訪が不便になることで、地域の集客力を危惧する声が上がっています。

乗合タクシーなど、デマンド交通は本来、地域住民の生活の足として設計されているのは承知の上で、今後さらに公共交通である路線バスの代替としてデマンド交通を考えていくのであれば、多言語対応や観光客が使いやすいサービス設計も同時に必要ではないでしょ

うか。

現時点では県内の多くのデマンド交通が多言語対応しておらず、予約システムや利用案内も日本語のみのものが多いのが実情です。

補助資料5を見ていただければと思うんですが、停留所の表記についても、地元住民にしか分からない名称ではなく、近隣の観光施設名を併記するなど、観光客目線の配慮が求められると考えます。

デマンド交通は市町が主体となる部分が大きいことは承知で質問します。

多言語対応を含め、外国人、そして観光客目線でのデマンド交通の整備が必要と考えますが、県の所見をお伺いします。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは2点お答えをいたします。

まず、県内バス交通における多言語対応の実態と、これをどのように改善、整備していくのかについてお答えをいたします。

県内のバス交通におきましては、観光地沿線の路線バスが多い京福バスにおきまして、英語による案内を導入してございます。

例えばホームページをはじめ、観光地における運賃表示でありますとか、バスロータリーのデジタルサイネージ、それから高速バスの車内アナウンスなどで英語対応を行っているところでございます。

このほかにも、インバウンド客の利用が見込めるWOW RIDE（ワウライド）におきましては、英語、中国語、韓国語の多言語イヤホンガイド、それから、はぴバスにおいては英語のガイド、また、ゴコイチバスには英語、中国語の多言語チラシなどが既に準備されている状況にございます。

今後とも県内のバス事業者に対しまして、デジタルサイネージの設置拡大など、多言語対応をさらに広げていくよう呼びかけていきたいと考えております。

次に、外国人観光客目線でのデマンド交通の整備についてお答えをいたします。

デマンド交通は利用が少ないながらも、一定の住民ニーズがある地域における日常の移動手段として有用なものでございまして、県内各地域において現在導入が進んでございます。その一方、特に路線バスの少ない地域における外国人や観光客目線の交通手段としては、むしろタクシーが受け皿になると考えております。

そこで、県では外国人を含め、県内を初めて訪れた方々がタクシーを利用しやすいよう、配車アプリの導入でありますとか、キャッシュレス決済の導入、こういったものを進めてきてございます。

また、丹南エリアとか、あわら市などにおきましては、観光地を乗降するスポットとした定額タクシーを運行してございまして、観光客が周遊しやすい環境を整えているところでございます。

引き続き市や町、事業者と協議しながら、地域住民と観光客、それぞれの移動ニーズに合う形で公共交通の確保でありますとか、多言語対応を進めていきたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

ぜひ、県内のバス交通のいろんな車内アナウンスだったり、掲示板などがまた広がっていくと本当にありがたいと思います。

武部部長、よろしくお願いします。

あとは、私も海外営業で台湾とか香港にインバウンドのセールスとかで行くんですけど、グーグルマップとかで、本当に検索をするとポッと出てきて、その地域のバスとかに、地下鉄に乗って、本当に行けてしまうんですね。

なので、そういう見知らぬ土地でもやっぱりグーグルマップとかで検索して、外国人の方々も移動するということを考えると、今までのバスというのは非常に重要であるということも痛感しますし、それがデマンドに切り替わっていくとなると、検索に引っかかりにくいということになってくるんじゃないのかということを、すごく懸念しているんです。

なので、いろんな形で御検討いただきたいなというふうに思っております。

このテーマは、新幹線・交通まちづくり局と交流文化部などにまたがる課題でありまして、本当に横串を刺して一体的に取り組むべき課題だと考えます。

時間の都合で質問にはしない予定でいたんですが、交通インフラと観光政策が別々に進むのではなくて、訪日外国人の目線に立った総合的な対応を強く要望しまして、私の、ちょっと時間が早いですけれども、一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

議長／以上で、三宅君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

順次、質問してまいります。

まず、米高騰による経営安定化対策についてお伺いします。

2週間前の6月12日、みそ製造業者781社が加盟する業界団体の代表が、小泉農林水産大臣に対して米の価格高騰により、原料となる国産米の確保が困難であることや本年収穫される米が加工用から主食用への転換が進み、原料となる米の確保への大きな不安があるとして備蓄米の早期放出や加工用米の生産者に対する助成金の水準を引上げ、生産量の安定化を図るように求めましたが、今、みそ製造業者の経営が米高騰で大変厳しい状況にあります。

本県では、福井県醤油味噌組合のうち、加工米を使用するみそ製造業者が7社あり、農園や卸から加工米を仕入れております。

米の仕入れ価格の高騰により、令和6年産が1キログラム当たり、玄米で約198円。

これを精米し、配送すると組合へは220円ほどになりますが、これに比べて令和7年産は玄米で417円程度になり、精米配送すると430円から450円と予想されており、昨年の2倍近くになります。

なお、仕入れ価格は毎年6月に年間契約し、11月から翌年10月までの価格を一括して決定をしております。

米の価格が1キログラム、210円上昇すると、みその製造原価は3分の1の70円上昇し、これを消費者に価格転嫁すると計算上は小売価格で20パーセントから30パーセントの値上げが必要になります。

もし値上げを行うとなると、みそを利用するあらゆる食品に影響を与えます。

今月、福岡市の学校給食でおかずが唐揚げ1個の献立写真がSNSで拡散され、改善を求める意見が相次ぎました。

物価高により、栄養士が懸命にやりくりをしたメニューであったにもかかわらず、見た目が大変に悪く、その結果、市教育委員会は予算を増額したとの報道がありましたが、みそは学校給食にも大変な影響を与えるだけでなく、病院食や飲食店、あらゆる家庭で使用されるため、今のままでは消費者に急激な価格高騰を転嫁することになりえず、影響がとても大きいため、一定程度抑制する必要性があると考えております。

6月補正予算では、県産清酒精算安定化支援事業で、酒米高騰対策として県内36の酒造業者に対し、令和7年度の酒米の令和6年産からの価格上昇分の2分の1の補助をする1億5000万円の予算を計上しておりますが、同様にみそ製造業者7社に対しても1年で生産される約100トン分、1キログラム当たり200円の価格上昇が見込まれる計算になりますので、その値上がり合計金額、2000万円の2分の1である1000万円を補助して生産者支援を行い消費者への価格転嫁の緩和を行うように求めますが、知事の見解をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／西本恵一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

今、お話しがありましたみそ業者への価格上昇分の補助についてでございます。

主食用米の価格の高騰や不足、こういったことが酒米であるとか、おっしゃっていただいた加工用米、こういったものに影響を及ぼして、それが結果としてお酒であったりみそ、こういった食品産業に大きな影響を与えるんじゃないかということを懸念をしているところでございます。

その中で、補助金として今回、酒米について取り上げさせていただいておりますのは、一つには、酒米からハナエチゼンのようなそういった作付が転換されてしまっていて、昨年に比べて、その出荷される見込みの量というのが、酒米については3割、4割もう減っているということはもう確定している状況にあるということの一つございまして、通常のお米よりもさらに急騰していくだろうと、さらに急騰していくだろう、こういうことが懸念

されております。

また、出荷額につきましても126億円ということで、みそに比べて相当大きい、みそは3億円程度ですので、その規模が大きいということと、また、お酒の場合は、飲食店とか旅館とか、相当な付加価値で、そこで売られているということもございまして、裾野が広いということを含めて、さらには、酒米についての国の支援というのがまだ見えない、こういう状況であることを踏まえて、秋に向けて緊急的な対策として酒米への酒造業者への支援の予算化をさせていただいたところでございます。

みその原料となります加工用米につきましては、国としては、加工用米のほうをもうちょっと備蓄米で放出していくという可能性もあるというふうにも伺っているところでございまして、今回の予算措置からは外させていただいているというところでございます。

原材料価格の上昇というのは製品に転嫁されるべきものであるというふうにもまず、基本的には認識をいたしているところでございまして、一方で急激に大きく上がりすぎる場合には、需要そのものが落ち込んでしまって、業界全体に大きな影響を与える、そういうようなこともございますので、今回のような措置もさせていただくということもあるわけでございます。

今後とも、国の動向であるとか、価格を転嫁した場合の経営への影響などを見極めながら今後の対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／御答弁ありがとうございました。

先ほど、2週間前に農林水産大臣に対して要望したという話を申し上げました。

これはみそ業界と、実は酒造業界が連名で出した要望書でございまして、お酒のところについてはこういう、そういった支援がなされる、だけど、みそのほうはされないということで、公平性を欠くということもありますし、それでいうと今回の価格上昇分はこれだけありますよということを具体的に申し上げました。

そういった意味では、今回6月補正予算には入りませんでしたけれども、ぜひとも、9月補正予算に向けて、ぜひとも御検討いただければと思いますので、よろしく要望させていただきます。

続いて木造住宅の耐震診断耐震改修についてお伺いいたします。

現在、補助制度を利用して、耐震診断を受ける方の中には、自宅の耐震性を知りたいとか、取りあえず診断だけと、軽い動機で申し込んでいるケースが多く見受けられ、したがって診断の結果、補強が必要とされても費用負担などを理由に耐震改修に至らない事例が多く見られます。

これは、県のこれまでの実績を見ても明らかでして、補助上限額を100万円に引き上げた平成30年度からの3年間では改修率は約22パーセント、120万円に拡充した令和3年度からの3年間でも約26パーセントにとどまり、診断を受けた住宅のうち、実際に改修工事まで行われたのは僅かな件数であります。

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は、ほぼ確実に耐震補強が必要であります。

本来、耐震診断の目的は、補強が必要か否かを判断するためのものではなく、どのように補強すべきかを知るためであり、補強工事の実施までを見据えなければ目的が果たされないものであります。

また、現状では耐震診断の希望者が多く予算の上限に達してしまうため、実際に改修まで考えている意欲のある方が診断を受けられないという状況も出てきております。

さらに、補助金の枠内で安価に診断から補強プラン作成までが行うことができるため、実際の工事の時に補強プランが粗悪で使えず、再度、プラン作成のやり直しが必要となる場合があります、制度や実行面でも課題があると認識をしております。

そこで、昨年度における耐震診断の実施件数と、そこから実際に耐震改修に至った件数割合をお伺いいたします。

合わせて昨年度補強プラン作成と補強工事をセットにして、補助を行う制度への意向を提案いたしました。補助を受けたにもかかわらず耐震改修を実施しないケースが多い現状について、どのように考えているのか、今年度は耐震改修の補助金額を最大175万円に増額をしましたが、補助の無駄を減らし、改修率を高める制度への見直しを求めますが、所見をお伺いをいたします。

現在、耐震診断及び耐震改修に関する申込み数が非常に多く、福井市では昨年度の耐震診断申込み約200件の対応を行うため、7月1日まで今年度の申込みを停止をしております。また、補助制度の充実、特に補助金額の上限が引き上げられたことにより、住民の関心は高まり、実際に施行を希望する方が増加傾向にあり、福井市ではこの6月議会で耐震改修40件分、7000万円を追加する補正予算を上程をしております。

一方で、現場では施工会社設計者、診断士の人的・時間的リソースが限られており、現実的には今年度中に補助金申請から工事完了までを全て終えることが困難な状況だと伺っております。

設計から補助金申請まで1か月、工事を2か月と工期設定したとして約3か月かかりますが、耐震改修を行う会社では、複数の案件が年度末にかけて積み残しとなる見通しであり、迅速な対応を求められている一方で、限界に近い運用となっているとお聞きしております。こうした状況を踏まえた上で、年度内に補助金申請等の必要書類を提出しても、実際の施工が次年度にまたがってしまうケースもあることから、いわゆる年度またぎ工事としての取扱いが可能かどうかをお伺いするとともに、もし今年度に診断しか受けられず、来年度に耐震工事を希望するのであれば、確実に来年度に補助が受けられるよう確約する必要性があると思いますが、所見をお伺いいたします。

次に、耐震改修工事における部分改修と全体改修の選択について、現場で課題となっている点であります。補助制度では全体改修に加えて部分改修も対象としております。

住民の中には、部分改修は安く済むという誤った認識を持って希望される方が多く、診断前の段階から部分改修でお願いしたいとの要望があります。

全体改修は建物全体の壁の持つ体力を計算して、不足しているところに補強を行います。

一方で、部分改修は、一つの部屋の持つ体力を強固にすることですが、全体での建物の耐震性を評価することも必要であります。

このことを知らない人がほとんどであります。

部分改修では、改修する部屋を決め、その部屋を特定居室として扱い、その部屋からは地震時には外部に逃げる事が容易にできる開口部を確保しなければなりません。

また、部分改修には厳密な制度上の条件が定められており、例えば対象となる特定居室の構造表点を1.5以上にすること、基礎と床使用が一定以上、レベルⅡであることなど多岐にわたる条件があります。

さらに特定の一部屋だけを強固にした結果、建物全体の構造バランスが崩れ、かえって総合的な安全性が損なわれるリスクもあります。

部分改修とはどこかの部屋だけを耐震性を上げて、万が一、地震が来てもその部屋にいれば安全だというふうに思われがちではありますが、それは耐震シェルターのことであり、部分改修は1部屋を改修することでその他の部屋に被害が出るかもしれないけれども、特定居室とした部屋にいる限り、避難までの時間稼ぎができるレベルだと考えていただいたほうがよいものであります。

こうした部分改修の制限や技術的リスクについて、行政窓口や診断士においても十分に理解されておらず、住民への説明が不十分なまま補助対象工事として進行しているケースがあるのではないかと懸念をしております。

中には、全体改修と同様の補助金額が部分改修に対して交付されている自治体もあり、制度運用の公平性合理性の観点からも疑義が生じかねません。

耐震診断は、現状での耐震性がどのくらいなのかを調査し、補強プラン作成ではどうすればその耐震性が担保できるようになるのかを検討するものであり、部分改修で対応できるかどうかの判断がなされているわけではありません。

住民が制度を誤解したまま部分改修を選択することによって、本来得られるべき安全性が確保できなくなることは本末転倒であり、診断や設計に関わる公費の有効活用の観点からも看過できない問題だと考えております。

部分改修が認められる条件を満たさないにもかかわらず、施工へと進んでしまうケースを防ぐため、部分改修と全体改修の選択に当たって、行政として統一的な説明方針や判断基準を定められているかどうかお聞きをいたします。

また、制度を適切に運用するための職員や診断士への研修、指導体制について、どのように整備をされているのか、さらに、信頼性維持と住民の保護の観点からも、ぜひ実務者と住民の双方への情報提供と運用の見直しを求めますが、所見をお伺いいたします。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、木造住宅の耐震診断・耐震改修について、3点お答え申し上げます。

まずは、診断・改修の実施件数と、改修率を高める制度への見直しについてお答え申し上げます。

昨年度、令和6年度になりますが補助実績、こちらのほうは耐震診断が555件、耐震改修が116件、約21パーセントになります。

そのうち同一年度内に耐震診断と耐震改修を実施したもの、こちらのほうは70件でござい

ます。

これは診断件数555件に対して、約13パーセントになります。

診断後、直ちに耐震改修に着するケースは少ない傾向にあります。

その理由としまして、窓口であります市町から所有者への聞き取りによりますと、やはり改修費用の工面、あと工事の時期、あとは立て替えや除却など改修以外の手法も含めて家族などと検討する時間が必要であるということが上げられております。

本県が実施しております診断と補強プランのセット支援では、所有者は補強プラン作成時点で概算工事を把握しまして、その時点で検討する時間が確保できるという点で、所有者にとってメリットがあると考えております。

引き続き、県民の安全な暮らしを護るために市町と連携しまして、住宅耐震化の促進に努めてまいりたいと思います。

次に、耐震改修施工時の年度またぎと、来年度補助の格上げについてお答え申し上げます。耐震改修補助の予算執行につきましては、年度内に事業を完成させるということが原則であります。

ただ、やむを得ない場合は繰越が可能となっております。

その旨、市町とも共有しているところでございます。

補助制度上、来年度の補助を確約することはできませんが、一人でも多くの県民の皆様に耐震改修を行ってもらえるように引き続き、市町が把握しました所有者の意向、こちらのほうを基にしまして、耐震改修の補助に必要な予算の確保に努めてまいります。

最後に、部分改修と全体改修の選定についてお答え申し上げます。

統一的な説明方針や判断基準は定めておりませんが、部分改修や全体改修の設計方法、あとは考え方につきまして、毎年度、開催しております木造住宅耐震診断士養成講習会、こちらにおきまして、補助申請の窓口となります市町の職員や診断士に対し、説明しているところでございます。

部分改修は改修費用等の面で全体改修が困難な所有者が使用頻度の高い居室を補強することで、大地震から命を守るための措置として設けた方法でございます。

引き続き所有者がそれぞれの改修方法のメリット、デメリットを正しく理解した上で選定できますように、県民対象、県民以外もいるんですけど、現場の見学会、こういうものを通じて開催しますので、それを通じまして周知するとともに、市町の職員や診断士に対し丁寧な説明するよう指導を徹底してまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／時間があれば最後に聞きたいと思います。

続いて、デフリンピックについてお伺いいたします。

身体障がい者を対象としたパラリンピックを知らない人はほとんどいないと思います。

しかし、ろう者や難聴者を対象にしたスポーツの祭典であるデフリンピックは資料1にあるとおり、日本ではほとんど知られておりません。

パラリンピックに聴覚障がい者は出場できないことを御存じでしょうか。

理由は、デフリンピックはパラリンピックよりも歴史が長く、国際的な組織として独立をしているからであります。

今年は100周年で第25回となるデフリンピックが初めて東京大会として日本で開催され、11月15日から26日までの12日間にわたり、陸上やサッカー柔道など、19競技21種目が行われます。

70を超える国と地域から選手、役員などを含む約6000名が参加予定であります。

全日本ろうあ連盟事務局長である久松氏は、大会ビジョンとして、デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ世界に、そして、未来につながる大会へ誰もが個性を生かし、力を発揮できる共生社会の実現を掲げていると述べており、デフアスリートを主役に、ろう者と難聴者、聞こえる人が共に作り上げて、社会や未来に好影響をもたらす一大イベントと位置づけております。

また多くの人にデフスポーツや手話言語といったろう者の文化など、聞こえない世界に触れていただき、その魅力やすばらしさを知ってもらう機会とし、あわせて手話言語の普及をはじめ、デジタル技術を活用した情報のバリアフリー化などを社会に促し、障がいの有無などにかかわらず、分け隔てなく尊重し合う共生社会の実現を目指すとしております。デフリンピックのキャラバンとして、大会開催都市の東京都を目指し、北と南から2台のラッピングカーが日本全国を駆け抜け、福井県には8月31日から9月4日の期間で来る予定です。

そこで、聴覚障がい者に対する理解を促進する上で、日本で初めて開催されるデフリンピックは大きな機会になりますが、デフリンピックの機運醸成について、県としてどのように取り組むのか、知事に所見をお伺いいたします。

本県からは、デフバスケットボール女子代表選手に鯖江市出身の丸山香織選手が選出されております。

今月29日にデフリンピック応援イベントキャラバン in ふくいで丸山選手のトークショーが西武福井店で実施されることは伺っておりますが、オリンピックやパラリンピックと同様に、本県出身選手を大いにアピールし、県として支援すべきと考えますが、初見をお伺いいたします。

福祉部局、スポーツ部局及び教育現場が連携し、デフアスリートと交流する機会や手話に関する情報の提供を通じて共生社会実現に向けた啓発を一層進めるべきと考えますが、どのように取り組むのかお伺いをいたします。

また、共生社会の実現に当たっては、学校教育段階での取組も重要であると考えますが、県立ろう学校では行政社会実現に向け、どのような取組が行われているのか教育長にお尋ねをいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、デフリンピックの機運醸成の取組についてお答えを申し上げます。

御指摘いただきましたように今年の11月に東京におきまして、我が国で初めてデフリンピックが開催されるということでございますし、また、話にありましたように、福井県から

丸山香織選手が出場されるということで、またこれがさらに御活躍いただければ、大変聴覚に障がいを持たれている方々に対する理解が進みますし、また、そうした障害をお持ちの皆様、こういった方々にとっても勇気が湧いてきて、新しいことに挑戦しようと、こういった大きな効果もあるというふうに認識をいたしているところでございます。

このデフリンピックの日本での開催につきましては、福井県では昨年度から県のろうあ協会、こちらと協力もさせていただきまして、例えば、スポカルFUKUIであるとか、また、福井しあわせプラススポーツデーといったようなイベントにおきまして、デフリンピックの歴史であるとか、その大会のスケジュール、こういったものなんかの展示をさせていただいたりとか、それから手話の講座を開くようなそういうブース、専用のブースを設けたり、こういったことも行っているところでございます。

さらに、今月の29日には、デフリンピック応援イベントキャラバン in ふくい、こういったことも行いますし、また、御紹介いただきました8月末には全国応援キャラバン活動が福井県にもやってくるといったこともございますので、そういった機会を関係者とともに連携しながら盛り上げていって機運の醸成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、県としてデフリンピックに出場される本県出身の選手をアピールし、支援することについてお答えを申し上げます。

丸山香織選手はこれまで多くの国際大会に出場されておられまして、2018年に開催されましたアンダー21デフバスケットボール世界選手権では準優勝に貢献されるなど大いに活躍をされておられます。

選手への支援につきましては、デフリンピックに出場する丸山選手におかれましても、オリンピックやパラリンピックの出場選手のように、激励金や報奨金を支給する予定でございまして、県としてしっかり応援してまいりたいと考えております。

選手のアピールにつきましても昨年のオリンピックと同様に、福井駅構内のデジタルサイネージで選手を紹介する動画の放映を検討しておりまして、県内外に向けて積極的に発信し、障がい者スポーツの理解促進につなげてまいりたいと考えてございます。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、共生社会実現に向けた啓発についてお答えいたします。

県では、県主催の講演会やスポーツ関連イベントにおいて手話通訳者の派遣を行っており、平成30年度の福井県手話言語条例の施行後、施工前の23人から101名と増加しているところでございます。

また、今年9月に実施を予定しております福井しあわせプラススポーツデーの機会を活用して、デフリンピックPRブースの設置や、デフアスリートとの交流イベントについて検討

を進めているところでございます。

令和５年度からは参加者からの希望により、聴覚障がい者当事者による出前講座を行っておりまして、手話口座は教えてもらった手話を家族に披露したら驚かれたと、参加者からは好評を得ているところでございます。

今後も教育現場における出前講座の実施、ＳＮＳでの手話アニメ動画や、手話スタンプの普及など手話を学ぶ機会や情報提供を進め、共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から県立ろう学校における共生社会実現に向けた取組について、お答えいたします。

県立ろう学校におきましては聴覚障がいの理解促進と、共生社会の実現を目指して、小中高等学校や、地域との様々な交流を積極的に実施しております。

学校との交流では、手話を使った合唱や器械体操の発表会、高等学校卓球部との合同練習などを行っています。

通常校の生徒からは、手話や口の動きで自分の言葉が伝わるかどうか不安だったが、相手の顔をしっかり見れば伝え合うことができたとの感想が、あとは、ろう学校の生徒からは、相手校の友達が手話や指文字を覚えてきてくれてうれしかったなどの感想がありまして、互いを理解するよい機会となっております。

地域との交流では、文化祭に地域の方に来ていただいて、模擬店で生徒が自作したゲームと一緒に楽しんだり、また、手話講座や聞こえにくさを体験する出前授業を行うなどの交流活動を進めているところでございます。

今後もうろう学校において、聴覚障がいのある人への理解促進につながる取組を推進してまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／どうもありがとうございます。

最後の質問になります。

福井県立美術館について伺いをいたします。

福井県立美術館は、1977年の開館以来47年が経過し、建物の老朽化や施設の狭隘化、収蔵スペースの不足など、多くの課題を抱えております。

また、展示機能にとどまらず、参加体験型の学習機能や地域文化の発信拠点としての役割も求められており、現状のままでは、十分にその使命を果たせない状況だと認識しております。

福井県立美術館は全国の都道府県では24番目に開館しており、それより前に開館した23都道府県では、資料にありますように、新築15、増築2、大規模改修4、再編1、検討1でリニューアル等の対応が21都県でなされており、福井県と同じ年に開館した北海道立近代美

術館では、3年前から老朽化に対する検討会議を設置して県民や関係者など様々な意見を聴取するとともに、3つの選択肢である改修と増築、現地新築、移転新築を示して検討を進め、本年3月にリニューアル基本構想を策定しております。

本県では昨年度に社会が求める美術館としての在り方検討をする会合を5人の識者が参加して4回開催され、基本方針が決定したと伺っております。

しかし、その結果が公表されておらず、様々な選択肢を検討したか否かも不明であり、現施設の改修という結論ありきで拙速に基本方針を策定しているように見えます。

北海道のように県民や関係者などの幅広い意見を聞いて複数の選択肢を示した上でオープンな形で検討を進めるべきではないかと思います。

全国でも約50年経過した美術館を改修して、さらに80年まで延命させる例はありませんが、有識者との在り方検討会ではどのようなことが議論されたのかお伺いをするとともに、なぜ改修するとの結論に至ったのか所見をお伺いをいたします。

他県では、改修、移転、新築を含む複数案を公表し、県民の意見を聴取しながら検討を進めております。

利用者や非利用者の意見をどのように取り入れているのでしょうか。

美術館利用者には一般県民や美術団体学校などが含まれると思いますが、利用者アンケートの実施や美術団体、学校等との意見交換などを実施した上で整備方針を決定すべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

収蔵庫の逼迫と作品保存の問題ですが、空調設備の不具合による劣化や寄贈作品の受入れ不能など、美術館としての根幹機能が損なわれております。

収蔵スペースや設備面での改善が急務であり、移転や大幅な増築なしには抜本的な解決が困難ではないかと懸念をしておりますが、耐震面も含めて所見をお伺いいたします。

最後に、美術館は単なる公共施設とは異なり、文化を未来につなぐ中核的存在であります。庁舎と同列に扱うのではなく、その特性を踏まえた柔軟かつ戦略的な整備方針が必要であります。

文化政策全体と整合性の取れた整備方針となるように要望いたしますが、今後のスケジュールと合わせて所見をお伺いいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から、ただいまの4点についてお答えを申し上げます。

まず、美術館の在り方検討会の議論の内容と改修するとの結論に至った理由について申し上げます。

福井県公共施設等総合管理計画では、県が保有する公共施設につきましては、予防的な修繕等を実施して、老朽化の進行を遅らせ、80年程度の使用を目標に適切な維持管理をしていくということとしております。

このため、県立美術館もこの方針にのっとり、建築物点検等で建物の躯体に問題ないことが確認が取れましたので、リニューアルによる長寿命化を施す方針といたしました。

このことは、外部有識者5名が参加いたしました昨年度の在り方検討会でも取り上げまし

て、現在の建物は著名な建築家が設計した建物であるため、有効に活用し、現在の場所でのリニューアルを行う方針について異論はなく、評価いただいた上で、美術館の目指す方向性を議論したところでございます。

それから2点目、県民からの意見聴取についてお答え申し上げます。

昨年度開催しました在り方検討会では、5人の外部有識者から美術館のリニューアルに関しまして、様々なアイデアをいただきまして、今年度策定する基本計画の策定に当たっての方向性をまとめさせていただきました。

今年度は、県民向けのアンケートを実施いたしますほか、利用者や学校関係者、民間ギャラリー運営者などから意見をお聞きし、県民意見を踏まえた上で、今年度新たに設ける策定委員会で基本計画を策定して行きたいと考えてございます。

それから3点目、収蔵庫の逼迫や設備面での不具合及び耐震面も含めた対応策についてお答えを申し上げます。

御指摘いただきましたとおり県立美術館の館内設備は開館当初の設備をそのまま使用しておりますものが多く、その対策は喫緊の課題であると認識してございます。

そのためリニューアルの中で空調設備や電気設備などの設備面を抜本的に刷新していく予定でございます。

また、収蔵スペースの不足につきましては、都市計画上の誓約によりまして大幅な増築、これはできないという中でございますが、館内の様々なスペースの見直しを行いますほか、本館に隣接いたしております実技研修棟の利活用も含めまして、対応を考えてまいります。なお耐震面に関しましては、平成10年に実施いたしました専門業者によります耐震診断の結果、美術館本館は、強度、剛性、曲げとかねじりの面ですが剛性が高く安全性が高い建物であるとの診断、これはA判定でございますが、これを受けております。

現存の建物の耐震性に問題がないと状況であるとの確認が取れておりますので、今後のリニューアルにおきましても構造の状態を欲確認しながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから4点目、文化政策の全体の整合性、及び今後のスケジュールについてお答えを申し上げます。

昨年4月に定めました福井県文化振興プランにおきまして、本県の文化芸術振興の基本理念や施策の方向性を定めております。

県立美術館の基本計画の策定に当たりましても、文化振興プランの目指す姿を実現するため、美術館がどのような役割を果たすべきか策定委員会で議論した上で文化施策全体との整合性が取れた計画にしていまいりたいと考えてございます。

スケジュールに関しましては、現段階の予定でございますが、今年度は7月下旬から県民の皆様からの意見聴取を行いまして、これらの意見を踏まえた上で、委員会において議論を重ねまして、秋までに案を策定してまいります。

その後、概要案を12月議会に、計画議案を2月議会にお諮りするとともに、パブリックコメントによりまして再度県民の皆様の御意見も聴取いたしまして、今年度中に基本計画を取りまとめていきたいと考えております。

その上で、次年度以降基本計画に沿って設計、工事施工を進め、リニューアルオープン

目指していきたいと、このように考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／再質問いたします。

今の美術館の件ですけれども、県民へのアンケートありがとうございます。

その内容は北海道と違って、改修とか移転とか新築、こういったものは決定しているからその部分は含まれていないと。

やっぱり改修でということで事が前提としてのアンケートという形で考えておられるのでしょうか伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／お答えを申し上げます。

80年の長寿命化を図るとというのが公共事業に関します根本的な方針でございますので、美術館もこの方針に従って進めたいと思っております、そのため立て替えを含めた選択肢を設けることは考えてございません。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／今言いましたように、庁舎等と同じような感覚でやらないでほしいなとそういった意見も述べさせていただきました。

改修ということで、私も2月の委員会でも言いましたけれども、そこら辺も本当は考えて県民にアンケートをしてほしいなと要望だけさせていただきます。

もう一つ、耐震改修の件ですけれども、質問する時間がなければ要望にとどめておきます。

できれば耐震診断を受けられる方、市町で、窓口で。

これは診断が必要かどうかというものではないんだと、ほぼ100%駄目なんだと、その家をどういうふうに補強していけばいいのかということを考えるための診断なんだと。

だから、診断するならばお金もかかることとか時間がかかることとか、家族でやらなきゃいけないこととか、その前にいろいろその診断受けられる方への案内をしていただいて、ただ単にうちは大丈夫かなどうかなって調べるんじゃないで、そのことを改修に至るようにしていただきたいのと、診断を受けた人に対してしっかりと改修を受けられるように促していただきたいと思いますので、この点についてはしっかりと要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは以上でございます。

ありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

今日は、3つのテーマで質問をさせていただきます。

まず、1つ目の大きなテーマとして、部活動の地域展開を取り上げます。

今、いろいろな競技団体がその体制の構築と活動場所の確保に努力しています。

その中で、いろいろな問題が顕在化して、次年度からの地域展開に大きな不安を抱えている。

それは、今回の議会の中で多くの議員が取り上げていることから伝わってきます。

ここでは、その地域展開の中で最も難しいだろうと、その要素が多いと言われる吹奏楽部の地域展開を中心に伺います。

吹奏楽部の地域展開を保証するときの課題として、大きく2点挙げられます。

一つは、学校施設の管理体制です。

つまり、使用後の最終点検、施錠という問題です。

今後、生徒数が減少していく中で複数の学校の合同チームや合同練習が必要となってくるのは考えられます。

その活動が土曜日、日曜日、そして夜間となってくることも十分に考えられます。

その管理を外部委託することにしても、人材の確保や財源を考えると、現時点で喫緊の課題として方向づけていくことが必要であると考えます。

資料1にあるように、文化庁が示した学校施設開放の方針に係る論点によると、各学校単位で学校施設開放授業の主体となる運営委員会を設置すべきと提言がなされています。

また、教職員の負担軽減という視点からも、教職員の不在時でも施設利用を安全に行えるよう施錠管理方法を提示する必要性も訴えています。

外部への委託を検討することも必要なのだと思いますし、そのために残された時間は本当に限られているのだと思います。

市町による独自の取組を尊重することは大切ですが、それが市町間の不公平感や混乱につながることは避けなければなりません。

各市町の状況を県として把握していく姿勢が求められます。

それぞれの市町における運営委員会設置の現状を伺うとともに、部活動の地域展開における学校施設の管理体制の基本的な方向性について、県の認識を伺います。

吹奏楽部の地域展開の2つ目の大きな課題は、学校備品である楽器の貸与や管理、合奏に必要な音楽室、個人練習の普通教室使用の方向性です。

まず、楽器については、個人で所有している一部を除き高額であるがゆえに、ほとんどは、今現在吹奏楽部で活動する子どもたちに貸与されているものです。

その楽器が地域展開の中でも使用できるという方向性は大変重要です。

また、今は所属していなくても、次年度以降、個人的に、または指導者やトレーナーについて楽器に携わりたいという子どもたちの活動を保証することも必要になってきます。

今後、どのようなプロセスを経て楽器や施設の使用許可が方向づけられていくのか、ロードマップを伺います。

また、県教委の方針を早急に各市町と共有し、できる限り公平な体制を構築すべきと考え

ます。

教育長の所感を伺います。

そもそも部活動の地域展開は、これまでの部活動によって支えられてきた日本のスポーツと文化の根底を見直す大きな変革です。

国策とも言えるのだと思います。

それだけに、地域はもちろん、現在の社会資源の多くを投入していく必要性を感じます。

その意味では、スポーツ・文化教育の最も充実した施設、設備、部活動資源を有する高等学校を巻き込んでいくことも必要であると考えます。

部活動の地域展開に向けて、県立高校の施設設備を含め、県の全面的な支援体制を提案しますが、教育長の考えを伺います。

次に、財源の問題です。

地域展開を進めていく上で大きな課題の一つは、財源の問題です。

どこまでを国、県、市町といった行政で負担するのか、また、どの部分を保護者負担として求めていくのか、その点を早急に示していく必要があります。

議論は進行中だということですが、合同練習時の生徒の移動や会場の確保、楽器運搬、送迎、さらには指導者の確保とマネジメントを考えると、これまでとは学校部活動に向けられた予算よりも格段に多くの予算確保が必要となってくるものと考えます。

地域の実情に応じた持続可能で多様な文化芸術環境を整備し、子どもたちの体験機会を確保し、少子化の中でも将来にわたり子どもたちが文化芸術に継続して親しむことのできる場と機会を確保する必要があります。

そのためにも、財源はとても重要であると考えます。

財源の確保に向けて、国、県、市町の分担を考える以前に、現時点で地域展開に必要な予算を何を根拠として積み上げていくのか伺います。

またその財源をどのように確保していくのかについてもお聞きしたいと思います。

気がかりなのは保護者負担です。

受益者負担は当然であるとする考え方も耳にしますが、問題となるのはこれまでの体制とのギャップです。

保護者負担に対しての考え方についてどのような場で検討が進んでいるのか、また、その方向性について伺います。

最後に、これからの部活の地域展開が、子どもたちが将来それぞれの市町で文化活動を継続していくための基盤づくり、拠点づくりにもつながっていくものでなければ意味がありません。

各市町にそれぞれの文化活動の拠点づくりとしての財源を確保していくことが必要であり、大きな意味を持つものであると考えます。

そのためにも、市町の文化活動拠点整備のための補助金創設を提言しますが、交流文化部長のお考えを伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から1点、市町の文化活動拠点整備のための補助金創設についてお答えを申し上げます。文化芸術施設は住民の文化活動を支え、また、それを発展させるための拠点といたしまして、継続的な地域の活性化に貢献するものであります。

特に、市町の文化芸術施設につきましては、その地域の歴史や風土、民俗などの特色や住民の文化芸術活動の高まりに応じて整備され、地域住民の身近な活動の場として利用されていると認識をしております。

文化芸術施設の整備に当たりましては、例えば岡山県備前市ですとか、茨城県つくば市などの施設整備などでも、全国で利用されている国の交付金がございます。

これが活用できます。

名称で申し上げますと、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第二世代交付金でございますが、今後、地域において文化活動が一層広がり、整備の必要性が高まった際には、市町がこうした制度を活用できるよう、様々なサポートをしていきたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、部活動地域展開について5点お答えをいたします。

まず、市町における運営委員会の設置状況と学校施設の管理体制についてお答えいたします。

文化庁が示す運営委員会を設置している市町は2つの市のみでございますけれども、運営委員会の設置にかかわらず、各市町では関係者間で協議をしながら文化部の地域移行を進めております。

学校施設の管理ですけれども、体育館につきましては、校舎と切り離して運用しやすいということで、市町の担当課ですとか、スポーツ団体、公民館などが施設管理を行っているケースがございます。

一方で御指摘ありましたように、音楽室や普通教室の使用につきましては、外郭団体でも、玄関を解錠、施錠できるようにしたり、あとは、音楽室までの経路以外に進入できないようにシャッターを設置するといったセキュリティの設備が必要になるなどの課題がございます。

県としては、各学校施設を地域クラブの活動場所として活用できるように推進しているところでございますけれども、市町や学校によって様々な課題がありますので、それぞれの課題をお聞きしながら、引き続き市町と御一緒に解決策を考えていきたいと思っております。

次に、楽器や施設の使用許可についてお答えいたします。

県では文化部の地域移行の方針につきまして、令和4年度にガイドラインを策定しております。

県や市町は学校施設を地域クラブ活動に活用できるように努めることなどを示しているところです。

また、市町の部活動地域移行における現状や課題について把握するため、先月第一回の実務担当者会議を開催いたしました。

各市町からは、楽器の使用や、そして壊れたときの修繕をどうするか、そのときのルールや費用負担、そして、休日の学校施設の利用やセキュリティをどう確保するかなど、様々な課題が挙げられたところでございます。

今年度は実務担当者会議を計4回開催することとしておりまして、第2回を9月に開催いたしますけれども、そのときには楽器や施設利用などの課題について協議をする予定でございます。

各市町の中で先行して対策を進めている取組を共有させていただくなど、できるだけ円滑に地域移行ができるように努めております。

次に、県立高校の施設、設備も含めて県の全面的な支援体制についてお答えをいたします。県立学校の施設、設備の支援につきましては、高校の部活動において、休日の通常練習以外にも、練習試合ですとか大会等で使用していることもありますので、休日にどこまで新たな活動を受け入れることができるのかということについては、調整が必要かと思っております。

現時点におきましては、市町から県立高校の施設、設備の使用について御依頼はありませんけれども、今後、そういった御相談があった場合には、県立高校を含めまして、県有施設の活用について調整していきたいというふうに考えております。

今年度から配置した県の総括コーディネーターを中心に、市町の会場確保の課題についても洗い出して、引き続き市町と連携して課題解決を図っていきたいと考えております。

次に、地域移行に必要な市町予算の根拠と財源の確保についてお答えをいたします。部活動の地域移行に必要な費用といたしましては、地域クラブの確保や関係機関との調整を行うコーディネーターの配置、また、指導者謝金など地域クラブ運営に必要な経費への支援、また、経済的に困窮する世帯等への参加費用負担への支援などが想定されます。こうした予算の算定に当たりましては、前年度に各市町から計画を出していただきまして、その中でコーディネーター等の配置や地域クラブ活動の見込みに関する計画をその内容について確認させていただきまして、必要額を把握しております。

国の実証事業で不足する分は県の独自予算を追加しておりまして、予算を確保してきているところでございます。

令和8年度以降につきましても、これまで進めてきた部活動改革の取組が止まることのないように、まずは国に対しまして、休日における地域クラブ活動への支援の継続、また地域の実情をよく把握した上での平日の地域移行への支援方策の拡充、また、経済的に困窮する生徒への新たな支援の枠組みづくりなどを要望しておりまして、引き続き財源確保に努めてまいります。

最後に、地域移行にかかる保護者負担についてお答えをいたします。

保護者負担につきましては、県では令和5年の3月にガイドラインを示させていただいておりまして、地域クラブ活動の運営団体、実施主体は、生徒や保護者、地域住民との理解を得つつ、活動の維持運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定することを示しております。

このことを踏まえまして、各市町においては、地域クラブや保護者など、関係者で構成する協議会において、保護者アンケートなどを参考に適正な保護者負担などについて検討しておられます。

国の有識者会議では、受益者負担と公的負担とのバランスなど、費用負担のあり方を検討する必要があると、こういった指摘もなされておりまして、国では今後、受益者負担の金額の目安を示す予定と聞いております。

県としては国の方針や支援策について引き続き情報収集をし、市町と共有をしまいいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

引き続き継続して財源を確保してくださるということで、ほっとしておりますけれども、一点付け加えますけれども、楽器というのは消耗品です。

しばらくは学校での部活動が行われ、そして、土日は地域での展開が行われる。

つまり、両方に財源が必要になってくる、このところが一番今までと変わったところで、大きな変革だと思いますので、その分も含めてぜひ財源の確保をお願いしたいと思います。それでは、2つ目の質問に入ります。

訪問入浴サービスの現状と課題についてを取り上げました。

報道の中で、被災地でインタビューされている女性の姿が思い出されます。

今、一番したいことは何ですか。

お風呂に入りたい、とにかくゆっくりお湯に浸かりたい。

心も体も疲れ果てたときこそお風呂で全てを癒したくなるのだと思いました。

ただ、私が今回取り上げるのは、障がい福祉における訪問入浴サービスです。

つまり、入浴サービスは受けたいが、サービス施設などに出向くことができず、在宅での支援を受けざるを得ない皆さんに対して、そのニーズにどれだけ応えられているのかという点です。

最初に述べたように、日常生活の中で入浴支援は大変重要ですが、家族だけでは介助できない方も少なくありません。

医ケア児・者の場合も、体が大きくなっていく中で、資料2のように入浴支援の方法も変わっていき、将来に不安を抱えておられる方も少なくないのです。

豊かな生活というよりも、人間らしい生活をするためには、食事、睡眠、入浴、そして排泄も含めた清潔な生活は不可欠なものだと考えます。

令和4年3月に実施した福井県の医療的ケア児・者に対するアンケートでは、45%の方は通所サービス施設などでの入浴支援を受けています。

ただ、通所で利用している事業所とは別の事業所になってしまう、また、居住している市町に訪問入浴サービスがないため、自宅での入浴ができない。

また、医療的ケア児にも対応した事業所が少ないといった理由で、希望はあるが利用できない方も少なくありません。

現在は、最低基準や回数の縛りはないとしているものの、以前の規定などを考えると、通常は週に二、三回の入浴回数になるようにも感じます。

資料3は、現在の訪問入浴サービスを実施している事業所の状況をまとめたものです。

それによると、訪問入浴サービスを行っている事業所は県内に7か所です。

入浴サービスを提供するために不可欠である訪問入浴車は全体で12台です。

予想以上に少なく、その台数で訪問入浴を希望せざるを得ない方のニーズに応えることが本当に可能なのか、大いに疑問です。

しかも、その経営状況は厳しいとのこと。

相当数のニーズがあるにもかかわらず、経営を押さえつけているのはなぜなのでしょう。

また、今ほどの資料3を通して、さらに大きな課題に気づくことができます。

それは嶺南福祉圏域には、訪問入浴サービスを提供する事業所が小浜市の1か所のみであるという現実です。

しかも、幾つかの市町では県外の自治体のサービスに頼っている状況です。

釈然としないものを感じるのは私だけではないと思います。

4つの医療圏域の格差については取り上げられることも多く、課題として認識されていますが、医療と同じ圏域である福祉の面でも大きな格差があると言わざるを得ません。

特に嶺南の脆弱な姿が浮き彫りになっていると考えられます。

全ての障がい児・者の皆さんがそれぞれの施設へ出向き、福祉施設の中で入浴サービスを受けることを担保すること、さらに、そこに出向けない方たちのニーズに応える姿勢と体制づくりが必要なのだと感じます。

ただ、福祉サービスの最前線、つまり所管は各市町となっているだけに、県との連携は不可欠です。

その連携の中から、地域格差のない体制となっているか検証することも必要です。

障がい者の入浴支援についての現状についての認識と、市町の連携についての方向性を伺います。

訪問入浴サービスが抱える大きな課題として、財源の問題があります。

それは、入浴サービスの車両と、そこに常に重なってくる人件費という問題です。

車両自体のインシヤルコストは数百万としても、その維持にはかなりの費用がかかります。

さらに、入浴サービスには役割の違う3人の方、入浴ヘルパー、看護師、入浴オペレーターが1組になってサービスを行うわけですが、その人件費も含めるとかなりの費用がかかることも伺いました。

1日に数件のサービス提供を考えても、肉体的にも精神的にも厳しいものであることは容易に想像できますし、民間の事業所ならば、人材の確保とその財源が比例的な大きなものであることは間違いありません。

財源の確保はそのまま福祉サービスの担保につながっていくものだけに、市町任せにせず、県が積極的な支援を行い、県内の市町間の格差が生じないように支援する必要性を感じます。

訪問入浴サービスの今後の方向性、そして、財源の確保について、知事の方針を伺います。

また、代表質問でも伺いましたが、令和7年に福祉関係、子育て支援において、驚頭副知

事をリーダーとする推進チームが生まれ、医療的ケア児をはじめ、いろいろなニーズに対してきめ細かな対応を期待する声が大きくなっています。

今年度新たに組織されたふく育推進チームの活動について、どのように県民の具体的なニーズを把握し、効果的な支援につないでいくのか、鷺頭副知事に方向性を伺います。

お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／障がい者福祉における訪問入浴サービスの今後の方向性と財源の確保について、私から御答弁を申し上げます。

訪問入浴サービスは、本当に重度の身体障がいの方、寝たきりのような方、こういった方に対しては非常に重要なサービスであると認識をさせていただいております。

県の調査によりますと、議員の御指摘にもありましたけれども、この提供していただく事業者さん、これが減少してきていると、こういう状況にあると認識をいたしております。また、市や町に聞いても、サービスが継続できるのか不安であるという市町が多くなっておりまして、こういったことに対する対策は重要だと認識をいたしているところでございます。

特に利用者が少ない地域、これは事業者ですので、やはり需要と供給の関係がありまして、やはり利用者が少ないと事業を維持することができない、こういう関係にあるわけございまして、市や町や事業者、関係者の聞き取りを行いまして、この事業をどうやって継続していくのか、こういうことについて必要があれば、財政的な支援、こういったことについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、障がいをお持ちの方が、住み慣れたところ、地域で安心して生活ができるということは大変重要だと認識をいたしております。

今後とも、市や町と連携を密にしながら、持続可能なサービス体制を構築できるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私から、ふく育推進チームにおける具体的なニーズの把握と支援策の検討についてお答えを申し上げます。

ふく育推進チームでは、きめ細やかな施策の拡充に結びつけるために当事者の声を聞くということで、私自身も積極的に現地に足を運んでおりまして、これまで、医療的ケア児の保護者の方でありますとか、一人親家庭、また、ヤングケアラーやケアリーバーの方や、そして特別支援学校の教員、また、嶺南地域の子育て世代や放課後デイサービスの現場など、様々な立場の子育て当事者、そして支援者の方々と意見交換を重ねてまいりました。特に、医療的ケア児や障がい児を育てる保護者の方々との意見交換では、日常生活における様々な困難や不安などを、切実なお声を直接お伺いいたしまして、改めて当事者になりと届く支援の必要性ということを強く認識したところでございます。

こうした現場の声を施策に反映するために、このほかにも、こども応援ディレクターをチームのサブリーダーと位置づけをいたしましたし、こども応援サポーターとも連携をしながら、当事者の課題を丁寧に掘り下げて解決につなげることとしてございます。
引き続き現場にまた足を運んで意見交換を重ねながら、そこから得られたいろんな声でありますとか、当事者の声を大事にいたしまして、全ての子育て家庭に寄り添った、実効性ある政策形成と制度の立案につなげてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、障がい児の入浴支援の現状認識と市町との連携の方向性についてお答えいたします。

通所における入浴については、事業者からの要望を受け、令和4年度から医療的ケアが必要な重症心身障害児・者への入浴介助を行う事業所への補助を設け、令和6年度、4市2町で55名の利用がございました。

訪問入浴につきましては、市町が委託によりサービスを実施しており、令和6年度は5市3町で33名の御利用がありました。

令和6年度に行った市町への調査では、現状としてサービスの支給は利用の希望の7割にとどまっているほか、通所、訪問いずれもサービス事業者の地域的な偏在が把握されております。

これまで県の医療的ケア児・者支援センターが、市町のコーディネーターに対して地域の入浴支援サービス事業所の情報を共有するなどして連携を進めてまいりましたが、支援の空白が生じている地域への事業者の参入を今後も促すとともに、入浴介助の必要性が高い方に十分サービスが提供されるよう市町と連携し、身近な地域で必要な支援が受けられる体制を整えてまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今の資料の中で私が一番ショックなのは、やはり県外の施設のサービスに頼らざるを得ないというその部分、これはあってはならないのではないかなと思っています。

ぜひ御検討いただけたらと思います。

驚頭副知事にはまた来月、敦賀に来ていただけるということで、大変喜んでおります。

よろしくお願いします。

3つ目に、冬の登下校の安全確保と学校への支援について伺います。

2月の衆議院予算委員会の中で、豪雪地帯の学校についての質疑がありました。

質問者はもちろん本県選出の議員であったわけですが、その内容を通して、私たちにとって当たり前で問題意識が薄れている点について、2つの視点からお伺いします。

冬の課題を今議会で取り上げるのは、次の冬の体勢づくりに間に合わせる必要を感じるからです。

まず1点目は、子供たちの通学時の安全保障という面です。

翌朝に降雪が予測されると、学校からの通学路の除雪協力の依頼案内が届きます。

連絡はSNSや学校からのメール連絡で、随分と苦勞なく受け取ることができるようになりました。

ただ、親の力だけではままならない部分も少なくありません。

これまで、雪と向き合うことが当然である私たちですが、明確なガイドラインが見えてこないように感じられます。

また、あったとしても、統一感のないものであるようにも感じられます。

資料4に示させていただいたように、文科省は業務の考え方を明確にした上で、学校や教師の担う業務を3つに分類しています。

その中では、登下校にする対応は基本的には学校以外が担うべき業務とされているものの、まだ学校に委ねられているのは間違いありません。

車両の暴走や運転手の過失によって児童生徒が登下校中の事故に巻き込まれる事案が頻発する中で、歩道が除雪されていないために車道を通らざるを得ない降雪時の登下校では、その危険性はさらに大きなものとなります。

安全な通学を保障することはとても大切です。

歩道が除雪されないためにそれが担保されない状況があるとするならば、大きな不安を感じます。

円滑な歩道除雪が不可欠であるのは言うまでもありませんが、優先順位としては、まずは生活道路としての車道の除雪となるのも事実です。

そこで必要となってくるのは、学校やPTAを中心に、保護者の協力や地域の共助による取組なのだと感じます。

有償ボランティアチームによる活動を組織している地域もあると聞いています。

それらの取組を応援し、拡大していくことが大変重要であると考えます。

降雪時の通学路の安全に関して、学校、PTA、警察、地域住民、除雪に関わる行政機関が通学路の安全確保という視点で意見交換し、情報共有と役割分担を明確にして、連絡協議会の場が小学校区単位に早急に持たれることが不可欠であると考えます。

そこで、歩道除雪に対する県のガイドラインを伺うとともに、今後、県が率先して歩道除雪のための新たな仕組みづくりを進めるべきと考えますが、今後の方針を伺います。

次に、教職員の通勤について伺います。

通勤プロセスに関しては、それぞれの自己責任となるのは致し方ないとしても、問題になるのは、学校への敷地内での駐車スペース確保という問題です。

もしも駐車場が除雪されていなかったとすると、徒歩で通勤が可能な一部の職員以外学校に来ることができません。

駐車場の除雪に関しては、学校職員の自助努力では対応できない場面も少なくありません。既に登校し、学校内にいる子どもたちの把握と安全管理を考えると、教員の通勤保証が不可欠なものだと考えます。

また、除雪の財源についても、行政が費用を負担するところもあれば、中にはPTA財源の中から除雪費用を捻出するところ、また、除雪実施ごとに職員が拠出するところなど、

学校においてまちまちであり、それぞれの市町によってもばらつきが大きなものであります。

義務制、公立高校それぞれの学校に関して降雪時に駐車場を確保するための財源について行政が責任を持って確保すべきと考えますが、現状と今後の方針を伺います。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは1点、歩道除雪に対する県のガイドラインと歩道除雪のための新たな仕組みづくりについてお答え申し上げます。

県では、降雪期前に、冬期の通学路における児童の安全確保の面から、学校や警察、市町などがメンバーであります福井県学校安全推進連絡会議を開催しまして、課題や取組を関係機関で共有しているところでございます。

歩道除雪につきましては、福井県道路雪対策基本計画に基づき、小学校から半径500メートル以内の通学路などにおきまして、積雪深が20センチを上回る場合に除雪を実施しております。

また、これまでの緑のスコップひとかき運動に加えまして、令和5年度からは、地域住民などのボランティアに必要経費を支援する共助によるモデル事業を実施しており、引き続き地域と連携して、冬期における歩行者の安全を確保してまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、降雪時に学校の中の駐車場を除雪するための財源についてお答えをいたします。

まず、県立学校につきましては、雪が少ない場合は教職員が自ら除雪をしているということですが、大雪に備えまして、県の当初予算で除雪経費を計上しております。

各学校が必要に応じ民間の建設事業者と個別に除雪の委託契約を締結し、予算を配分しているという状況でございます。

小中学校ですけれども、施設の設置管理者である各市町において、民間建設事業者への委託契約や道路除雪担当課における除雪の協力、また、除雪機を各学校に配備しまして教職員が対応しているケースなど、様々あると伺っております。

県立学校におきましては、引き続き除雪経費の確保に努めてまいります。

また、市町におきましても、除雪経費の予算化や関係者との連携協力体制の構築など、今のうちから準備を進めていただきまして、適切に除雪を行うよう努めていただきたいと思いますと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今、教育長からもお話ありましたが、気がかりなのは、特別支援学校、御存じのよ

うに、特別支援学校は職員数が100名を超えます。

夏の雪のないときに回ったとしても、どうやってこの駐車済ませているのだろう。

本当にギリギリ、ギュウギュウ、本当にスペースがほとんどないような状態で駐車をしています。

そしてさらに、送迎、朝、それから下校、放課後、それぞれの施設や保護者の送迎がもちろんあるわけで、当然その通路を確保しなければなりません。

ぜひ、その点の確認を教育委員会を中心にやっていただきたい。

それをぜひ要望させていただきます。

本当にもうこのままでは駄目だと強く感じています。

それからもう一点つけ加えますけれども、学校は緊急災害のときの避難所でもございます。避難所ということは、そこには自由に出入りすることが必要になってきますし、いろんな物資や必要な人材がやってくることも当然考えられるわけです。

その場を、しっかりその機能を維持して守っていく、その必要性を強く感じています。

その点について、もし危機管理の面からお答えがありましたらお願いいたします。

議長／再質問ですか。

その場合には、代表者会議の場合でもあったように、最初に再質問だということを明確にしてください。

危機管理監中嶋君。

中嶋危機管理監／私から、危機管理の面で学校の避難所の件でお答えさせていただきます。現在、小中学校の避難所というのがほとんどだと思っているのですが、実は県立学校につきましても避難所の指定を市町において順次始めています。

その中で、県立学校におきましては、除雪の機械、こちらのほうを今年度から配備することにしてしまして、7年度中に幾つかの学校に入ると、そういうような観点で除雪のほうも進めていきたいと思っています。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ふくいの党の山岸みつるです。

今回、北陸新幹線小浜・京都ルート実現への思いがあふれすぎまして、すべてがその質問になってしまいましたので、ぜひ特に未来創造部の部長には大変御苦勞をおかけしますが、お付き合いいただければと思います。

それでは、本日は日本一前向きな新幹線議論を目指して頑張ってまいりたいと思います。

最初の議題は小浜・京都ルートの科学的説明の実施促進についてです。

言うまでもなく、福井県政の最大の課題の一つは北陸新幹線小浜・京都ルートの早期全線開業です。

令和7年度は残念ながら小浜・京都ルートの認可・着工には至らず、推進調査費を前年度

比1500万円増の14億5000万円計上するということまでになりました。

詳細駅位置については、昨年末に京都駅の南北案、そして桂川案の2案まで絞られたところで、今後、一刻も早いルート確定と認可・着工が待たれているところです。

先に今回の新幹線議論において提言したい結論を先に3つ申し上げておきます。

1つ目は、小浜・京都ルートの建設についての科学的な説明を早急にたくさん実施してもらいましょうという提言です。

2つ目は、小浜・京都ルートを全線開業した場合に、自治体ごとの税収効果、または経済効果、こういったものを算出して、沿線自治体が同意しやすい武器を増やしましょうという話です。

3つ目はもっと一般の京都市民、府民の目線で福井、若狭、小浜の魅力を知らしめて、小浜へ直通19分というところを欲してもらえるようにしていきましょうという、そんな話です。

少し背景をお話しさせていただきます。

私たちふくいの党は京都の地元同意という課題を解決していくヒントを少しでも集めていくために、4月に京都を訪れ、様々な立場の方々にヒアリングをしてまいりました。

相手の立場もありますので、あまり具体的な名称というのは避けさせていただきますけれども、ただ少し前まで行政で責任ある立場をされていた方ですとか、現役の議員、そして専門学者、そして京都仏教会の方、経済人、そして北陸新幹線建設の事業主体である鉄道・運輸機構さんなどです。

京都の方々には実際にいろいろ話をされていて、ほとんど北陸新幹線の京都市内への接続に対しては厳しい言い方をする方が少なくとも4月は多かったです。

特に多かった苦言というのは、やはり地下を通すため京都の食の基盤でもある地下水への影響、そして京都市内での長期工事による道路混雑で生活への影響、これを心配されている方が結構多かったです。

こと京都で地下工事をするからこそ埋蔵文化財への対応、これはあかんやろ、京都の下を掘っちゃあかんやろという話。

あと最後は、財政に余裕がないから、新幹線よりもむしろ地下鉄東西線の延伸などのほうをもっとやってくれというような地元ならではの声も聞かれたということでした。

一方で、鉄道・運輸機構さんのほうで3月25日に京都の自治体向けて向けに初開催された説明会と同内容のものと私たちも説明をいただきました。

そこで驚いたこととしては、京都で懸念として挙がっている先ほどの地下水、道路混雑、埋蔵文化財など、全て科学的にその懸念が大部分払拭ができる、その準備がなされているというところでした。

補助資料の1を御覧ください。

これはその資料、鉄道・運輸機構さんの資料、これはホームページで公開されているものですが、そのうちの1ページを切り取らせていただいたものです。

例えば地下水について、最小の影響となるように施工が考えられ、ここはかなり細かく科学的なことをいろいろ書いていますけれども、その影響の程度が数値的にも詳しく記され、かつそれが現行の地下水の利用の状況には影響しないということもちゃんと数値的な論拠

も持って示されているなどしています。

そこで、質問と提言です。

この鉄道・運輸機構さんからの説明というのは、県担当部局、知事も含めて聞かれたと聞いております。

聞いてみた所感を教えてください。

この鉄道運輸機構が持つ科学的な説明というものは、一人でも多くの沿線自治体に暮らす方々、特に京都の住民の方々、そして行政関係者や政治家、経済人などにぜひ聞いてもらいたいと思っております。むしろそこで懸念に思うことというのも全部ぶつけてもらって、それへの対応がどのように科学的に考えられているのかということまでしっかり回答まで聞いてほしいなと切に思っています。

そういったことが実現されていくために、北陸新幹線建設促進同盟会や関西経済連合会などの枠組みも活用しながら促していくべきと考えています。

その点についていかがかというところと、具体的なそのための仕掛け方などで考えていることがあれば教えてください。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／山岸みつる議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、鉄道・運輸機構から説明を聞いた所感についてお答えをいたします。

鉄道・運輸機構が3月25日に京都府内の自治体向け説明会において配付した資料に基づきまして、私どもも4月に機構から説明を受けたところでございます。

その中で地下水への影響につきましては、有識者からなる地下水検討委員会からの指導、助言を得ながら地下水の成分調査とか三次元モデルによる解析を詳細に実施していること、また、解析結果といたしましてシールド工事の深さと地下水を利用している深さは異なっているということでありまして、工事による地下水への影響はないことなどの説明がございました。

また、豊富な調査データがたくさん盛り込まれておりまして、様々な角度から検証した調査結果をわかりやすく説明するための様々な工夫としまして具体的な数値、それから図面など数多く用意しているという印象を受けた次第です。

国や機構においては引き続き、これらの調査結果を用いて自治体や住民向けの説明を丁寧に戻し実施していただくようお願いしたいと考えております。

次に科学的な説明を多くの沿線住民等に聞いてもらうための具体的な仕掛け方についてお答えをいたします。

施工上の課題に対する地元の懸念を払拭するためには、科学的知見に基づく情報を行政関係者だけでなく沿線住民など幅広い層の方々に浸透させていく必要があると認識をしております。

国や機構におきましては、この3月に京都府内で自治体向けの説明会を開催したほか、その後も必要に応じて説明を行っていると同っております。

また、機構のホームページを見ていただきますと、ユーチューブ動画を作成し、配信をさ

れております。

多くの方々に理解いただくには更なる取組が必要だと考えております。

北陸同盟会のホームページには、今ほど申し述べた機構が配信している情報も見れるようにリンクを張ってございます。

そういった紹介などもさせていただいております。

今後は、情報を幅広く浸透させるよう、関経連など対しても同様の協力を働きかけていきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／御答弁ありがとうございます。

最後に関経連、関西連合経済会さんのほうにも働きかけてという言葉がありましたが、その輪をうまく使って、説明会そのものもホームページに載ってるのはもちろん大丈夫だと思いますけども、なかなかその形だと見てくれなかったりしますので、説明会そのものをどういうふうにいっぱい関西からやっていただくかというところを、あまり表に言えないこともあるかと思うので、しっかり裏側も含めて仕掛けていただければと思います。それでは次のテーマです。

小浜・京都ルート、財政効果の詳細試算についてです。

先ほどの議題では京都での懸念の多くが鉄道・運輸機構の科学的説明で解消されうるという話を述べたわけですが、ただ逆にそれだけでは解消されない大きな懸念も一つございます。

それは沿線自治体の財政負担の重さの話です。

ここで補助資料の2を御覧ください。

こちらは、整備新幹線における事業費負担の按分の仕組みの資料でございます。

関係者はよく御存じのように、まず全費用からJRさんへの貸付料分を控除します。

残りを国と地方で2対1で割り、その地方負担分一の中のさらにその90%は地方債で起債ができて、その起債した地方債の5割から7割、それは諸条件で変わってきますが、地方交付税措置によって後で国がその部分を負担してくれる。

なので残りの部分というところでこのグラフというか、表で赤字でくくっている、そこで実質の地方負担になるという話になります。

そこで質問です。

大前提として、国と違って自国通貨立ての特例公債という手段を持たずに財政規律を厳格に求められてしまう地方自治体としては、これらの財政負担が抑制できるに越したことはありません。

福井県として、以前より国へ要望を続けており、また国への令和8年度重点提案提案要望書の中でも明記していただいている国土強靱化の観点からの国費充当地方財政措置の拡充などによる地方負担軽減策については、実現の可能性、手応えというところはどのような感触かというところを教えてください。

そしてまた、現行の整備新幹線の費用負担の仕組みのもとで、物価高なども考慮して5兆

円にもなるとも言われてもいる小浜・京都ルートの建設費を純粋に建設距離のみに比例させて、沿線３府県で按分という前提で言うのであれば、福井県、京都府、大阪府の実質的な負担というところがおおよそどの程度の金額となるのか、考えられるのか大まかな範囲で大丈夫ですので教えてください。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私から２点、お答えをいたします。

まず地方負担軽減策についての実現可能性、手応えについてお答えいたします。

県としましては、これまで重要要望をはじめ様々な機会を通じまして、地方負担の軽減、これは具体的に申し上げますと国土強靱化に資する部分への国費の増額、それから貸付料の最大化、それから３つ目に地方財政措置の拡充ということにつきまして、政府・与党に要請をしてきてございます。

今月４日になりますけれども、この重要要望の中で古川国土交通副大臣に要請をさせていただきましたところ、副大臣からは、地元の切実な声をしっかりと受け止めるとおっしゃっていただいております、与党整備委員会が今年２月から開催した財源議論におきまして今後地方負担の軽減につきましても議論が進んでいくものと認識をしてございます。

県としましては引き続き、安定的な財源確保など着工後条件の早期解決を求めるとともに、地方負担が最小化されるよう、政府与党に強く求めていきたいと考えております。

次に、小浜・京都ルートの福井県、京都府、大阪府の実質的な負担額についてお答えをいたします。

昨年８月に国が公表しました詳細な駅位置ルート案、及び概算事業費は、沿線府県ごとの事業費や距離がまだ明らかにされておりません。

また、貸付料がどの程度充当されるかなど、財源議論の結論が出ておりませんで、実質的な負担額は現時点で不明だということでございます。

議員の御提案のとおり、試算をさせていただきますと、仮に事業費を５兆円ということで、これを整備距離全体、１４４キロございますけれども、そのうち福井県を約５０キロ、それから京都府を約７０キロ、大阪府を約２５キロメートルということでした場合、距離で単純案分いたしました府県別の事業費につきましては、福井県が約１．７兆円、京都府が約２．４兆円、そして大阪府が約０．９兆円ということになるかと思っております。

ただ、今御質問の地方負担額につきましては、貸付料の充当額により大きく、これは数字が変わってくるということでございますし、国がまだ算定していないものを県が独自に試算することは、ミスリードとなるおそれもございますので、数字を出すことについては控えさせていただきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

今、おおまかな建設費までの部分で目安の意味で言っていたということ、実質負

担というのを先ほどの計算式も含めてどうなるかわかりませんが、端的には1.7兆とか言っていたからこそ、当たり前ですけど考えたときに数千億円単位というところの単位で言えば、そのあたりの単位の中での、あとは負担がどれぐらい分かれていくかという話だと思います。

ここから再質問をさせてください。

そもそも財政負担ばかりが注目されて、各地方自治体の経済効果と税収効果の予測が見えてきません。

その文脈で現在公表されている数字というのは、敦賀から新大阪の全線開業時に全国で年間約2700億円の経済効果という関西経済連合会・北陸建材連合会・大阪商工会議所による試算のみでございます。

ここで私たちの4月の京都出張の話に戻るのですが、このときに京都大学大学院教授であり、まさに新幹線効果に直結する都市社会工学が専門で、安倍政権のときの内閣官房参与も務められた藤井聡教授に時間をいただいて、経済効果や税収効果について解説していただきました。

そこで分かった重要なことが2点ほどございます。

1つ目は、小浜・京都ルートでの全線開業による様々な波及効果を考えたときに、先ほどの全国で年間2700億円という経済効果の試算というものも、実はかなり実際より低い数字で出ているのではないかとということです。

というのも、藤井教授の大まかな推計としては30年間累計で京都、大阪のみにおけるGDP押し上げ効果が25兆円以上、つまり年間でいえば8300億円以上になるのではないかとということです。

2つ目については、それによって地方自治体の税収増加がどれぐらいになるのかということが、これまでそういう話がなかなか出てきておりませんが、ここも藤井教授のあくまで現時点での大まかな見立ての意味で言えば、京都府や京都市、大阪府や大阪市において、それぞれ30年間で数千億円規模に税収増になり、そうであるならば、先ほどの目安の金額からの負担感と、実質の負担感と改めてバランスで考えてみると、地方自治体の実質負担を圧倒的に上回る経済効果、税収効果も含めた効果ということが見込めるのではないかとということです。

そこで提案でございます。

これは知事にぜひ御検討いただきたいところで、まずこの北陸新幹線の全線開業が与える効果をより詳細にそして定量的に可視化することの重要性をどうお考えか教えてください。そして、先ほど申し上げたのはあくまで概算レベルの話でございますが、専門学者の見立てであり、ちゃんとこれを試算していけば、それに近い数字にはある程度なる可能性は高いわけでございます。

小浜・京都ルートが経済効果や税収効果の面において、建設費が5兆円超まで上振れてもなお圧倒的に将来の優位性があり、便益が費用を上回るということを定量的に示す重要な武器として、京都、大阪はもとより北陸三県も含めた地方自治体ごとの経済効果と税収効果の試算、概算を正式に専門機関や学者などに依頼をして出していくべきかと考えます。できれば、これは福井県が単独で進めてしまうとお手盛り感のようになってしまうため、

理想としては関西側の関係者も入っている関西経済連合会や北陸新幹線建設促進同盟会という広域団体が主体となって試算をすべきと考えます。

そのような知事レベルでの動きも含めて模索、検討を取っていただけないでしょうか、よろしくをお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／今の再質問にお答えを申し上げます。

おっしゃるとおり、コストのほうが上がるといってお話の中で当然物価が上がって、それで人件費も上がってくる。

そうすると波及効果も出てくるわけです。

そういうことも含めて試算をしていくこと必要性というのは重要だと認識をいたしております。

そういう中でここまで既に今も御紹介いただきましたけれども、整備の効果につきましては2700億円毎年経済波及効果があると、これは関西経済連合会、それから北陸経済連合会、こういったところが試算いただいたわけですが、あわせて1910万人全国で交流人口がふえると、うち1650万人が関西の交流人口増だということですので、こういった非常に大きな部分が関西地域の皆さんに大きな波及効果として出てくるということもしっかりと訴えていく必要があるというふうに認識をいたしております。

そういう中で、今も申し上げましたけれども、新しい事業費であるとか、工期というのが示されている、そういう中で今の物価の状況等を踏まえてどういう風な数字になってくるのか、こういったことも考える必要があると思いますし、またインバウンドも大変増えてきていますので、その効果もさらにこの5、6年で、あれは令和元年の試算だったと、データを元にした資産だったと思いますので、こういったものも踏まえた新たな試算というのも考えうると思います。

いずれにしても、元々関経連さんが試算をされていらっしゃると思いますので、そういった所も踏まえながら関経連さんともよく御相談をしていく必要があるのかなと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

本当にコストの話ばかりですね。

これは福井県がどうかじゃなくて、逆に言うと福井県外でいろいろな声が上がっているほうの話がコストの話ばかりになっているのは、やはり本来の経済政策とか、そういう意味も含めてフェアじゃないといえますか、それで一面的に判断されるのはやっぱり違うだろうと思うわけなんですね。

なので、2700億円という、ちょっと昔に出した一部の数字をやはりそこはしっかりアップデートして、フェアに経済効果、税収効果も含めて議論されるようにその環境をつくるの

は福井県が主導でそういうことを投げかけないと始まらないと思うので、ぜひお願いしたいところでございます。

安物買いの銭失いという言葉があるわけですので、今一部の方が出された試算が、こっちは安いよとかという話があるわけですが、安ければいいという問題ではなくて、だったらもうここで止めて何もしない方がゼロ円で全て済むじゃないですかという話になるわけなので、ここは信念を持ってコストの話だけにならないようにしっかりと福井県から、そして、関経連を巻き込んで声を上げてやっていくのがいいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後の議題に移ります。

テーマの3つ目として小浜・京都ルート、経済文化の外交戦略についてでございます。

杉本知事も、先日6月1日のときだったのですが、京都でのタクシー車内で、運転手さんに北陸新幹線のことをいろいろ話して聞いたというようなことをエピソードとして話されておりました。

私たちが京都出張に行った時に、一般の市民目線を持つ方々へのヒアリングというものもした中で、気づいたことがたくさんございました。

ある方は、もともと北陸新幹線への興味もかなり薄い中で、私たちが北陸新幹線小浜・京都ルートの国土強靱化的な意義ですとか、そういうことを伝えても、正直全く、いまいちな反応でございまして、ただ、小浜など若狭エリアというのは京都から当然近いわけですので、これまで何度も車で行ったことがあると、海はきれいで魚がうまいというところで、非常に好印象を持っていると。

そこで私たちが半分ちょっと冗談交じりで小浜・京都ルートができれば直通19分で若狭・小浜のうまい魚を食べに行けるんですよという話をしたら、急に目の色が変わりまして、おお、それはええなというふうな感じで、かなり、明らかに感触が変わった感じがありました。

このことから何を言いたいかというと、政治・行政関係者が様々な交渉をしたり、言葉の空中戦を切り広げていくことももちろん重要でございます。

が、一般の市民、府民の多くはそういった動きや、また国土強靱化の国家的な大義などにはあまり興味がないということも現状でして、一方で若狭・小浜の食や景観、そして文化などの魅力が意外とといいますか、予想以上に響きやすいんじゃないかということです。それによって、もっともっと若狭小浜、福井、これ自体を好きになってもらって、今は取りあえず車でも行ってみたい、もっと行きたいと、そして、たくさん来てこちらを味わってもらって新幹線で楽に早く行けるようになるのが楽しみやなというような、前向きに思っていていただくということが非常に重要なのではないかとということです。

つまり、政治的な合意形成の下地の環境をつくっていくような戦略的で総合的な経済文化外交の必要性ということです。

そこで現在、福井県として関西方面、特に今後重要な京都、大阪に対して新幹線という話が前面に出る意味ではない福井、若狭、小浜などの魅力を伝えるためのPRや実際に訪れてもらう数を増やすための誘客推進などの政策をどのように実行を予定しているか調べさせていただいたところ、京都駅前での催事ですとか、京都駅でのサイネージ費広告ですと

か、SNSインフルエンサーの活用などが今年度ありました。

ただ、十分な効果を上げるには、体制・内容・実行回数ともににおいて課題が結構あるかなというふうに感じました。

この課題と、それに対しての提案質問などを、この後、杉本知事と担当部署にお伝えしていければと思います。

まず、こういった新幹線議論への戦略的な目的を持った経済文化外交作戦のような考え方の重要性というものをどのようにお感じになったか教えてください。

そして、このような考え方に関連する県庁内の部署として、未来創造部の中では新幹線建設推進課、嶺南振興局、京都事務所や大阪事務所があります、未来創造部の中に。

交流文化部の中には誘客推進課などがありまして、そういったものが関連部署として想定されます。

多数の部局にまたがるからこそ横串を刺して方向性を揃えて効率的な役割分担の下で動いていくということも重要だと思います。

具体的な形はいろいろあると思いますが、例えば、部局横断の対策本部や会議体のような枠組み、または部局をまたがる戦略指令塔のような役割の設置など、とにかく戦略的に京都大阪の方々の福井、若狭小浜に対する親近感、高感度、期待度を上げる体制づくりというものを提案をいたします、いかがでしょうか。

また、その戦略的目線から見た関連事業予算というものが正直まだまだ心もとないようにも思います。

戦略構築とともに、十分な施策実行のために今年度内の補正予算はもちろんのこと、来年度以降、継続して予算の十分な確保をすべきと思います。

もし今年度、ルートと駅位置が確定して認可着工の見通しで語ったとしても今後長年に混ざって理解を続けていただくことは大切だからです。

以上もろもろ含めていかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／今、関西地域への経済、文化、観光戦略、こういった観点からの対策についてのお話、御質問をいただいたところでございます。

北陸と関西は非常に文化的にも、経済的にも、とても深い、関係が深いと、絆が非常に強いというふうに今回の北陸新幹線の開業に当たっても痛感をさせていただいているところでございます。

そういう意味では、全線開業、大阪までの小浜・京都ルートでの全線開業に向けても京都や大阪の皆さんを巻き込んで、一つの方向に向かって、一日も早い全線開業ということに向かっていく必要があるという認識は同じく持っているというところでございます。

そういう意味で、組織といたしましては、この北陸新幹線、敦賀から小浜・京都、大阪とつないでいくということで令和5年度に今の新幹線交通まちづくり局、これもつくらせていただいて、司令塔として各部局と、もちろん観光政策も含めて大きくまとめながら司令塔としてやらせていただいているというところでございます。

効果というか結果から言うと、今北陸新幹線が開業いたしまして、1年経過した後の2年目、3か月経過したところですが、その3か月間の状況を見ても、新幹線の開業前よりも、関西方面からのお客様が16%増えているんですね。

それだけ福井のポテンシャルが上がって、お客様に関西の皆さんからも乗り換えがあっても注目を集めて、行ってみたいと思っていただくということの効果が非常に大きいと認識をいたしております。

おっしゃっていただいたように、私がまさにタクシーの運転手とお話ししたようなお話を議員もお聞きになられて感じられたと思いますけれども、いかに早く京都や大阪の皆さんに自分ごととして、この小浜・京都ルートを感じていただけるかというところは非常に重要だというふうに、そういうことができると、今の福井県に対する関西地域の皆さんの思いの強さということがこういう移動にも現れるわけですし、我々はやはり、そうしたいかにPRといいますか、自分事として考えていただけるか、これは本当に大切だと認識をいたしております。

そういうことで、今も、新幹線交通まちづくり局中心になって、まずは関西地域の皆さん向けの新聞広告なんかも打たせていただいて、これも反響ありましたし、こういう関西の地域の皆さんの目線でものごとを訴えていく、地道な部分もありますけれども、これが一番、ある意味効果がだんだん出てくるなというふうにも認識をいたしております。

そういう意味では、今も継続して関西地域や、また北陸の中もそうですけれども、皆さんに理解いただけるようなことを続けていますし、今後ともそういったことを重点的に我々としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

形はどういう形でもいいと思ひまして、新幹線建設推進課さんが司令塔で行くのであればそれで全然いいと思います。

一方で、事前にヒアリングさせてもらってもう一步連携がほしいなとは思ひましたので、そのあたり、ぜひ綿密にお願いしていただいて、かつある意味、指標というか、目標の一つに京都、大阪からの親近感、好感度、期待度というものをどう上げていくかという戦略的な目標を置いて横串を刺した、誘客推進課なども含めて連携させて、施策を打っていただくと効果が上がると思ひますので、ぜひ検討いただければと思ひます。

そして最後に、再質問をさせていただきます。

今の知事の御答弁の中にも関西の皆さんの目線を持ってというお言葉があつて、まさにそういう言葉も念頭に具体的に、これはあくまで一つの例としての提案を4つさせていただきます。

今、経済外交戦略という形で具体的な政策を4つ、今から申し上げさせていただきます。

これはあくまで私の一つのアイディアとして捉えていただければと思ひます。

提案その1は、京都の観光客でなく京都にお住まいの方々がふだん利用されるような大型商業施設、例えば大丸京都店ですとか、こういったところでの催事というのを定期的に実

施していくようなことを提案させていただきます。

先ほど京都駅でこの間、4月にやったと聞いているんですけども、京都に住んでいる人というのはむしろ大丸京都店とか、そういうところを使ったりしますので、まさに京都側目線でそういうところでの催事、しかもそういう催事も新幹線がどうこうというよりは、例えば3月に若狭うまいもんフェアじゃないんですけども、本当にそういう食を楽しんでいただいたりとか、市民目線でええなとかうまいな、行ってみたいなと思えるような、そんな催事などをより積極的に、戦略的に打っていただくのはいかがかというふうに思います。

次、提案の2つ目です。

旅行事業者などとも連携して京都を対象にした福井県や嶺南への直接的な誘客政策、例えば観光バスツアーの費用補助などを提案いたします。

嶺南誘客という課題がある本県において現行の北陸新幹線でのお客さんを嶺南全体に回遊させることも大事なわけですけども、お隣京都の方々がさっき16%増えているって話も合ったんですが、さらに増えていっていただければそれは嶺南にとっても観光の意味でもいいですし、未来の新幹線に対しても一石二鳥という形にもなるわけですので、例えばそうやってバスを補助して、バスの中で歴史的な嶺南、または鯖街道を通した京都と福井、小浜のつながりということなどをまた示していったりとか、そういう仕掛けも考えられたいと思いますし、何かそういう補助を含めて、そんなのもうかなという提案が2つ目。

3つ目です。

3つ目は、各種媒体による誘客推進広告の強化を提案します。

これまで昨年12月議会で私の一般質問でも提案したユーチューブなどで関西方面への北陸新幹線全線開業に向けたウェブ広告を実施していただいたり、補助資料の3枚目にちょっと載せましたが、左側に載せております、これは攻めの新聞広告を3月末に、これは県の方に出していただいて、一定の反響を得ていると聞いております。

今後は、こういった新幹線の直接訴求する広告以外にも、またこの右側に、これはあくまで私が生成AIで作った広告案でございます。

非常に純粋に、その新幹線どうこうでなく、観光誘客的魅力をバンと前面に伝えてもさりげなく新幹線のメリットがちょっと書いてあるみたいな、そんなようなところも、そういう考え方も一層力を入れていただけたらいいかなというご提案でございます。

最後4番目の提案としては、京都の方が福井県内に観光で来ていただける時、来てもらう時に主な訪問先に小浜・京都ルートの意義とかメリットをどんどん広報で仕掛けていくことが大事だというふうな思いでおります。

京都の方々が福井県内のどこを訪れているのかというのは、補助資料4にも示しましたが、FTASの、観光データ分析のシステムであるFTASとかでもある程度参考になるものが出せますので、これの上位に位置しているような京都の方がたくさん訪れている福井の魅力的な場所というところに新幹線のPRというところなどをどんどんプッシュしていくというのも非常に効果的なのではないかなというふうに考えております。

以上、4つ具体的な提案をさせていただきました。

北陸新幹線の小浜・京都ルートの早期全線開業のための外交戦略として、これらそれぞれ

の受け止めと今後の取り入れ方の可能性、思いも含めて最後に御答弁いただければと思います。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／今ほどの再質問ですけども、私からはその４番目、小浜・京都ルート
の便益と意義を伝える広報体仕掛けの設置について御対応いたします。

福井県の同盟会におきましては、ハピライン福井のあわら温泉駅と武生駅の駅前に広告看板を設置し、県内への観光に対する機運醸成に努めておりますほか、市や町はパンフレットやポスターなどを提供し、様々な場で広報していただくようお願いしているところでございます。

また、今週の月曜日、23日からは、観光客も利用するハピラインふくいとＩＲいしかわ鉄道の全車両内に小浜・京都ルート内の整備効果を訴える車内広告、先ほどの日経新聞の広告をリニューアルした形でそれを掲出し始めたところでございます。

引き続き関西の観光客が多く訪れる観光地におきまして、様々な手法により情報発信していきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からただいまの提案３点についてお答えを申し上げます。まずは京都の百貨店等で物産展、食を発信してはどうかという提案ですけども、昨年度は大阪、兵庫など５か所の百貨店において物産展を開催しまして、今年の５月には京都のほうでも百貨店において食の魅力を発信したところでございます。

今後も御提案もございましたように、様々な、小浜まで19分ということ、あるいは食の美味しさなども全面的に出しながら期待感の醸成につながるような展開をしていきたいと考えております。

それから２点目、旅行事業者と提携して嶺南はじめ県内に誘客できないかというお話でございます。

京都を含む関西発のバスツアーにつきましては県内に宿泊し、かつ県内で一定の消費を行う旅行者に対して令和４年度から支援をしてございまして、これまで延べ93社から誘客をいただいております。

県とＪＲ旅行会社によります観光開発プロジェクトによりまして、関西発の旅行ツアーのこれからも同様に努めておるところでございまして、これからも同様に努めてまいります。それから３点目、福井の魅力を発信するのにさりげなく新幹線開業のメリットを入れてはどうかという御提案でございます。

４月にはＪＲ京都駅での出向宣伝におきまして、災害が起きました大野市の観光情報をはじめ、北陸新幹線の早期全線開業について発信をしてございます。

また７月から京都駅と大阪駅構内あわせて30面のデジタルサイネージ広告を活用して、レインボーラインなど夏の観光情報をＰＲする予定でございまして、全線開業で小浜・京都

間が19分で往来できることも発信してまいりたいと考えてございます。

今年9月以降は京都駅と大阪駅構内あわせて50面のデジタルサイネージ広告で宣伝する予定でございます。

秋の行楽シーズンに向けた観光地情報を発信する予定でして、京都府在住の方にも北陸新幹線小浜・京都ルートによる全線開業メリット、これを自分のこととして感じていただけるよう、しっかり発信内容を検討してまいりたいと考えてございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／御答弁ありがとうございました。

先ほど申し述べたとおり、政治的な判断でバンバンやるという視点をこれからそれから広げられるか、強められるかどうかは最後、京都の中での空気感の醸成につながっていくと思いますので。

ぜひその視点を改めて強めていただきながら、私も一緒に頑張っていたいただけたらと思います。

これからもよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

申し上げます。

知事杉本君より先ほどの西本恵一議員の質問に対する答弁の一部について訂正したい旨の申し出がありますのでこれを許可いたします。

知事杉本君。

杉本知事／先ほどの西本恵一議員に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

清酒の出荷額につきまして126億円と申し上げましたけれども、165億円の誤りでしたので、改めて訂正させていただきます。

議長／ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒井君。

酒井議員／自民党福井県議会の酒井秀和でございます。

何回練習しても1分30秒ほど余りましたので、ちょっと前段でお話をさせていただきたいと思うんですが、知事、教育長、私は今、中学校2年生と小学校5年生の子どもを持つ親

です。

先ほど話がありましたけれども、私、小売業時代に途中から子育てをするようになって、町議までの期間は年間で一人当たり12万円の支援を受けていました。

今は年間6万円、1人当たりの支援を受けています。

私はやっぱりこういった支援、これだけしか知らないのはちょっと恥ずかしいのですが、それ以外にもたくさんの支援を多聞に、今の子育て世帯は受けているだろうと思っています。

そういったいただいた支援をしっかりと子どもたちが幼稚園に上がる時、小学校、中学校、高校に上がる時のために準備をするというのも親の務めではないかなというふうに思っております。

必要な補助はしていただきたいと思うんですが、その都度考えていただければと思っております。

あともう一つが、先ほど除雪の話がありました、永平寺町は誇らしいなと思いました。永平寺町は行政が自助、住民が共助で取組をしています。

国の話だったんですけど、そういった市、町単位でも頑張っているというところはすごく誇らしいなと思いましたので、一度、河合町長に聞いていただきたいなと思います。

では、今回、4つの視点で県政課題について、質問と提言をさせていただきます。

早速、1点目の職員が安心して業務遂行できるためのカスタマーハラスメント対策について伺います。

職員のカスタマーハラスメントについては、令和6年6月定例会で、県庁内のカスタマーハラスメント対策については、カスタマーハラスメント対策研修の実施など、組織的な対策を実施すると答弁されておりました。

また、昨年12月の予算決算特別委員会で、県で既に整備している福井県行政対象暴力対応マニュアルに加えて、カスタマーハラスメント防止研修、行政対象暴力に係る研修などを実施している、県立病院では、カスタマーハラスメント対策の行動指針をまとめ、その内容を院内のいろんなところに掲示したことで組織的に対応しているという安心感を職員に与えることができた。

また、こうした取組、他県や民間企業の取組、それから国のカスハラ対策の義務化に向けた動きなども注視しながら、県庁における対策を強化していきたいと答弁をされました。さらに令和5年12月の予算決算特別委員会では、令和5年10月末現在、病気休暇や休職をしている職員は54人で、うち精神疾患による病気休暇、休職をしている職員は44人であると答弁されました。

私はカスタマーハラスメントという言葉について、私自身がお客様は神様であると指導を受けて業務に当たった小売業時代にカスタマーハラスメントに至らないための対策を講じ、いかにお客様に満足していただくか努力をすべきであると思っておりました。

もちろん道義的にかけ離れた事例はその範疇を越えているものと理解もしております。

小売業ならそうだと思っておりますが、行政職員に関するカスタマーハラスメントについては、全く逆の立場であります。

理由は、行政職員が会社の利益を得るために就業している類の職種ではないからです。

行政職員は公のために働く職員であり、カスタマーハラスメントから守られるべきで、業務に支障を来す事例については厳正に対処すべきと考えております。

職員の皆様には安全な環境で安心して職務に当たっていただく、そこには多忙な中でも充実したやる気のある職員がいる、真剣な中でも職員の間に自然と笑顔があふれる、そういったポジティブな風が周囲の人にも伝染し、みんなが前向きになる。

理想かもしれませんが、それこそが県益の最大化につながると私は信じております。

私の思いはさておき、現場やSNS等で簡単に人の心を傷つけることができる時代、職員の皆様が安心して業務に与える環境整備が必要であると考えております。

そこでまず、昨年12月の大森議員の質問以降、改善された、または変更した事例はありますでしょうか、担当部長にお伺いいたします。

次に、今月、労働政策総合推進法の一部を改正する法律が成立されましたが、これを受けて県庁内のカスタマーハラスメント対策を今後どのような対応で進めていくのでしょうか、担当部長にお伺いします。

次に、理由は様々かと思いますが、現在、職員の皆様の中で病気休暇、休職されている方は何名おられ、そういった方々のケアはどのように進められているのでしょうか、担当部長にお伺いします。

カスタマーハラスメントについては県だけでなく市や町の職員も同様の悩みを抱えていると思っております。

ですので、県、市、町のそれぞれで効果があった事例については、開催をされている勉強会などを通じて情報共有及び意見交換をしていただき、さらなる環境整備につなげていただきたいと思います。

そこで、県内全ての職員が安心して職務遂行できる環境整備を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか、担当部長にお伺いします。

次に、2点目、北陸新幹線金沢－敦賀間開業元年の実績リマインドについて伺います。

この件については、多くの議員から観光施策についてたびたび質問があり、その答弁では、福井県の食や自然などの魅力を生かして県内宿泊施設の利用促進につながる事業を展開する趣旨の答弁がおよそ多いものと認識しております。

このような中、県は福井県内に宿泊する外国人宿泊者数を、令和11年に40万人にするとの目標を掲げて取組を進めております。

本年3月に策定されたネクストふくい観光ビジョン及び令和6年福井県観光客入り込み数（推計）によると、令和6年の県内における外国人宿泊者数は8万9040人、前年より2万4000人増加、コロナ前の令和元年よりは8700人減少しております。

また、福井県全体の観光消費額は令和6年1513億円、令和元年の1357億円より156億円増加しております。

さらに、令和6年の観光消費額を観光客入り込み数で単純に割ると、客単価になりますが7312円、令和元年の7499円より187円減少しております。

本県宿泊者消費単価が2万4913円、総額793億円とのことであります。

そして、観光庁の2024年訪日外国人の消費動向では、訪日が2回目以上というリピーターは65.7%ということでもあります。

外国人観光客のリピーターについては、各種報道でもその傾向として回遊型から滞在型になり、地方での体験旅や深掘り型の旅に移行しているとのことでもあります。

一般的に考えますと、効果の最大化の指標は観光消費額で、外国人宿泊者数はそのための目標と言えらると思っております。

計算式で言えば、観光消費額イコール観光客数掛ける消費単価となり、外国人宿泊者数が目標を達成できなくても、消費単価を高めることで観光消費額を高めることができます。

幸い、現在、福井県ではオーベルジュの導入や若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト、その他観光宿泊施設等の磨き上げ、県内に滞在したくなるような魅力を高める事業などを進めており、外国人観光客のリピーターが福井県を訪れた際の価値創造に着手しております。

そこで、まず北陸新幹線開業後1年間の県内宿泊実績を令和6年上期と下期に分けて伺うとともに、その実績をどのように捉え、分析し、今後どのような対策を検討されているのか、中村副知事にお伺いします。

次に、令和11年に外国人宿泊者数40万人を達成するために、北陸新幹線開業元年の8万9000人をどのように目標に近づけていくのでしょうか、担当部長にお伺いします。

次に、私は本県観光客の消費単価を上げていく必要があると考えておりますが、県として消費単価についてどのようにお考えでしょうか。

また、宿泊者に対しては令和11年に2万7000円の目標を掲げておりますが、観光客全体の消費単価を上げる認識であるならば、目標とすべき消費単価を幾らと捉え、福井県の観光消費額をどこまで伸ばす必要があるとお考えでしょうか、担当部長にお伺いします。

次に、3点目、農業生産者及び加工業者目線の対策を、について伺います。

米の価格については、小泉農林水産大臣がスピード感のある対応で消費者に対して積極的な対策を講じられました。

今後の備蓄米の在庫確保に懸念はありますが、国民全体が困窮する中ですばらしい対応だったと思っております。

消費者に対しては、備蓄米を安価に購入できなかった方もおられますので、なるべく必要な方が購入できるような対策を検討する必要がありますが、ひとまず直近の対応はできたのではないかと考えております。

とはいえ、全国米穀販売事業共済協同組合が令和6年3月に公表した米穀流通2040ビジョンを見ますと、現実的シナリオ需要量と現実的シナリオ生産量の数値がいよいよ逆転するとの予測を示していることから、米価の価格を安定させることと継続的に運営できる農業従事者の確保に向けた取組、さらに米の消費を促進にさせて、重要と供給のバランスを戦略的に引き上げる取組を同時に進めなければならないと考えております。

もちろん、県では既に消費者及び生産者に対して様々な事業を展開していただいていることは重々承知しております。

その上で、米の消費を戦略的に促進する取組の一つとして、年齢を重ねるごとに減少していく米・米加工品の1人1日当たりの摂取量を改善していくために、幅広い世代が大好きな麺類やパンなどの原料となる小麦粉を米粉に変えていく、いわゆるグルテンフリー化を進めることが重要だと考えております。

そこでなかなか反応拡大につながっていないと感じているのですが、グルテンフリーの最大活用を具現化できるような施策に今後、今以上に本気になって取り組んでみてはいかがでしょうか、担当部長にお伺いいたします。

先日6月5日の放送で、日本酒の原料の酒米、五百万石の収穫量が昨年より4割程度減少する可能性があるとの報道がありました。

その理由は、価格が高騰している主食用米の作付面積を増やし、酒米を減らす農家が増えているとのこととあります。

持続可能な経営を目指す上で利益確保のために生産するのは自然な流れだと思っております。

しかし、これにより県内の蔵元では、日本酒の生産量の減少や価格の高騰が懸念されるとしております。

この酒米の供給量不足について、杉本知事は11日の記者会見で、一番の課題は酒米を集めることだと説明され、さらに今定例会の提案理由説明で、J Aと協議し、酒蔵が必要とする量の酒米の確保を図るとともに、価格の高騰に対し、酒米購入費用への緊急支援を行うと言及されております。

そこで、越前・若狭の地酒の継承、発展につなげていくためにも酒蔵が必要とする600トンの発注とJ Aが見込む378トンの集荷量、このアンバランスを調整するために今年度の酒前をどのように加工していこうとお考えでしょうか、杉本知事にお伺いします。

また、本年の作付状況の実態はどのようになっているのでしょうか。

今年度の作米の作付量が減少の見通しである場合、来年度以降の対策をどのように考えているのでしょうか、担当部長にお伺いします。

さらに、さかほまれの作付に関しては、現在県内で北越地区のみと把握をしておりますが、福井県産日本酒のブランディングを推進するためにも、今後、酒造組合とも連携して、必要数に対応できるよう作付量を増やしていただきたいと考えております。

そこで、今後の酒造組合と連携を伺うとともに、現在のさかほまれの作付計画はどのように進められているのでしょうか、担当部長にお伺いします。

最後に4点目、安全最優先の自転車の取締りを、について伺います。

警察庁によると、自転車に関係する交通事故は一昨年、全国でおよそ7万件、死亡や重症事故のうち、およそ4分の3で自転車側に違反行為が確認されるとして、政府が自転車の悪質な交通違反に対し、車やオートバイと同じように反則金を課す青切符による取締りの導入を盛り込んだ道路交通法が成立し、令和8年4月1日から施行されるとのこととあります。

報道などでは、自転車の青切符による取締りについては、16歳以上に適用され、100種類以上の違反行為が対象になると伺っておりますが、中でも信号無視など重大な事故につながるおそれのある違反を重点的に取り締まっていくことが予想されます。

青切符の対象となる違反の一例ですが、信号を無視、一時不停止、右側通行などの通行区分違反、携帯電話などを使用しながら運転などということとあります。

私は常々、人口減少が加速する中で、不慮の事故によって命を落とすようなことがあってはならないと考えております。

今回の青切符による取締りを導入することや、我々が決められたルールを守ることが大切だとも思っております。

一方で、人々にルールを守っていただく以上、交通ルールを十分周知することや、道路の適切な状態での維持管理、違反行為が悪質かどうかの公平な判断も必要になると考えております。

さらに今回の道路交通法の改正で車と自転車の安全を確保するため、車が自転車を追い抜く際にその間隔に応じて安全な速度で走行する義務についても新設をされておりますが、車社会の福井県においては自動車のドライバーにも十分周知されるよう、実施されるまでの期間の指導、教育が重要であると考えております。

今回の改正で歩道を自転車が通行できない箇所では、自転車が車道を走らなければならない現状に加え、車が自転車を避ける際、自転車と1から1.5メートルの間隔を空ける必要があることから、通勤、通学の時間帯は今後さらに混雑するのではないかと懸念をしております。

そこで、これまでも交通安全教育など定期的に行っていたことはありますが、改正道路交通法の施行を見据えて、今後、県民に対する周知及び未成年への教育はどのように進めていくのでしょうか、警察本部長にお伺いします。

次に、6月19日の報道で、今回の道路改正法に対して国が行ったパブリックコメントに6000件を超える意見が寄せられたとのことであり、非常に関心の高い事案だなと思っております。

批判が集まった歩道通行の取締りに対して、警察庁は規制対象について事故につながるような危険な場合だと強調をしております。

また、このうち約4000件は自転車の歩道通行に関するもので、まずは自転車専用道路を整備すべきだなどの意見が寄せられているとのことであります。

そこで、今回の道路交通法改正の根幹は、人々の生命及び暮らしを守るために必要であると私自身は認識をしておりますが、警察本部長は今回の改正に関して、その必要性をどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

以上、適切な御答弁をお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／酒井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私も、息子が中学2年、娘が小学校5年の頃は福井で過ごしておりまして、大変、福井の子育ては当時から大変、妻も含めて感謝をしているというところでございます。

これを引き続き、ふく育県として守っていけるように、充実できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

御質問といたしましては、酒蔵の必要量とJAの集荷見込み量を踏まえた酒米の確保についてお答えを申し上げます。

今年産の酒米につきましては、6年産、昨年産の主食米が急騰したということもございまして、春の作付の段階から酒米をやめてハナエチゼンのような主食用米のほうに作付を転

換してしまっていると、こういうことがたくさん起きているわけございまして、結果として、酒米の供給量が、その蔵元、酒蔵が求めている量を大幅に下回るというような状況になっているところでございます。

そういった事態を受けまして、春以降、県がＪＡとそれから酒造組合に声を掛けまして、議論をさせていただいて、結果といたしまして、一つには６年産米の酒米、これで一部活用できるものがまだ残っていましたので、これを優先的に回していただいたり、また、加工用米の供給を増やしていく、こういうことで何とか今年のお酒作りには影響が出ないようにしていこうということの見込みが立ってきているというところでございます。

ただ、そうは言いましても、先ほど議員から御指摘をいただきましたけども、今年の酒米の出荷見込み数量そのものが昨年より三、四割減りそうだと、このような状況にあるわけでございますし、その結果として言えば、ほかのお米に比べても値段の上がり方が大きくなる、そういう可能性が非常に高いと、こういうことでございます。

また、大きく急に値段が上がりますと、今度は消費のほうに影響を与える。

お酒の場合は、もちろんお酒として売られて自宅で飲まれるものもありますけれども、飲食店とか旅館なんかで付加価値をつけて売られる、非常に利益も大きい業種でございまして、そういう意味ではそちらへの影響、裾野も広い大きな影響もあるということでございます。

そういった観点から、今回の補整予算におきまして、今回の補助事業を設けさせていただいているところでございます。

緊急的に今回の支援措置をさせていただいておりますので、ぜひとも御理解をいただければと思っているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁申し上げます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、北陸新幹線開業元年の実績リマインドの御質問の中で、令和６年の県内宿泊実績とその分析、それから今後の対策についてお答えをいたします。

これは国の宿泊旅行統計、速報値でございますけれども、令和６年の宿泊者数はいわゆる上期、１月から６月で１５０万人、それから下期で２００万人、合計３５０万人という結果が出ております。

上期はやはり正月というんですか、元旦の能登地震の影響で一時期落ち込みがありました。下期には新幹線の開業効果が出てきたところなんです、特に１０月から１２月に北陸デザインエーションキャンペーンがございましたので、トータルでは年間で前年と比べて１０％増えたということでございます。

この宿泊者数なんです、新たな観光ビジョンでは、令和１１年までに４５０万人という目標を立てております。

これを達成するにはいろいろ考えますんですが、やはりホテルを、宿泊施設を絶対的に増やす必要があるということがまずあります。

それと、繁忙期とか集中する時期がございます。

これはあふれますが、そうじゃない時期、閑散期、それから平日、ここをいかに埋めていくかということが、これからの一番の課題かなと思っております。

そうすることによって稼働率が高まりますので、このために、この安定した集客がその時期に、閑散期とか平日に求められるには、やはり大型のコンベンション、いわゆる学会だとか、全国大会だとか、展示会だとかいろいろございますが、こういうものを誘致する。それから意外と教育旅行、こういうものを誘致を強化していくことが大事だと思っております。

さらにはインバウンド対策にもなるんですが、体験型のプログラム、これを大人数で対応できるような、そういうようなコンテンツに仕上げていく、さらには夜のコンテンツを増やすと。

これは宿泊に必ずつながりますので、そういうようなことも強化してまいりたいと考えております。

いずれにつきましても、旅行会社と連携をしながら、このような閑散期、平日の増加につなげてまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、カスタマーハラスメント対策につきまして、お答えを申し上げます。

まず最初に、昨年12月以降改正された、または変更した点があるかということ、そして今月の労働施策総合推進法の改正を受けまして、県庁内のカスタマーハラスメント対策を今後どのような対応で進めていくかという、2点につきまして合わせてお答えを申し上げます。

カスタマーハラスメントにつきましては、従来の対策に加えまして、午前中にも答弁申し上げましたが、今年3月にはカスタマーハラスメント防止を啓発するチラシとポップを作成いたしまして、全庁に活用を周知しましたほか、4月からは職員の名札の表記を名字のみに、そしてホームページ上の職員録の掲載範囲を全職員から管理職などのみに変更いたしました。

これらの対策の結果、窓口業務など、特に県民と接する機会の多い出先機関の職員からは、仕事をする上での安心感につながった、あるいは体感的に以前より苦情の数が減っているなどの声がございまして、一定の抑止効果を上げているものと考えております。

今後は国が示すガイドラインなどの動向を注視するとともに、現場を訪問しまして、職場の実態を把握し、外部の専門家の活用を検討するなど、さらなるカスタマーハラスメント防止の措置を講じることで、職員が安心して働ける職場づくりにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、現在の病気休暇、休職者の数と職員のケアについてお答えを申し上げます。

令和7年3月末現在ですが、病気休暇や休職をしている職員の数には60名でございまして、うち精神疾患による病気休暇、休職をしている職員数は44名でございます。

本県では、職員が不調を感じたときに、本人や上司が産業医や保健師等の資格を持ったメ

ンタル専門医による指導、助言をすぐに受けることができ、早期発見、早期対応につなげる相談体制を整えております。

また、休暇、休職中も専門員が職場を訪問したり、本人の受診に同行して、主治医から直接話を聞いたり、病院等の復職支援担当者を交えた三者面談を実施するなど、職員に寄り添った大変きめ細かな対応に努めています。

さらに職員の円滑な職場復帰に向けましては、1か月程度かけて勤務時間を段階的に増やし、勤務や業務負担になれる試し勤務を実施するなど、意欲ある職員が安心して職場に戻るような取組を行っているところでございます。

最後に、カスタマーハラスメント対策における県内の市町、県職員の環境整備についてお答えを申し上げます。

昨年度初めて開催しましたカスタマーハラスメント研修会及び弁護士や警察OBが講師となる行政対象暴力の研修会につきましては、県内の市町にも御案内いたしまして、約90名の市町の職員の皆様に御参加いただきました。

また、先ほど御説明申し上げましたカスタマーハラスメント防止のための啓発チラシ、ポップにつきましては、市町にも情報共有いたしまして、市町のカスタマーハラスメント対策にも役立ててもらっているところでございます。

今後も研修会などの機会を通じまして、県や市町の好事例を共有いたしまして、県内全ての職員が安心して職務遂行できる環境整備を進めていきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点、まず、外国人宿泊者数をどのように目標40万人に近づけていくのかについて、お答え申し上げます。

訪日旅行最大の目的地である東京都のアクセスが格段に向上いたしましたことから、令和6年度の海外、欧米、豪からの宿泊者数は1万5000人と、前年比にしまして約2倍と大きく伸びておりますが、まだまだ対策が必要でございます。

今年度から新たに産官学による専門家チームに依頼いたしまして、インバウンド客の現状分析を行ってございます。

福井に根づく伝統工芸など、産業や禅といった精神文化を生かすことが重要という意見が出ておりまして、さらに分析を進めながら、効果的なプロモーションに資源を集中してまいります。

同時並行で、実際に観光客を受け入れる主役となる事業者やDMOに集まっていただきまして、専門家チームの知見を基に個別の課題を明らかにしてございます。

来客数の増加や消費単価の向上を後押しすることで、事業者と帯同して、海外旅行へのセールス活動を活発に行うなど、民間事業者と力を合わせて目標の実現につなげてまいります。

2点目、観光客の消費単価の目標及び観光消費額の拡大についてお答えを申し上げます。稼ぐ観光の実現に向けまして、県内での観光消費額を拡大するためには、日本人旅行者の将来的な減少が見込まれる中で旅行者一人当たりの消費単価を増加させることが重要でござ

ざいます。

特に、宿泊旅行者は宿泊費に加えまして、滞在時間が長く、食費あるいは買物、移動など、様々な消費を伴いますことから、観光消費額の拡大に大きく寄与してまいります。

このため、新たな観光ビジョンにおきましては、旅行者の中で最も単価の高い宿泊者数の消費単価額を2万7000円に設定いたしますとともに、宿泊者の増加を増やすことで、観光消費額を令和6年の1513億円から、11年までに187億円拡大させまして、目標の1700億円の達成を目指してまいります。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／3点、お答えいたします。

初めに、グルテンフリーを最大限活用する施策についてでございます。

令和5年度に県が食品製造業者を対象に行いましたアンケートでは、6割の企業が米粉商品のメリットとしましてグルテンフリーを挙げておりまして、県としましても、米粉の大きな強みと認識をしております。

県では県産米粉の新商品開発に係る経費を支援しておりまして、さらに多くの商品化に向けまして、米粉に適した品種の選定や製粉に関するリーフレットを作成しまして、今年度からホームページで公開をしております。

また、令和6年の2月に立ち上げました県産米粉ブランド、米粉の福井の統一マークによる店舗でのPR、福井駅での一斉販売回など年間を通した販売促進も計画をしております。米粉の福井ブランドには、現在22の加工業者などに御参加いただいております。店頭での販売コーナーの設置や消費者への情報発信を進めております。

今後、米粉の福井の参加事業者をさらに増やしまして、グルテンフリーによる強みも生かしながら、米粉商品の開発や消費者の認知度向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、今年度の酒米の作付の実態と来年度以降の対策でございます。

7年産酒米の出荷見込み数量は、先ほど知事からもございましたけれども、今年の6割から7割程度になると伺っております。

これは6年産の主食用米の価格が上がりまして、酒米からハナエチゼンなど主食用米に作付が転換されたことが一因と考えております。

酒米の安定供給には、生産者と酒蔵の双方が納得できる価格で取引がなされることが重要でございます。

県内の酒蔵は、県産酒米の大切な取引先でございます。

今後の米価の動向が不透明さを増す中、県としましては、まずは生産者が8年産の作付計画を固める今年の秋に向けまして、JAや酒造組合との協議を早急に進めていきたいと考えております。

次に、今後の酒造組合との連携と、現在のさかほまれの作付計画についてでございます。

さかほまれの作付計画につきましては、酒造組合からの要望量を元にJAが作成しておりまして、酒造組合が求めている奥越地区内での生産量確保に取り組んでいるところでございます。

今年は酒造組合から約120トン、2000俵相当でございますが、要望がありまして、当該数量を確保できる見込みとなっております。

さかほまれの生産量と、需要先の確保に向けましては、生産者、J A、酒造組合、県の4社がさかほまれの生産や酒作りにつきまして、相互に理解を深めることが非常に重要と考えておりまして、令和5年度から4社が参加しまして、田んぼや酒蔵の見学会などを行っているところでございます。

今後関係者間で情報を適時、適切に共有しまして、需要と供給の安定化、ブランド化に取り組んでまいりたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私から2点、お答えいたします。

まず、道路交通法の改正内容の周知と、未成年への安全教育についてであります。

県警察では、来年の4月1日に施行される自転車に対する交通反則通告制度の導入に当たり、広く県民の皆様に自転車に関する交通ルールを理解していただく必要があると考えております。

そこで、今後、県警察の防犯アプリ、ふくいポリスやXなど、あらゆる媒体や機会を通じて制度の内容を広報していくとともに、駅の駐輪場における街頭活動や各種交通安全教育の場で広報啓発活動を行ってまいります。

また、特に自転車利用の多い中高生など未成年者に対しましては、学校と連携の上、ヘルメットの着用や自転車の交通ルールにつきまして周知を依頼するとともに、引き続き学校の体育館等におきまして、全校生徒を対象にした自転車教室であるとか、スケアードストレート、交通安全教室を開催いたしまして、自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を図ってまいります。

続きまして、道路交通法の改正の必要性についてお答えいたします。

近年、全国の交通事故件数というのは減少傾向にあるんですけども、自転車に関連する交通事故というのは令和3年に増加に転じまして、昨年の自転車乗用中の死亡重傷事故のうち、約4分の3が自転車側に法令違反があるなど、自転車を巡る交通事故情勢というのは厳しい状況にあると認識しております。

本県におきましては、令和6年の自転車に関連する交通事故というのが129件発生しておりまして、前年に比べて増加している状況でございます。

またそのうち約9割が自転車側に法令違反があるなど、本県においても全国と同様の傾向が認められるところでございます。

こうした情勢を踏まえまして、自転車の交通事故を防止するための措置を講ずることが喫緊の課題であるというふうに認識しておりまして、このたび自転車の交通反則通告制度が導入されることで、良好な自転車交通安全秩序が実現されるものと考えております。

議長／酒井君。

酒井議員／まず、病気、休暇休職についてはちょっと事前ヒアリングではもう少し多い数字を聞いていたんですけれども、それでも増えているという状況ですので、今後しっかりとケアをしていただいて、やっぱり、しっかり職場で活躍できるようにしていただきたいなと思います。

あと、今、外国人観光客の40万人については、多分僕、難しいんだろうなと思いますので、客単価、今おっしゃっていただいたようにしっかり上げていただいて、目標に近づけていただきたいなと思います。

農業については、グルテンフリーのほうは、小麦粉は腸にたまりやすいらしいですね。それがやっぱり米粉だとそれが流れるということで、高齢者の方が体に負担のない食事という意味でも、ぜひグルテンフリーを強化していただきたいなと思います。

そうめん、うどん、いろいろありますけれども、お願いいたします。

最後に、知事がさっき感謝とおっしゃっていた、私さっき感謝と言いたかったんですけど、本当にここにいらっしゃる私より上の先輩方は、子育てに補助金がない中で親の責任で子育てをしていただいていた時代だなと思っておりますので、それを考えると時代は変わったとはいえ、すごく私は今感謝をしなければならないなというふうに思っております。

一方で、現場に目を向けますと、ふく育県、こどもまんなかという福井県なんですが、中学生が気持ち新たに部活動に入って1時間しかできないから、ちょっと思ったのと違うからってやめちゃう現状、これをちょっと考えていただきたいというふうに思います。

また、これは9月にしっかり質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問終わります。

議長／以上で、酒井君の質問は終了いたしました。

福野君。

福野議員／自民党福井県議会の福野でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、厚生労働省は先日、2024年の合計特殊出生率を発表しました。

全国平均は過去最低の1.15、東京都に至っては、豊かな財政力を生かした手厚い少子化対策を行っていながら、0.96と極めて低い数字となりました。

その一方で、我が福井県の合計特殊出生率は1.46となり、47都道府県で唯一、前年と同率を維持し、沖縄に次ぐ全国2位に上昇しました。

このような結果は、これまで行ってきた県の取組がうまくいっていることの表れかと思えますし、さらに合計特殊出生率が向上するよう取り組んでいってほしいと思います。

そこでまず伺いますが、昨年の合計特殊出生率についてどのように受け止めており、また、県が取り組む少子化対策の成果と今回の結果との関連についてどのように分析しているのか、県の所見をお伺いします。

出生率は維持した一方で、今後の出生数に影響する婚姻件数は2583組となり、10年前の3706組に比べ約3割減りました。

かつての日本では結婚は当たり前の人生選択とされ、多くの人が若くして家庭を築いていました。

その背景には、家制度や安定した雇用環境、周囲からの仲介や後押し、さらには結婚を前提とした社会制度など、自然に結婚へと導く社会の仕組みがありました。

恋愛結婚のみならず、お見合い結婚が主流であったこともその一因ではないかなと思います。

しかし、現在ではこうした構造が大きく変化し、結婚は個人の自由な選択とされる一方で、恋愛経験が少ない方や自己表現が苦手な方にとっては、出会いの場に参加すること自体が大きなハードルとなっている現実があるのではないのでしょうか。

福井県でもマッチングサービスや婚活支援を展開しておられますが、恋愛経験が乏しい方や自己評価の低い方、また、今まで一度も異性と交際したことがない方、こういった方はそもそもマッチングサービスに登録しなかったり、マッチングしてもその先に続かない方も多くいるのではないのでしょうか。

かつて主流であったお見合い結婚などは、こういった方の、ある意味セーフティネットの役割も担っていたのではないかなと思います。

そこでお伺いします。

恋愛や人間関係に不安を抱える方々が無理なく段階的に結婚へと歩み出せるよう出会いの前段階を支えるコミュニケーション講座やプレ婚活支援、心理的サポート体制の整備、そして、既存の婚活支援が届いていない層の実態調査とニーズの把握といった、より丁寧で多様な支援策を県として、今後、検討、推進していく考えはないかお答えください。

福井県においては、結婚新生活支援事業をはじめ、新婚世帯への住居費や引っ越し費用の補助、また、婚活イベントやマッチング支援など若者の結婚を後押しする様々な取組が行われております。

これらの取組により若者の結婚や新生活を支援し、少子化対策や地域の活力維持に一定の成果が上がっているものと承知しています。

一方で、支援制度があること自体を知らないとか、要件が、世帯所得500万円未満ということで、共働きだとなかなか厳しくて利用できないなどといった課題もあるのではないのでしょうか。

制度の実効性を高め、経済的な不安から結構に踏み出せない若者をさらに後押しするためには、支援の充実や制度の見直しが必要なのではないかと考えます。

そこで質問します。

県として既存の支援制度の周知徹底とともに、要件緩和や市町間の支援格差の是正など、若者が安心して結婚新生活を始められる環境づくりをどのように進めていくのか、知事の御所見をお聞かせください。

議長／知事杉本君。

杉本知事／福野議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、結婚新生活支援事業の周知と、安心して結婚新生活を始められる環境づくりに

ついてお答えを申し上げます。

県では、国の結婚新生活支援金、これが最大60万円、これに上乗せをいたしまして、どちらかが20代とか、こういうことをさせていただいて、独自の早婚支援金で、最大40万円の上乗せをさせていただいているところでございまして、結果として20代の新婚、これから結婚しようという人たちの背中を押してあげる、こういったことに力を入れているというところでございます。

現状を申し上げますと、20代のカップルの場合、県内では要件が500万円未満とおっしゃっていただきましたが、これに当たるカップルが8割程度となっておりますので、おおむね行き届いているのかなと思います。

30代でも少し足りない人も、その場合は500万円未満であればこの中の対象になってきますし、また、平均のカップルの年収が600万以上になっていますので、そういう意味では、20代のところをもう少し拡大するというような議論はあるかもしれませんが、一応は行き届いているかと思っております。

一方で、そういうおっしゃられるような、これからも支援を充実させていこうという趣旨もございまして、県としては、国に対してこの要件の緩和を要請しているところでございます。

この周知の状況ですけれども、だんだんと県の広報であるとかSNSなんかも活用させていただいた結果、例えば5年と6年で比較をさせていただきますと、受ける前、結婚をする前から知っていたという人たちが、以前は53%だったのが6年には61%に上がってきておりますし、また、背中を押してもらった、きっかけの一つになったという方々は、その中で59%が73%に、5年から6年にかけて上がってきているということで、周知も大分進んできたということと、それから、効果も出てきていると考えているところでございます。また、これを使っている市や町、最初は7市町でしたけれども、今は16市町になっておりますし、残り1つも、独自ですけれども制度を持っている、こういうことになっているところでございます。

いずれにいたしましても、県内はこうした制度を活用いただいている結果もございまして、本県の平均の初婚年齢は男女ともに、全国的にはちょっとずつ上がっているんですけれども、ちょっと下がった、0.1歳ずつ下がっている、こういう状況でございまして、特に女性は全国で一番低くなっている、こういう状況で、早い段階での結婚、成婚ということが成立していると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも認知度を向上するよう広報を強化いたしまして、若者の結婚の希望を叶えるための環境づくり、これに力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、恋愛や人間関係の不安から結婚に踏み出せない方への実態把握、それと支援についてお答えをいたします。

昨年度の県の調査におきましては、交際相手がほしい若者のうち、恋人探しがおっくうで

あるとか自信がないなどの理由によりまして、恋人探しに踏み出せない若者が7割を占めております。

恋愛や婚活の前段階から、若者に寄り添った支援を一層充実させていく必要があると認識しております。

このため、今年度は地域おこし協力隊といたしまして、若者恋愛交流コーディネーターを新たに配置することに加えまして、若者交流イベントに対する支援制度の新設などによりまして、婚活よりも抵抗感なく参加できる自然な出会いの場の創出に力を入れていくこととしております。

また、先ほどのコーディネーターと若者との意見交換でありますとか、新たに立ち上げる若者向け恋愛応援サイトにおける相談等を通じまして、若者の意識やニーズをしっかりと把握させていただき、そして、無理なく段階的に恋愛や結婚へと踏み出せますよう、きめ細かな施策を進めていきたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、昨年度の合計特殊出生率の受け止めと、県の少子化対策の成果と今回の結果、関連についてお答えいたします。

昨年の合計特殊出生率は、前年の水準を維持し全国2位となったことについては、30歳から34歳、40歳から44歳の女性における合計特殊出生率の上昇が主な要因と考えております。この結果については、本県の手厚い不妊治療助成や第二子以降の保育料無償化、ふく育さんによる家事・育児サポート、男性育休の促進など、充実した子育て支援の成果であると評価をしているところであります。

一方、出生数は減少傾向にあるため、引き続きこれら施策の効果を検証しながら、従来の手厚い経済的支援に加え、子育て世代の心身の負担軽減や満足度の向上につながる子育て支援を強化、充実させてまいりたいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／ありがとうございます。

出生率は維持しているということで、子育て支援政策というのは本当にうまくいっているんだと思います。

そういった中で、やはり先ほども申し上げましたが、結婚自体がやはり10年前より3割減っているということで、もちろん人口構造自体が減っているので、婚姻数も減っているのは自然なところもあるとは思いますが、次は結婚支援政策をまた充実させていていただきたいなと思います。

次に、ふくいはいびコインについて質問いたします。

ふくいはいびコインは福井県独自のデジタル地域通貨で、スマホアプリ、ふくアプリ上で利用できる電子マネーの一種であり、令和5年11月に導入されました。

導入当初は、県や市町が発行するプレミアムつき商品券の購入やボランティアイベントな

どに参加してポイントを取得することができましたが、それに加えて、昨年7月にはクレジットカードや銀行口座からチャージできるようになり、ほかの民間会社が運営するキャッシュレス決済と比較しても遜色なく使える便利な決済手段となりました。

はぴコインを支払いに使える加盟店も、今年の5月時点で約4500店舗もあり、県内のお店の多くで使うことができます。

また、ユーザー数はふくアプリをダウンロードした方が約18万人で、そのうち約15万人が福井県民とのことです。

福井県の人口が73～4万人ですが、スマートフォンを持っていない子どもや高齢者の人数を引いて考えれば、県内の多くの方がはぴコインを利用していることになります。

ただ、その一方で、ふくアプリをダウンロードしたものの、最近使っていないという方も多いのではないかなと感じます。

私が今回はぴコインについて質問するに当たって、周りの方にはぴコインを使っているか尋ねたところ、使っていないという方が多く、恥ずかしながら私自身もスマートフォンでふくアプリを開いてみたところ、昨年の3月が最後の利用でした。

反省してふだん使いではぴコインを使おうと思います。

はぴコインに関する県の事業として金額の大きいものを挙げると、エネルギー課が行っている対象のエコ家電、これはエコキュートやエアコン、冷蔵庫、これらの購入者に2万円、もしくは4万円のポイントを付与する省エネ家電購入応援キャンペーン事業と、福井米戦略課の、子育て世代を対象とした福井県産米を購入した方を対象に1000ポイントを付与する福井県産米購入キャンペーン事業などがあります。

令和6年度のこれらの事業の利用者数は、省エネ家電購入応援キャンペーン事業で延べ人数が約7000人で、実人数が約5000名、福井県産米購入キャンペーン事業は2月から開始し、延べ人数、実人数が同じく、約3400名となっています。

それぞれ1万人に満たない数ですが、私は利用が少ないのではないかと感じます。

省エネ家電の事業は、家庭によって家電の買い換え時期も違うので、一概にはそうとも言えないのかもしれませんが。

ただ、福井県産米購入キャンペーン事業は、18歳以下の子を持つ家庭が対象と考えると、やはり少ないと感じます。

実は、福井市のほうで福井県のお米の支援と同様な事業がございます。

先月9日、福井市議会の臨時議会において、18歳以下の子どもがいる市内の約2万4000世帯を対象に、5000円分の米購入支援券を配ることに決定しました。

ひとり親家庭ですとさらに3000円分上乗せするというので、来月から支給されるそうです。

ここで、はぴコインは県の事業だけではなく、市町や民間の事業にも展開しているのですが、福井市農政企画課に、なぜはぴコインを利用したデジタルでの支援ではなく、支援券という形でチケットを郵送する形にしたのか尋ねてみました。

回答としては、福井市では令和4年に同様の米購入支援事業を支援券という形で行ったが、利用率が約9割と多くの方に利用していただいた。

はぴコインを用いたデジタルでのポイント付与も検討したが、事業をやる以上は多くの方

に利用していただきたいとの思いから、はぴコインではなく、支援券を採用したとのことでした。

私が思うのは、印刷物による商品券や支援券といった形は、印刷代や郵送代に余計なお金がかかり、事業本来の目的のために使えるお金の割合が減るので、本当は福井市もはぴコインのようなデジタル付与を活用するべきだと思います。

ただ、福井市の主張も分かります。

現在、県内17市町の中ではぴコインを利用していない市町は、福井市を含め8市町あります。

はぴコインを県内の事業だけではなく、市町や民間にも積極的に利用してもらうためには、はぴコインのアクティブユーザーをさらに増やすことが重要です。

はぴコインの課題を幾つか挙げましたが、私が思うのは、ほかの自治体で取り組んでいるデジタル地域通貨に比べ、はぴコインが優れている強みは、都道府県単位レベルで取り組んでいることだと思います。

県外のほかのデジタル通貨には、飛騨市、高山市、白川村で導入しており、成功事例としても有名なさるぼぼコインなどがありますが、それらは市町単位でやっているものです。ほかの都道府県レベルではデジタル地域通貨をあまりやっていないようで、福井県のはぴコインが一番の成功例だと思います。

はぴコインは、県レベルで行っている強みを最大限生かし、県内各市町や民間の事業と結びつけて、さらに消費喚起や観光との連携、ビッグデータの解析と活用などに力を入れていくべきだと考えます。

そこで、4点質問いたします。

まず、はぴコインの現在までの成果と今後の課題について、どのように捉えているかお伺いします。

次に、県内17市町の中にまだはぴコインを活用していない市町が約半数ある中、今後の市町や民間への展開について、どのように考えているかお伺いします。

また、はぴコインのアクティブユーザーを増やすための今後の具体的な取組についてお伺いします。

最後に、デジタル通貨は非常に便利な決済手段ではありますが、高齢者やスマートフォンに不慣れな方々にとって、はぴコインの利用のハードルは高いのではないのでしょうか。

こうした方々が取り残されることのないよう、利用サポートやアナログ手段との併用、支援体制の整備なども必要ではないかと考えますが、県ではどのような取組を行っているのか、また、今後の方針についてもお聞かせください。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私から、はぴコインについて4点、お答えをいたします。

まず、はぴコインの成果と今後の課題についてであります。

はぴコインは、域内経済の活性化、行政事務の高度化、それから、県民の行動変容の促進のツールといたしまして、県、市町、民間が共同で利用できる全国初の地域通貨プラット

フォームといたしまして、先ほど御紹介にもありましたように、令和5年11月に導入いたしました。

はぴコインのユーザー数でございますけれども、現在約18万人ということでございまして、参加店舗は4500店舗ということであります。

また、はぴコインを活用した事業数でございますけれども、これは制度導入当初、令和5年度は11件、それが令和6年度に52件、そしてまた、今年度に入ってまだ3か月弱でございますけれども、既に50件の活用予定がございまして、年々利用が拡大している状況でございます。

一方、議員御指摘のとおり、日常使いを増やしていくということが課題であると考えておりまして、行政ポイントの付与に加えまして、常時チャージの特典でありますとか民間主導のキャンペーン実施など、県民の方々にお得感を持って使っていただけるよう、引き続き官民が連携して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、はぴコインの利用拡大について、具体的には今後の市町や民間への展開、それから、アクティブユーザーを増やすための取組、こちらについて一括で御答弁をさせていただきます。

はぴコインは市町や民間事業者にも開放しております。

これまでも県と運営事業者が一体となって説明会を開催するなど、利用促進を図っているところでございます。

導入当初でございますけれども、利用店舗のエリアを限定したい場合などには、その用途に応じて個別の財布をつくる必要がありました。

また、利用する際には費用もかかることから、市や町、民間への利用拡大がなかなか広がっていかなかったと考えております。

このため、昨年10月から県共通財布の共同利用を可能といたしました。

負担軽減と利用促進を図らせていただきましたところ、市町の健康ポイントの配布、それから、民間企業の福利厚生に活用されるようになってまいりました。

また、今週末からでございますけれども、商業施設エルパにおきましてキャッシュバックキャンペーンに利用されることになりました。

民間の利活用はさらに進んでおります。

また、利用者の拡大でございますけれども、昨年7月から常時チャージ機能を追加してございます。

この夏休みには第三弾のキャンペーンを開催するなど、利用者のメリットをしっかりと打ち出していきたいと考えております。

引き続き、運営事業者とともに、さらなる利活用を進めてまいります。

最後に、高齢者など、不慣れな方への支援体制についてお答えをいたします。

デジタル操作に不慣れな方がいることはたしかでございます。

導入当初におきましては、アプリのインストールからデジタル商品券の申込みまで一貫してサポートする相談会を開催してまいりました。

現在でも、県、市町の事業ごとにコールセンターにおけるサポートはもちろんでありますけれども、必要に応じて相談会を開催するなど、支援体制の充実を図っているところでござ

ざいます。

アナログ手段との併用につきましては、昨年実施したふくいd e お得意こーよキャンペーンにおきまして、はぴコインとして利用できる紙のチケットを配付するなど、不慣れな方でも利用できる仕組みを導入したところでございます。

また、今週末の商業施設エルパのキャッシュバックキャンペーンにあわせまして施設内にサポートブースを設置するなど、操作が不慣れな方々にも利用いただけるよう、運営事業者とともに支援体制を強化していきたいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／いろいろ課題はありましたけれども、やはり応援はしておりまして、大きく広がっていくことが、また、市町に使っていただくことが福井県内の経済を活性化するためにも非常に重要な、そういった位置づけであると思っていますので、また、事業所も増えていっているということなので、引き続き頑張っていただきたいなと思います。

次に、福井駅東口の渋滞について。

北陸新幹線の福井県内への延伸に伴い、福井駅は文字どおり県都福井市の玄関口として、その存在感を一層高めました。

ビジネス客や観光客の利用が急増し、地域経済にも大きな波及効果があります。

一方、新たな課題が浮き彫りになっております。

本年4月30日付の福井新聞において、福井駅東口ロータリーにおいて、送迎目的の一般車両による駐停車と路線バスの停車機会の減少によるトラブルが目立っている実態が報じられました。

記事では、バスが停留所に入れず、運転手がクラクションを鳴らして誘導する場面や、一般車が違法に路上で停車している事案が指摘されています。

記事では、新幹線開業後の利用者増加に伴って、平日の午前11時から午後1時並びに午後5時から9時にかけてこれらトラブルが集中していると報告されています。

特に、障がい者用や一般車用の短時間停車スペースが常に満杯になり、ロータリー中央部まで車列が伸びている様子が確認されたと記事は伝えています。

加えて、記事は、鉄道会社などへの取材を元に、こうした状況が新幹線の延伸以降に顕著になり、ゴールデンウィークやお盆、年末年始といった大型連休時に混雑がさらに悪化する傾向にあると報じています。

福井駅は、県都の玄関口として役割を担う重要な施設であるにもかかわらず、こうした交通トラブルが頻発していることは、バス利用者の利便性や歩行者の安全性にも影響を及ぼしかねません。

そこで質問いたします。

現在の福井駅東口における交通混雑の実態について、県ではどのように認識しているのか、また、混雑解消に向けて既に行っている対策及び近く実施を予定していることがあればお答えください。

また、今後さらに人流が増えることが見込まれている中で、福井駅東口広場、ロータリー

の構造的な改善を含めた中長期的な対策について、県としてどのような検討がなされているか、お考えをお聞かせください。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、福井駅東口の混雑に対する認識と、その混雑解消に向けた対策、それと、福井駅東口の広場、ロータリーの構造的な改善を含めた中長期的な対策、この2点につきまして、あわせてお答え申し上げます。

昨年3月の新幹線開業の後、福井駅東口においては、駅乗降客の送迎や近隣商業施設の利用客、観光バスの増加によりまして、ピーク時にはバス停車帯付近や広場入り口付近まで一般車が滞留し、混雑していると認識しているところでございます。

その対策としまして、昨年6月にバスと一般車の乗降場所を路面標示により明確化したほか、ウェブサイト上になりますが、東口駐車場の満車、空車、満空情報の開示を開始したところでございます。

今年1月には車両滞留場所に障害物や注意看板等を設置するとともに、4月下旬からは誘導員を配置いたしまして、アオッサの周辺道路に既に設置されております停車帯の利用を促すなど、車両の滞留防止に努めているところでございます。

これらの取組により、現在は一定程度混雑が解消されてきたと認識しております。

今後ともアオッサの周辺道路に設置されています停車帯の周知を強化するとともに、中長期的には福井駅周辺全体の混雑解消策につきまして、福井市と協議を進めてまいります。

議長／福野君。

福野議員／時間が余ればまた質問したいと思います。

次に行きます。

A I の活用について。

A I の技術は、児童生徒一人一人の理解度や習熟度に応じて個別最適な学びを可能とし、同時に教員の負担軽減や授業の質を向上を図る上で大きな可能性を持っています。

教育現場にA I を積極的に取り入れることは、子どもたちの主体的な学びの促進、学力向上、さらには教員の働き方改革の実現にも資するものと考えます。

福井県内においても、幾つかの市町や県立高校でA I 教材やA I 評価ツールが導入され、先進的な取組が進められています。

そこでお伺いします。

県内の教育現場におけるA I 教材の活用状況について、現状と効果や課題に対する県の認識をお伺いします。

また、今後、こうしたA I 教材の活用を県全体に広げていくための方針や具体的な取組について、県の考えをお聞かせください。

近年の生成A I やR P A といった先進技術の活用は、自治体業務の効率化や県民サービス向上に大きな可能性を持っており、本県においてもM i c r o s o f t C o p i l o t

が導入され、職員の業務支援に活用が進められていると承知しております。

一方で、生成ＡＩ活用を最大限生かすには職員一人一人のリテラシー向上や適正な利用管理、さらなる活用分野の拡大が重要と考えます。

そこでお尋ねします。

これまでの県庁職員における生成ＡＩ活用の具体的な成果や課題についてお伺いするとともに、今後どのような分野での活用拡大を目指すのか、また、職員のＡＩリテラシー向上やリスク管理にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは１点、ＡＩ活用の具体的な成果や課題、それから、職員のＡＩリテラシー向上やリスク管理についてお答えをいたします。

県では昨年４月から生成ＡＩを本格導入しておりまして、アイデア出し、ドラフト作成、情報収集、要約、翻訳などに利用をしております。

こういったことで業務の効率化につながっているということでございます。

その一方、昨年度末でございますけれども、利用状況調査を実施させていただきました。十分に活用ができていない職員も約半数いるということが分かりました。

今後は他県の活用事例を収集しながら、事例集であるとかガイドラインを更新、周知し、職員の利用促進を図っていきたいと考えております。

また、昨年１２月からは、国費受入れ事務におきまして、事務の手引きを学習した職員向けの問合せ対応チャットボットの利用を開始しております。

今年度であります、国費事務以外の事務への拡大でありますとか、県民の問合せ対応にも活用する方策等について、この８月頃を目途に実施を始めたいと考えております。

職員のリテラシー向上につきましては、気軽に相談できる場の設置でありますとか実践的研修を実施してございますし、リスク管理の面でございますけれども、ＡＩの学習に利用されない環境の整備でありますとか、ＡＩが作り出す事実と異なる情報をうのみにしないなど、注意事項の周知徹底に努めていきたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、ＡＩ教材の活用状況の現状と効果、課題、そして、県全体に活用を広めていくための方針についてお答えをいたします。

まず、県立高校ですけれども、今年の５月から３種類のＡＩ教材をモデル校１６校に導入し、活用を始めております。

個人の学習状況に応じて最適な問題を提示する５教科型の学習アプリを全日制高校７校に導入いたしました。

また、ＡＩを相手に英会話を行いまして、スピーキングやリスニングのスキルを向上させる英語アプリを６校に、そして、プログラミング学習が可能な情報アプリを３校に導入したところです。

それぞれのA I教材について、今後、効果検証を行いまして、効果があれば速やかに横展開を図っていきたいと考えております。

また、今月からは、全ての定時制高校におきまして、全ての生徒にA Iドリル、スララというものを導入いたしました。

これは、それぞれの学習進度に応じまして、小中高、全ての教科を学べるA Iドリルとなっておりまして、例えば数学が苦手であれば小中学校段階に戻って学び直しができたり、よく理解できている生徒は先に進んだりすることができるということでございまして、一人一人の個別最適で主体的な学びにもつながると考えております。

また、小中学校におきましては、7割に相当する約180校で、ドリルパークですとかキュービナーといったA Iドリルを導入しております。

引き続き児童生徒の個別最適な学びや教員の負担軽減、そして授業の質向上などに寄与する、こうしたA I教材を積極的に導入したいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／タブレット端末の教材ということで、ノルウェーなんかは***学習効果がないということで紙の教材に戻したという事例がございましたけれども、実際、タブレット学習とA I学習というのはやはり切り分けて考えるべきかなと私自身は考えています。

そういった中で、効果検証はこれからということなので、実際、このA I学習が結果が出ましたならば、また速やかに県内全域に広げていただきたいと思います。

最後に、ふくい桜マラソンについて。

福井の春の訪れを象徴するイベントとして、ふくい桜マラソンが本年3月30日に、第2回大会が開催されました。

北陸新幹線の県内全線開業効果の継続を意識し、観光誘客、地域活性化、スポーツ振興を兼ね備えた総合的なイベントとして大変意義のある取組であったと受け止めております。私自身も今回初めてフルマラソンの部にエントリーし、走りましたが、沿道で皆様の温かい声援を受けながら、なんとか、ギリギリではありますが、完走することができました。また、ゴール手前では杉本知事にもお迎えいただきまして、本当にありがとうございました。

最後の元気が出ました。

また、実際に走ることで、会社、団体、学校、行政関係者など、ボランティアとして大会運営に携わっている多くの皆様によってこのマラソン大会が運営されているというということを改めて感じました。

感謝申し上げます。

県内外から1万人を超えるランナーが参加し、福井の自然や街並み、そして、県民の温かさに触れるこの大会は、単なるスポーツイベントを超えた福井県の顔となり得る可能性を秘めていると私は強く感じております。

大成功と言っていい大会運営だったと私自身感じましたが、その一方で、運営に携わった関係者の皆様の御尽力には敬意を表しつつも、第3回大会に向けて改善していくべき課題

も見つかったのではないのでしょうか。

県民の誇りとなるイベントとして定着させていくには、今後どのように地域とともに大会を育て、支え、発展させていくか、持続可能な大会づくりが問われています。

そこで質問いたします。

第2回ふくい桜マラソンについて、成果と課題をどのように評価しておられるのか、また、交通、住民対応、地域連携、財政、民間協力などの観点から、来年以降の大会運営をどのようによりよいものへと高めていくのか、知事の所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私も福野議員とお会いできて、大変うれしく思いました。

私、仕事もあるものですから、当日、後半の、ちょっと後ろのほうじゃないとなかなか応援に行けないんですけれど、お会いできてよかったなというふうに思っております。

今回のふくい桜マラソンにつきましても、本当に多くのボランティアの皆さんに御参加いただいたり、また、関係者の皆さん、運営側、スムーズな運営だったということもございまして、代表的なランナーのポータルサイトがあるんですけれども、ランネットといいますが、ここのレビューのポイントも89.4点ということで、今年は雨でしたけれども、昨年を上回って、ポイントが上がったということですし、全国12位ということで、福井よりも上位のところは全部晴れの、雨が降っていないところばかりでございましたので、そういう意味では、雨の中で本当に多くのポイントをいただいた、好評をいただいたんじゃないかと思っております。

特に、寒い中で切れ目のない応援がよかったというような御評価もいただいているところでございますし、また、駅前のお土産屋さんとか飲食のお店とかも本当に大にぎわいでございまして、そういう意味では成功裏に終えることができたのではないかと考えているところでございます。

課題ということでございますけれども、これについては、一つは昨年の課題がハピラインふくいが混雑をした、一時乗れなかったとかいうお話もございました。

そういうこともありましたので、今回は増便も図らせていただきまして、今回はそういった苦情もだいぶ減った、皆さん乗れた、こういうこともあったと思っております。

1つ、ただ、例えばエイド、給水とか給食、こういうところの、後半のほうで食物がなかったというようなお話もありましたので、これの提供の仕方を少し来年は考えないといけないと思いますし、また、交通規制につきましてもの広報も強化していかないとけない、こういうふうにも考えているところでございます。

次回の大会についてでございますけれども、ランナー目線の運営はもちろんですけれども、それだけではなくて、例えばエントリー枠の中に県民の皆さん限定でグループ割枠とか、それから学割枠とか、こんなものを設けまして、県民の皆さんのチャレンジを応援できるようにしていこう、こんなことも一つ考えております。

また、大会に参加する楽しさ、これはボランティアも含めてですけれども、その楽しさとか大会の意義、こういうこともアピールをさせていただいて、企業さんとか県民の皆さん

にもっとたくさん応援をしていただく、参加していただく、こういうこともやっていくことで、来年に向けてさらに地域が一体になって盛り上がる、福井の春の風物詩に育て上げていきたいと考えているところでございます。

議長／福野君。

福野議員／知事、答弁ありがとうございます。

私も遅いランナーだったもので、エイドで全然フードが取れなくて、もうお腹がぺこぺこのまま走りましたので、またいろいろフードの配給体制とかを考えていただければと思います。

また、1点、トイレが当時寒かったもので、実際、トイレも私自身1か所だけしか寄らなかったんですけれども、それも15分待ちというのがございましたので、それは天気が寒かったからというのもあるんでしょうけれども、またそういったトイレの拡充なども力を入れていただきたいなと思います。

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長／以上で、福野君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたしますので御了承願います。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

ちょっと順番を変えまして、使用済燃料の搬出期限の明文化と県の主体的関与について、先に質問をさせていただきます。

資料5を御覧ください。

先日、私たちの会派では、越前若狭の会では、青森県むつ市の中間貯蔵施設を視察してまいりました。

実際に建屋の中に入りまして、そして使用済みの燃料の入った金属製のキャスクに直接触れまして、厳重な管理体制の下、そして安全性が確保されているというところを本当に実感いたしました。

しかしながら、安全性が高いという事実がかえって使用済燃料の長期滞留を正当化し、最終処分の議論が先送りされるのではないかと、危険性をはらんでいるというふうに感じました。

いわゆる永遠の保管場所になってしまうということへの懸念でございます。

こういった課題に対しまして、むつ市では青森県、市、事業者、電力会社の5者が令和6年8月9日に安全協定を締結し、貯蔵期間を明確に50年と切った上で、50年以内の搬出を義務づけております。

さらに、補足的な覚書も交わされ、搬出の責任明確化、親会社による助言、義務、事業継

続困難時の対応など、恒久化を防ぐための実効性ある枠組みが整備されております。

一方、本県では、中間貯蔵施設ではなく乾式貯蔵施設の設置が議論をされているところですが、私たちの会派としては、名称の違いにかかわらず、使用済燃料が保管されるという実態に変わりはなく、将来的に中間貯蔵施設と同様の性質を持ち、さらには、恒久保管化するのではないかと危惧をしております。

これまでの知事の御答弁では、再処理を前提に搬出されるとの国の方針や事業者のロードマップに基づく認識が示されてきました。

しかしながら、実際には再処理工場の進捗や搬出先の確保など国の枠組みが予定どおりに進む保証はなく、実際に搬出されるという実効性ある担保が見えにくいというのが現状でございます。

私たちの会派は、使用済燃料の再処理工場への搬出が本当に可能なのか、工場の進捗状況はどうなっているのかというところの実情を自らの目で確かめるため、先日、青森県六ヶ所村を訪れ、実際に現場を見学してまいりました。

感想としては、技術の高さや安全対策の厳格さは評価できる一方で、予定どおり竣工する、確実に搬出できるとは到底断言できない状況であると実感をいたしました。

レッドセルへの対応も不透明なままでございます。

一方、知事も先日、六ヶ所村を訪問され、責任者の方から竣工目標の達成に向けた力強い決意を伺い、熟度が高まってきているとの認識を持ったとのことですが、私たちが目の当たりにした現場の現状、これまでの進捗の遅れ、そして、全国の搬出先未定という現実を前にすると、そのような楽観的な見通しは、もはや県民に対して責任ある説明とは言えないのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

本県として、将来にわたり乾式貯蔵施設が最終的な保管場所とならないよう、むつ市のような明文化された期間設定や、搬出責任を事業者、電力会社と明確に取り決める仕組みを県独自の立場から構築する考えはあるのか、国や事業者の方針任せにせず、県として主体的にどのように取り組んでいくのか、知事の御所見を伺うとともに、実際に六ヶ所再処理交渉を訪問して、熟度が高まってきているとはどの辺で感じたのか、お聞かせいただければと思います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／中村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

今、御質問いただきましたように、使用済燃料の搬出期限、それから責任を明確化する仕組みへの県の主体的取組と再処理工場の熟度について、お答えを申し上げます。

我が国は核燃料サイクルを基本的方針にしているという中で、県内に保管されている全ての使用済燃料は、再処理のために順次搬出をされると認識をいたしております。

これは経済産業大臣も、歴代ですけれども、国会ですとか要望の場で、最終処分場とはならないということを明言していただいているということでございます。

一方で、むつ市における中間貯蔵施設というのは、これは施設の性格的にも青森県外で生

じた使用済燃料を持ち込む、それを受け入れる施設であるということと、福井県内での乾式貯蔵といいますのは、自社の発電所において、運転によって生じた使用済燃料を敷地内で保管するものであるというところの状況が異なっているというふうに認識をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、関西電力は、具体的な搬出時期の考え方につきまして、それを示すようにというふうに県は申し上げているところでございまして、まずは関西電力がしっかりとした考え方を示すべきであるというふうに考えているところでございます。

六ヶ所再処理工場につきまして、熟度のお話でございますけれども、一つには日本原燃が昨年の8月に全体計画に基づきまして計画を策定しておりまして、規制委員会との共通認識の下で進捗を管理、公表していると。

全体像を見せた上で、そこが順次進んでいくということが、ゴールがだんだんと見えてくるという部分が一つあるというふうに考えております。

それから、国もその進捗に従って、もしも遅れがあれば、そのところへ人材の確保、人材を投入するように、そういうところを機動的に調整していくというふうにも言っているところでございます。

また、増田社長からも、竣工目標の達成に向けてオールジャパン体制で一丸となって取り組んでいくという強い決意を私は直接聞かせていただきました。

そういった点から、熟度が高まっているというふうに感じたと申し上げたところでございます。

議長／中村君。

中村議員／再質問をお願いいたします。

知事は使用済燃料を確実に搬出すると信じておられるように感じますが、信頼は根拠があって初めて県民の安心につながるというふうに考えます。

搬出を確実に考えておられるなら、その確実さをなぜ搬出期限として形にする努力をなされないのか、事業者の搬出時期の考え方を明確に示していただくためにも、まずは期限が明記されなければ事前了解は出せないという県の考え、立場というものを示しておくというのも一つではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

さらに、事業所の搬出時期の考え方が明確でなかった場合は搬出期限を切るお考え、こちらから提案するお考えはあるのか、お聞きいたします。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／関西電力のほうは、2030年頃に創業を開始する中間貯蔵施設に速やかに搬出するとしておりまして、県では、関西電力に対しまして、その具体的な搬出時期の考え方を示すよう求めているところでございます。

搬出時期について、関西電力は国の審査を経て施設の規模や配置を確定する必要があり、その上で搬出の運用などの確定に向けて具体的な検討を進める、できるだけ速やかに検討

し、しっかり示すというふうに申しています。

まずは、関西電力がこうした方針の下でしっかりとした搬出時期の考え方を示すことが重要であると考えております。

議長／中村君。

中村議員／なかなかその答弁では県民の安心につながらないとは思いますが。

県として、責任のある主体的な働きかけをぜひ要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、子ども応援×ふくいモデルの構築に向けて質問させていただきます。

本県はこれまで子育て支援や教育の充実にふく育県として取り組んできておられますが、これからは支援される存在としての子どもではなくて、社会の一員として尊重され、そして声が届けられる、そういった存在としての子どもをどう応援していくかというのが問われているのではないかなというふうに感じております。

資料一、二を御覧ください。

私は先日、子どもNPOセンターの皆さんと意見交換を行いまして、アドボカシーという取組が福井の子どもたちの未来にとってとても重要であるというふうに感じました。

アドボカシーとは、子どもの声を丁寧に聞いて、その思いや願いを代弁し、必要に応じて大人との間をつなぐ役割を持つ支援の在り方を言います。

子どもたちは、大人の顔色を伺いながら発言してしまうことがあります。

だからこそ、子どもと対等の立場で寄り添い、伴走をしながら話を引き出す存在、それがアドボケイトでございます。

昨年度、教育振興計画や長期ビジョンの策定に当たり、子どもの声を集める取組が行われましたが、その際、子どもが安心して話せる環境や質問内容の丁寧な説明があったのか検証が必要です。

例えば、アドボケイトが間に入ることでより深く子どもの本音を引き出すことができると思います。

今年度は、県はふく育推進チームや子ども応援サポーター制度を立ち上げましたが、子どもの声をどのように政策の立案に反映していくのか見解をお伺いいたします。

アドボケイトの育成も大事であると考えます。

アドボケイトは子どもと信頼関係を築きながら、その声を丁寧に引き出すことができる専門的な知識を持った存在であり、今後は社会的養護施設に限らず、学校や放課後の場、第三の居場所など、様々な現場での活用が期待されております。

こうしたニーズの高まりを受けて、例えば適応指導教室や不登校支援の場、放課後児童クラブにおける対応に役立つアドボケイトの担い手を県として計画的に育成をいたしまして、そして地域の中に継続的に配置できる体制を構築していくことについて、ぜひ御所見をお伺いしたいというふうに思っております。

アドボケイトにかかわらず、子どもの声を受け止め、個性や可能性を丁寧に育んでいくためには、多様な専門職による伴奏的な支援が欠かせません。

例えば、名古屋市では子ども一人一人の進路や将来に寄り添い、可能性を引き出すキャリアアナビゲーターを全市立中学校、高等学校に配置する取組を始めております。

家庭や地域との連携を担うスクールソーシャルワーカーは依然として本県では配置が足りておらず、キャリア教育の推進において、重要な役割を担うキャリア教育コーディネーターがいるのは福井市だけというのが現状で、地域間で地域体制に差が生じているというふうにも感じております。

全ての子どもがどの地域に暮らしていても安心して支援を受け、自分の未来を描けるようにするためのスクールソーシャルワーカーやキャリア教育の専門人材の派遣や配置を県として積極的に進めていただき、全市町で支援が受けられる仕組みづくりを行うべきと考えますが、所見を伺います。

子どもの声にもっと正面から向き合い、学校の環境改善にもしっかりと予算を投じるべきと考えております。

多くの公立の小中高等学校と学校はあまりにも古く、改修が遅れているように思うからでございます。

学校の玄関は暗く、そしてトイレは臭い、体育館は寒くて、給食が少ない。

これでは子どもたちは学校に行きたいとは到底思えず、元気が出ないというふうに思っております。

市町の小中学校への支援もお願いしたいところではございますが、まずは県立学校において良好で質の高い学びを実現できる、子どもたちが学校に行きたいと思える環境整備のために積極的な予算措置をお願いしたいと考えておりますが、所見をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、子どもの声の施策への反映についてお答えいたします。

ふく育推進チームでは、これまで一人親やヤングケアラー、医療的ケアを受ける児童など、様々な環境にある子どもや若者と直接意見交換を実施し、チームにおける施策の検討に生かしております。

また、こども応援サポーターには、自身も当事者であった子どもさんやその子どもさんを育て、伴走してきた親御さんもおられます。

自らの経験を生かし、障がいや不登校など、様々な課題を抱える当事者と同じ視点に立って悩みや意見を聞き、県に子どもたちの声をお届けいただいております。

今後も、ふく育推進チームでは、子どもたちの意見聴取を行うスキルを学んだこども応援ディレクターがこども応援サポーターと一緒に子どもの居場所づくりなど、現場での意見交換を行う予定です。

引き続き、様々な課題を抱える子どもたちが安心して発言できる環境をつくりながら、直接ニーズを伺い、具体的な施策の立案に反映してまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から３点、お答えをいたします。

まず、県がアドボケイトの担い手を計画的に育成し、地域に配置できる体制の構築についてお答えいたします。

県では、親からの養育を受けることができない子どもたちの権利擁護を目的といたしまして、施設や事業相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員を育成し、施設等を訪問して、子どもが意見をまとめ、表明できるように支援をしております。

この意見表明等支援員は、児童養護施設等における活動を目的に育成をしております、今、学校現場における活動は想定していないというところでございます。

学校関係について申し上げますと、市町が設置しております教育支援センター、適応指導教室ですけれども、こちらには専任の指導員がおられます。

また、校内サポートルームには、サポートルームの支援員がおられるということで、これらの方は主に教育とか福祉のある専門スタッフを支援員として配置しております、子ども一人一人の声を丁寧に聞き出す役割を担っていただいております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門的なスタッフも配置させていただいております、既に教員以外の多くの専門家に協力いただきながら子どもや家庭へのサポートを行っているところです。

引き続き、関係機関や専門家と連携し、子どもたちを支援してまいります。

次に、県として専門人材の派遣や配置を積極的に進め、全市町で支援を受けられる仕組みづくりについて、キャリア教育等についての御質問でございます。

県では家庭の問題等に対応できるよう、県内全ての市町や県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置しております。

加えまして、教育総合研究所や嶺南教育事務所にもスクールソーシャルワーカーを配置しております、困難な事案にも対応できるような体制を整えております。

また、キャリア教育を支援する仕組みとしまして、小中学校につきましては、各学校からの求めに応じて、県内企業で働く社会人等を子どもたちのキャリア形成をサポートする講師として派遣をしております。

さらに、高校におきましては、産業人材コーディネーターを県立高校に17名配置いたしまして、高校生が産業界で活躍できるようスキルアップを応援するとともに、県内企業への就職支援として、求人の開拓や就職支援などを行っているところでございます。

今後も専門人材の派遣など、児童生徒のキャリア形成への支援を行ってまいります。

最後に、県立学校の環境整備のための積極的な予算配分についてお答えします。

県立学校の施設整備につきましては、校舎のバリアフリー化や断熱対策など順次大規模リノベーション工事を実施しております。

また、トイレの洋式化、そして昨年９月にはメイン体育館に空調を整備するという方針を打ち出して計画的に整備を進めております。

また、一人一台タブレット、更新時期を迎えておりますけれども、全国的には保護者負担に移行しておりますが、本県については公費負担により、今年度から順次更新を進めていく予定でございます。

さらに最新の電子黒板の導入ですとか、W i - F i 環境の拡大など、デジタル環境の高度化にも対応してまいります。

こうした県立学校における環境整備については、引き続き、十分な予算の確保を務めていきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／要望でさせていただきますが、御答弁では子どもに関わる専門家とか、これまでも子どもたちと関わってきた専門家というところと子どもたちと接していくという話でしたが、先ほど紹介させていただいたアドボケイトという存在は、子どもに寄り添って、そして代弁して、意見を引き出す、その専門家でございますので、御答弁にある専門家とはまた違った役割や立ち位置が異なっているのではないかなというふうに考えております。ぜひ、これはアドボケイトの活用もぜひ一つまた要望させていただきたいなというふうに思っておりますし、あとスクールソーシャルワーカーも少ないという話をいたしました。まだまだ少ないというふうに感じておりますので、例えば中学校区に1人とか、そういった目標を掲げていただいたり、キャリア教育コーディネーター、産業カウンセラーでしたっけ、高校にいるような役割の方をぜひ中学校にもというようなイメージで、小中学校にもというイメージでございますので、役割が違いますので、ぜひまた要望させていただきたいというふうに思います。

国が高校無償化を進めることで、県がこれまで出していた予算の一部が浮くことになるというふうに思っております。

これをぜひ子どもに使っていただきたい、子ども予算をぜひ増やしていただきたい、子どもに直接届くような予算配分をよろしく願いいたします。

続きまして、障がい者支援における合理的配慮と声を反映する仕組みについてお伺いをいたします。

資料3を御覧ください。

福井県では障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生社会条例を制定し、全ての県民が互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う地域社会の実現を目指しております。

しかし、条例制定から年月が経過する中で、現場では依然として配慮の不足や声の届かなさが大きな課題となっておるよう感じております。

例えば、2022年に県が作成した効率的配慮の啓発動画は再生回数はそれほど多くなく、精神障がいや知的障がい、難病等に対する配慮がほとんど紹介されていないとの指摘があります。

情報発信の在り方、届け方、そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか。

また、ヘルプマークの普及が進んできたにもかかわらず、公共施設や商業施設、金融機関などでの理解不足により、当事者が誤解や無理解による困難に直面しております。

ある指定難病の方からは、見た目では障がい分かりにくく、無視される、啓発を訴えても、そのうちと先送りをされているといった切実な声も寄せられております。

精神障がいのある方の家族からは、当事者が役所の窓口で不安に陥り、暴れてしまったこ

とがあり、対応できる窓口職員がいなかったために市民が不安になり、警察を呼ぶ事態になってしまったといえます。

事前に障がいの特性や必要な配慮を理解していれば、別室対応など混乱を未然に防ぐ手立てが報じられたのかもしれませんが。

また、ハートフルパーキングについては、関係のない方の利用が多くあり、非常に困っているといった声が多数寄せられております。

ふくいマラソンでは、車椅子の参加は1.5キロの部のみとなっておりますが、中にはもっと長い距離の部でも参加したいという方もいらっしゃると思います。

車椅子を利用する方も走る感動、応援される喜びを共有したいと願っているのに、制度の壁によりその輪に加わっていないのが実情です。

また、公共交通機関ではハピラインふくいを利用する車椅子の方が、2日前までに連絡が必要とされており、急な予定や外出が難しいという課題があります。

J R では、当日の数時間前の連絡でも可能な限り対応されており、地域交通機関においても同等の合理的配慮が求められております。

そうした中、私は今意見投稿サービスの「ことひろ」の活用を提案いたします。

「ことひろ」は誰でもスマートフォンから意見を統合できるウェブサービスで、投稿された声をA I が分野別に自動分析、可視化する機能を持ち、タウンミーティングに参加できない方の声を拾い上げることが可能です。

匿名でも利用でき、障がいや病気を抱えた方の声を気軽に、そして確実に政策へとつなげていく大きな力となるはずです。

制度があっても現場に届いていない、あるいは理解が不足のために配慮が実行されていない場面が多く存在します。

真に必要とされているのは、制度そのものではなくて制度を生かす現場力です。

そして、現場力を高めるためには、まず当事者の声を聞き、そして支援者の声を聞いて、それを的確に政策に反映する体制づくりが不可欠でございます。

前回の私の質問に対して、知事からは、これまでも様々な形で困難な状況にある方々のお話を聞いてきたというような答弁がございましたが、しかし定期的かつ組織的に運用されているとは言い難く、声の集約、そして政策への反映という観点では、なお改善の余地があるというふうに感じております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

法律的配慮の提供に当たり、県民への周知、伝え方と現場で実行力について、県としてどのように評価しているのか、今後の改善予定について所見をお伺いいたします。

合理的配慮という制度はあっても、配慮が実行されていないという現場の声を受け、タウンミーティングに加え、例えば「ことひろ」などデジタル意見投稿ツールを活用した声の集約を行い、障がい者福祉政策や反映する仕組みを導入してはどうかと考えますが、驚頭副知事の所見をお伺いいたします。

先ほど、ふくい桜マラソンへの参加やハピラインの乗車の件で、車椅子利用者の声を紹介しましたが、車椅子利用者も参加、利用しやすくなるような制度や運用の柔軟化、見直しを進めてほしいと考えますが、それぞれの対応方針をお伺いいたします。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、デジタル意見投稿ツールを活用した声の集約と政策への反映の仕組みについてお答えを申し上げます。

これまでも県自立支援協議会各部会の専門家からの意見のみならず、障がい当事者が参加するタウンミーティングや、また相談窓口などに寄せられた声を踏まえまして、民間施設におけるバリアフリー補助金の創設でありますとか、医療的ケア児・者の災害時電源確保支援など、こういったものを施策に反映させてきたことはございます。

今年8月にも実は予定しておりますタウンミーティングでは、直接会場に来られない方もいらっしゃると思いますので、そういった方の声も聞けるようにウェブアンケートですとか、メール、郵送など、多様な意見聴取手段を新しく設けることといたしまして、障がい特性などによって発言が難しい方の声にも丁寧に耳を傾けてまいりたいというふうに思っております。

御提案をいただいた「ことひろ」でございますけれども、AIによる意見のグルーピングでありますとか、また代表意見の可視化など、効果的に行うことができる意見投稿ツールというふうに伺っておりまして、鯖江市のほうで少し実証の事例も今しているところというふうに聞いておりますので、その実証事例も注視をしていきたいというふうに思っております。

今後、対面とデジタルの両面から意見収集を行いまして、現場の声にしっかりと耳を傾けて、その声を施策に反映をさせるということで、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に向けまして、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと思っております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは車椅子利用者のハピライン利用についてお答えをいたします。車椅子を利用される、また介助を希望される場合に事前の連絡をお願いしてございますが、その主な理由といたしましては、降車駅がJRでありますとか、IRいしかわ鉄道など、他社の場合にはその調整が必要になること、また、介護の時間帯が重なるなど、利用者が希望される列車に乗れないのを避けるといったような理由でそういうふうにさせていただいているということでございます。

しかし、当日のお申込みがございまして、これは可能な限り対応しているということでございます。

介助が必要な方が利用しやすいよう、県におきましては市や町と調整が整った駅からバリアフリー化を支援してございます。

今年度は南越前町の今庄駅におきまして、バリアフリー対応通路の新設を予定してございます。

これからも介助が必要な方の声はもちろんであります。利用者や沿線市町の意見も聞きながら、ハピラインふくいとともに利用しやすい環境の整備をハード、ソフト両面で進め

ていきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、ふくい桜マラソンに車椅子利用者が参加しやすくなるような制度、運用の柔軟化、見直しについてお答えを申し上げます。

ふくい桜マラソンでは未就学児から高齢者、障がいのある方まで、幅広い層に走る楽しみを感じていただくため、1.5キロの部にファンラン部門を設けております。

車椅子利用者につきましては、この部門におきまして、日常用の車椅子での可能としておりまして、今大会では4名のエントリーをいただいたところでございます。

なお、1.5キロ以外の種目への車椅子での参加につきましては、距離も長くなり、交通規制時間の延長が必要となりますほか、参加者の安全確保のための競技運営体制の充実、人員の増、あるいは路面の調整などの課題もありますので、参加者のニーズも勘案しながら、引き続き総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、合理的配慮の伝え方と、現場での実行力についてお答えいたします。

県では、平成30年4月の共生社会条例施行を機に、公民館や企業、学校など、出前講座を実施し、合理的配慮の提供について周知を図ってまいりました。

また、令和6年4月の改正障がい者差別解消法の施行により、民間事業所にも合理的配慮の提供が義務づけられたことを受けまして、できることから始めるできルールをキャッチコピーに、チラシやパネルによる啓発を進めてきたところでございます。

さらに、県と市町職員には、合理的配慮の提供に関する講座の受講を必須としたほか、市町とともに相談対応の好事例と、また、課題についても収集、共有して実践的な対応力の向上に努めているところでございます。

一方で、障がい者窓口には、お店にスロープをつけてほしい、窓口の対応が障がい者への配慮に欠けているといった意見も寄せられており、今後は商工団体等を通じて民間事業所への周知を強化し、障がいのある方の声を幅広く聞いていくとともに、合理的配慮が現場で実効性を持って提供されるよう引き続き取り組んでまいります。

議長／中村君。

中村議員／ありがとうございます。

また時間があれば再質問させていただきます。

続きまして、実効性ある有害鳥獣対策、アライグマ対策とはについて質問させていただきます。

福井県内では、アライグマによる農作物被害や住宅侵入などの問題が深刻化しております。

繁殖力が強く、都市部にも適応するアライグマに対しては、たまに捕獲するでは追いつきません。

特に春、繁殖期と秋、餌を求める時期に出没が集中するために、計画的、面的な一斉捕獲と出沒タイミングに合わせた対応が必要でございます。

しかし、捕獲に必要な資格講習は多くの自治体で年1回に限られております。

これでは、タイミングを逃した方が翌年まで待たなければならず、地域としての即応性に課題がございます。

他県の事例も調べてみました。

そこで、提案したいのが3つでございます。

1つ、通年対応型の資格制度を構築、2つめ、通報アプリやLINEなどを活用した市民との情報共有システムの整備、アライグマの被害が出ている特定エリア全体を対象に、集中的に捕獲を行う、3つ目、面的防除モデル地区の設置でございます。

こうした既に他県で成果を上げている取組を導入し、福井県アライグマ防除実施計画をさらに実効性のあるものへと進化させるべきと考えますが、所見を伺います。

また、アライグマは特定外来生物に指定されているため、捕獲後は原則として殺処分されます。

これは、生態系を守る上でやむを得ない措置とされていますが、何かほかの方法はないかという声もあります。

こちらも他県の事例を調べてみました。

避妊手術をした上で、動物園などで教育目的に活用したり、一定期間の一時保護を通じて学びの場とする取組も始まっているようです。

殺さずに生かす、そんな選択肢を地域で模索することも、命の尊さ、そして外来種問題を伝える教育の一環となり得るというふうに考えております。

質問です。

捕獲したアライグマのうち、健康で感染症リスクの少ない個体については動物園や自然学習施設と連携した教育の活用や、一時保護の仕組みづくりなど殺さない選択肢を模索する考えはないか、お伺いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、捕獲したアライグマの殺さない選択肢を模索する考えについて、お答えいたします。

アライグマは外来生物法で防除の対象とされ、環境省の指針におきましても、積極的な捕獲を推進することとされております。

本県では、令和6年度に有害捕獲した540頭全てを殺処分しております。

他県の動物園では、特定外来生物対策の普及啓発を目的とし、例外的に少数のアライグマの飼育を行っている例もありますが、現時点で県内の動物園からはアライグマを飼育したいという要望はございません。

また、自然保護センターでは、生物多様性の観点からハヤブサなどの希少種については一

時保護を行っておりますが、アライグマなど外来種につきましては対応してございません。こうした状況の中、アライグマについては、農作物や生活環境などに与える被害も深刻でありまして、県としましては、引き続きしっかり防除していきたいと考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／福井県アライグマ防除実施計画の実効性ある取組についてお答えをいたします。

アライグマにつきましては、生態系や農業などに悪影響を与える特定外来生物でございまして、県では防除実施計画を策定しているところでございます。

市町におきましては、市町自らが編成する有害鳥獣捕獲隊が住民からの捕獲要請を受けて行う捕獲のほか、県の防除実施計画に基づいて開催します捕獲従事者講習会を受講した者に許可を与えて捕獲を行っています。

また、坂井市におきましては、アライグマなどの中獣類に限って捕獲を行う会員を、猟友会員に限定せず公募により採用し、捕獲強化に取り組んでおられますので、こういった取組を他の市町にも展開していきたいと考えております。

議員から御提案いただきました対策につきましては、他県における成果や費用対効果などの情報を収集しまして、市町とも意見交換しながら、実効性ある取組が実施できないか、検討していきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／アライグマに関しては、ぜひ面的に即効性のあるものをしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

少し時間がありますので、障がい者福祉について再質問させていただきます。

健康福祉部長にお伺いいたします。

ヘルプマークの普及ですが、非常にこのマークを持っていच्छる障がい者の方がすごく増えているというふうに感じていच्छると思います。

その一方で、障がいの特性とか、そういったものを理解している健常者といいますか、障がい者の方というのはどれぐらいいच्छると、感覚的でも結構ですので、思いますか。

私はそこが一番の問題だというふうに感じております。

特性一つ一つ詳しく知るといのは難しいことかもしれませんが、やはり啓発をしっかりとやっていただきたいという意味で、これを一つ質問とさせていただきたいなというふうに思っておりますし、タウンミーティングに関しましては、ウェブでしっかりと声を聴取するなど新しい仕組みをつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

ぜひそういった声をまた見える化していただきたいなというふうに思っております。

この意見は要らないとか、そういったふうに捉えられてしまう方もいच्छるみたいなので、その辺もよろしくお願いいたします。

これは要望です。

お願いします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／御質問いただきました内容につきまして、数値的なものは私たちも把握はできておりませんが、ただ、ヘルプマークについては、持たれる範囲がやっぱり、かなり広い疾患も含めて持っておられることになります。

その点で、その一つ一つの疾患をどのように理解していただいて、どのようにその人に対して合理的配慮をしていくべきなのかといったところについてはまだちょっと課題があるというふうに認識しておりますので、ここはまた当事者の方々の御意見などをいただきながら、私たちのほうで周知に努めてまいりたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／先ほども提案しましたが、やはり公共施設とか商業施設、そういった民間施設など、しっかりとマニュアル化をして、研修はしっかりと進めていただきたい、そういうふうにも要望をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにはないものと認め、日程第１の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第２の請願についてをあわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第１項の規定によりまして、日程第１のうち議案12件を、配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第１項の規定により、日程第２の請願１件を、配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査などのため、明26日から７月７日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審議され、来る 7 月 8 日に、その審査の経過及び結果について、御報告をお願いいたします。

来る 7 月 8 日は、午後 2 時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日は、以上で散会いたします。